

豊後大野市地域防災計画

(風水害等その他の災害対策編)

令和4年11月修正版

豊後大野市防災会議

目 次

第 1 部	総 則	1
第 1 章	計画の目的	2
第 1 節	計画の目的	2
第 2 節	計画の性格と内容	2
第 3 節	計画の理念	2
第 4 節	計画の位置づけ	3
第 5 節	計画の修正	4
第 6 節	計画の周知	4
第 2 章	豊後大野市の地勢及び気象	5
第 1 節	位置及び面積	5
第 2 節	地形及び地質	5
第 3 節	災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	6
第 4 節	気 象	8
第 3 章	災害とその特性	9
第 1 節	豪雨災害・台風	9
第 2 節	その他の気象災害等	11
第 4 章	被害の想定	12
第 1 節	豪雨災害・台風	12
第 2 節	その他の災害	12
第 5 章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	13
第 2 部	災害予防	20
第 1 章	災害予防の基本方針等	21
第 1 節	災害予防の基本的な考え方	21
第 2 節	災害予防の体系	23
第 2 章	災害に強いまちづくり	24
第 1 節	被害の未然防止事業	24
第 2 節	災害危険区域の対策	26
第 3 節	防災施設の災害予防管理	27
第 4 節	都市・地域の防災環境整備	29
第 5 節	建築物の災害予防	30

第6節	農林産物の災害予防	30
第7節	水害防止対策の実施	31
第3章	災害に強い人づくり	33
第1節	自主防災組織	34
第2節	防災訓練	38
第3節	防災教育	42
第4節	消防団（水防団）・ボランティアの育成、強化	47
第5節	要配慮者の安全確保	48
第6節	帰宅困難者の安全確保	53
第7節	地域ごとの避難計画	54
第8節	市民運動の展開	55
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	56
第1節	初動体制の強化	58
第2節	活動体制の確立	61
第3節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	66
第4節	救助物資の備蓄	70
第5章	その他の災害予防	71
第1節	災害対策資金の確保	71
第2節	その他の災害予防	71
第3部	災害応急対策	72
第1章	災害応急対策の基本方針等	73
第1節	災害応急対策の基本方針	73
第2節	市民に期待する行動	73
第3節	災害応急対策の体系	76
第2章	活動体制の確立	77
第1節	組織	77
第2節	動員配備	83
第3節	通信連絡手段の確保	90
第4節	気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等	91
第5節	災害情報、被害情報の収集、伝達	99
第6節	災害救助法の適用及び運用	101
第7節	相互応援協力体制の確立	105
第8節	防災ヘリコプターの派遣体制の確立	107
第9節	自衛隊の災害派遣体制の確立	109
第10節	技術者、技能者及び労務者の確保	114

第 11 節	ボランティアとの連携.....	115
第 12 節	帰宅困難者対策	117
第 13 節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	118
第 14 節	交通確保・輸送対策	118
第 15 節	広報活動・災害記録活動	126
第 3 章	生命、財産への被害を最小限とするための活動	129
第 1 節	風水害に関する情報の収集・市民への伝達等	129
第 2 節	火災に関する情報の収集、伝達	130
第 3 節	水防計画	132
第 4 節	避難の指示及び誘導	138
第 5 節	救出救助	148
第 6 節	救急医療活動	151
第 7 節	消防活動	155
第 8 節	二次災害の防止活動	156
第 9 節	火山災害対策	157
第 4 章	被災者の保護、救援のための活動	161
第 1 節	避難所運営活動	161
第 2 節	避難所外被災者の支援.....	167
第 3 節	食料供給	168
第 4 節	給水	171
第 5 節	被服寝具その他生活必需品給与	172
第 6 節	医療活動	175
第 7 節	保健衛生活動	176
第 8 節	廃棄物処理	180
第 9 節	行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬.....	181
第 10 節	住宅の供給確保等.....	184
第 11 節	文教対策	189
第 12 節	社会秩序の維持・物価の安定等	193
第 13 節	義援物資の取扱い.....	195
第 14 節	被災動物対策	195
第 5 章	社会基盤の応急対策	197
第 1 節	電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策.....	197
第 2 節	道路、河川、都市公園、鉄道の応急対策	198
第 3 節	農林業に関する応急対策	198
第 4 節	集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策.....	203
第 5 節	放射能対策	203

第4部 災害復旧・復興	205
第1章 災害復旧・復興の基本方針	206
第2章 公共土木施設等の災害復旧	207
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	209
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要	211
第5章 激甚災害の指定	211

第 1 部 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、前線や台風等に伴う大雨や風水害等にかかる防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化と充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

また、この計画は、豊後大野市地域防災計画「風水害等その他災害対策編」であり、別途策定する豊後大野市地域防災計画「震災対策編」とは、対象とする災害の種類において区別される。

- （1）市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- （2）防災業務の促進、防災業務施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他災害予防に関する事項
- （3）情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- （4）災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- （5）各種災害復旧に関する事項
- （6）その他防災に関し必要な事項

第3節 計画の理念

「市民の生命、身体と財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々

の施策を有機的に結びつけながら防災対策を総合的に推進していく。

1 市民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・ 災害に強いまちづくり
- ・ 災害に強い人づくり
- ・ 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

2 迅速、的確な災害応急対策の実施

- ・ 活動体制の確立
- ・ 生命、財産への被害を最小限とするための活動の展開
- ・ 被災者の保護、救援のための活動の展開
- ・ 社会基盤の応急対策の迅速、的確な推進

3 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ

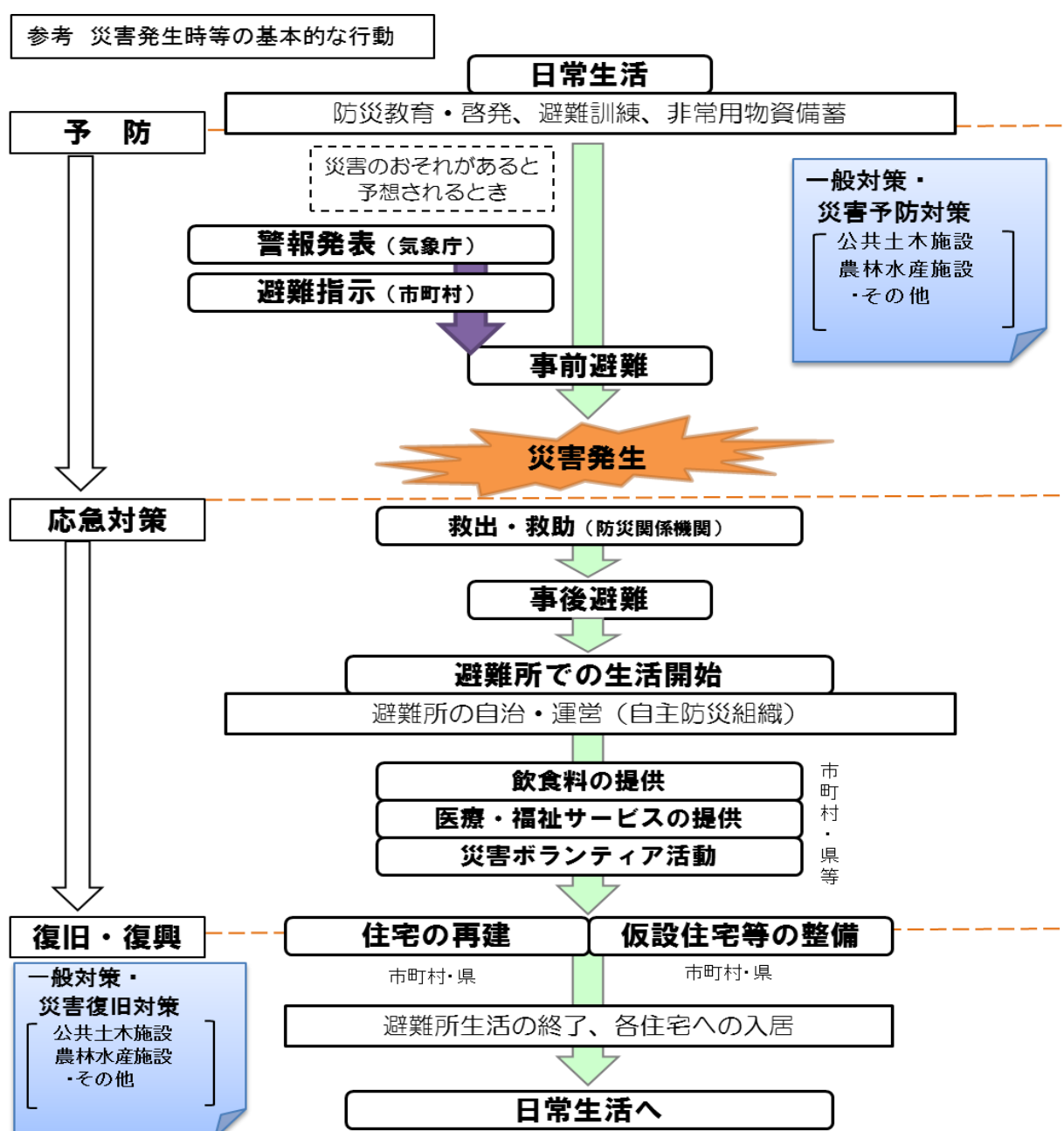


第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市職員、防災関係機関職員、地域市民に周知徹底させるとともに、その適切な運用を図るものとする。



第2章 豊後大野市の地勢及び気象

第1節 位置及び面積

本市は、県の南西部に位置し、大分市、臼杵市、佐伯市、竹田市、宮崎県の高千穂町、日之影町と接している。東西に22km、南北に31km、総面積 603.36km²、市本庁舎は、東経131度35分04秒、北緯32度58分39秒、海拔133mに位置する。

本市の最低地は犬飼町下津尾の大野川沿いで標高30m、最高地は祖母山山頂で標高1,756mである。

第2節 地形及び地質

臼杵川河口から熊本県八代を結ぶ臼杵―八代構造線という大規模な断層が、市の東から西にやや斜めに走っている。臼杵―八代構造線は、九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帯・外帯と呼ばれる。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯等が分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生界～中生界の砂岩、頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分があり、その一部では鍾乳洞が見受けられる。

これらの一帯に本市の主要山塊がほとんど入っており、山岳～高台～河川～溪流が複雑に入り込み、起伏に富んだ急傾斜地帯がかなり多い。

河川は、大野川水系で平井川、緒方川、奥嶽川、茜川、三重川、中津無礼川、奥畑川等の支流に大別される。これらは阿蘇火砕流の分布地域を流れるため、深い峡谷や滝などがみられる。

土壌は、全般的に阿蘇火砕流による火山灰土及び粘土質土壌からなっており、災害には弱い地質である。



【大分県地質構造図】

第3節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1 災害の素因と誘因

(1) 災害の素因（地盤環境）

○災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

○災害に対応する場合は、特に自然から見た土地の理解が非常に重要になってくる。素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

（基本的な視点の例）

- ・地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダムの基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- ・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。

(2) 災害の誘因（地震環境）

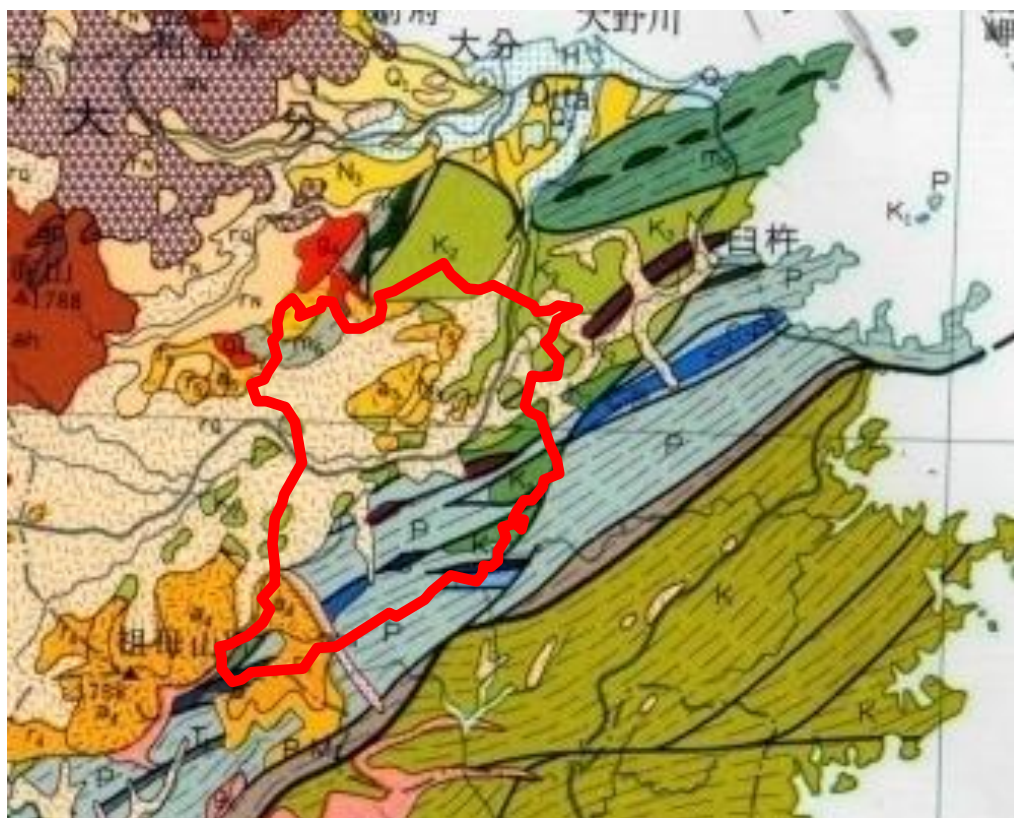
○災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、本市においては、地震を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

2 災害に対する基本的な考え方

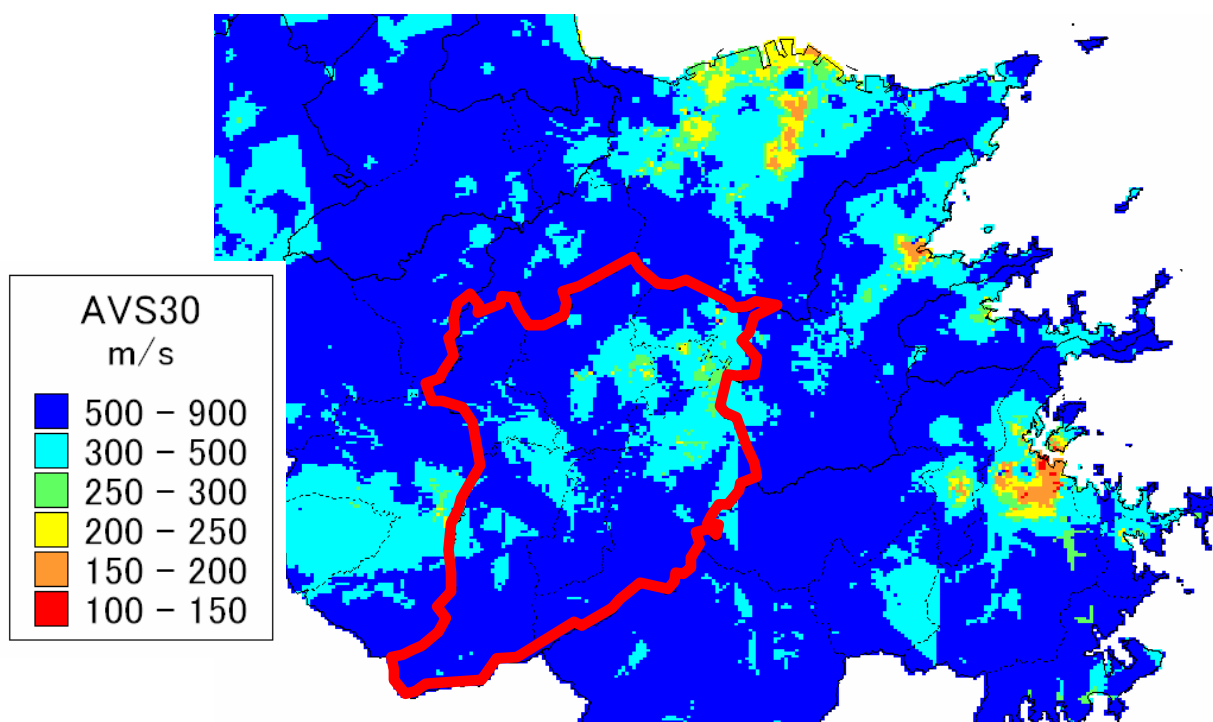
○起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や土地を見て知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、市民全体がそれらの認識を持つことが重要である。

○地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。

(参考関連
図)



大分県の地質図



層

地盤モデル (AVS30) 図 (AVS30 の値が小さいほど軟弱地盤となる)

AVS30 とは、地面のかたさ・やわらかさの目安となる微地形区分及びボーリング地点をもとに地表から深度 30m までの平均 S 波速度を求めたものです。地面の硬さをあらわして、ゆれやすさマップを作るもととなっています。

第4節 気 象

本市の気象は、おおむね温暖で、四季を通じて雨量は多く、年間の平均雨量は1,801mm、平均気温は15.3度であり、内海型気候区、南海型気候区、山地型気候区の3つの気候区に属している。

風は全般的に弱く年平均2～3m/sで、冬は北西、夏は南西の季節風が多い。樹木及び農作物の繁茂には適しているが、夏から秋にかけては、台風の通過によって著しい被害を受けることがある。

(1) 内海型気候区

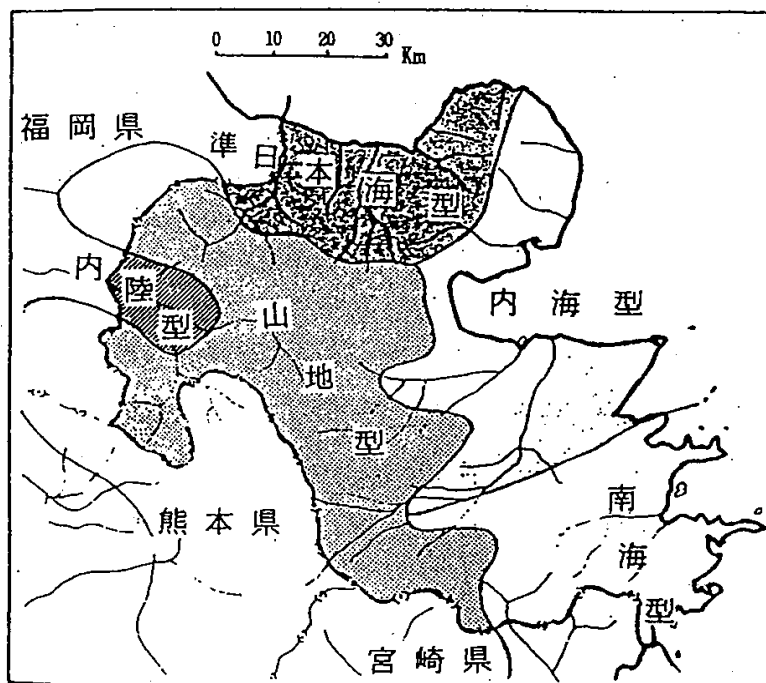
別府湾と臼杵湾に臨み、冬季は比較的晴天の日が多く、年平均気温は15℃前後、年間降水量は2,000mm前後である。

(2) 南海型気候区

津久見以南で豊後水道に臨み、温暖多雨。年平均気温は15～17℃、年間降水量は、2,000～2,400mmである。

(3) 山地型気候区

英彦山、九重山、祖母山系などを含む海拔300～400m以上の高地では、冬は気候の変化が激しく降水量が多い。年平均気温は、11～14℃、年間降水量は1,800～2,800mmである。



大分県の気候区

第3章 災害とその特性

第1節 豪雨災害・台風

本市における気象災害の多くが、台風、梅雨、低気圧（前線）によるものである。

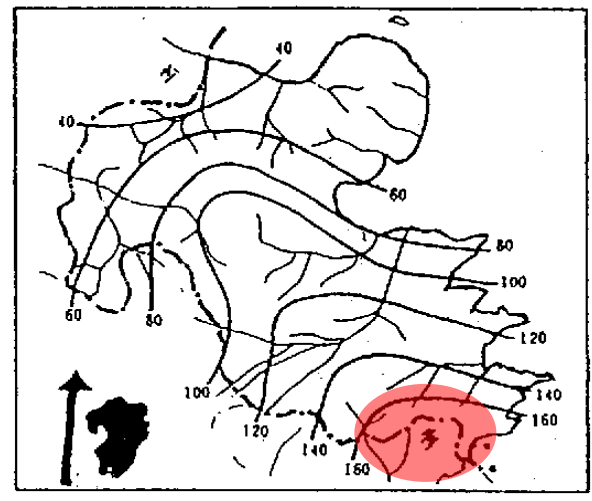
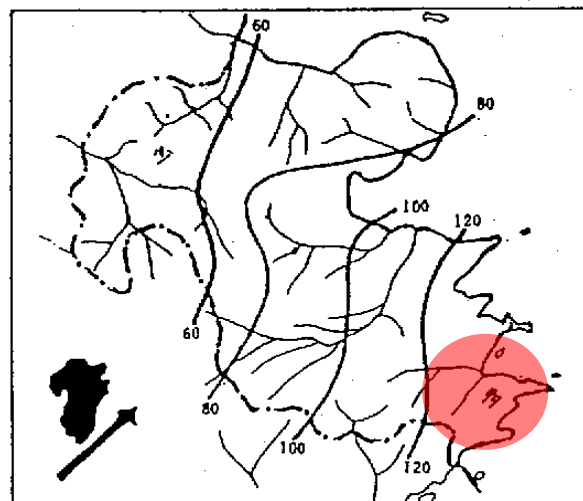
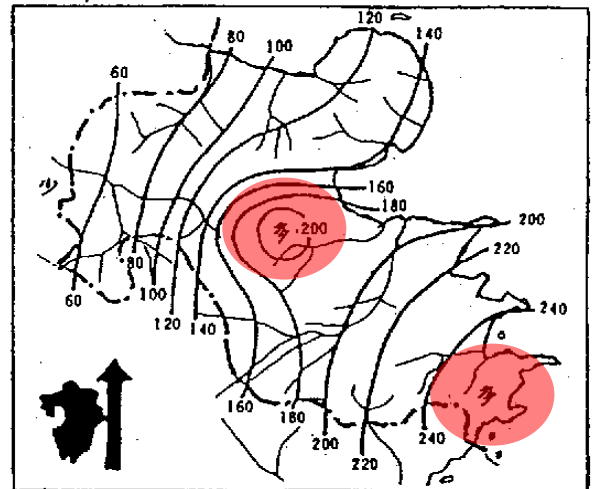
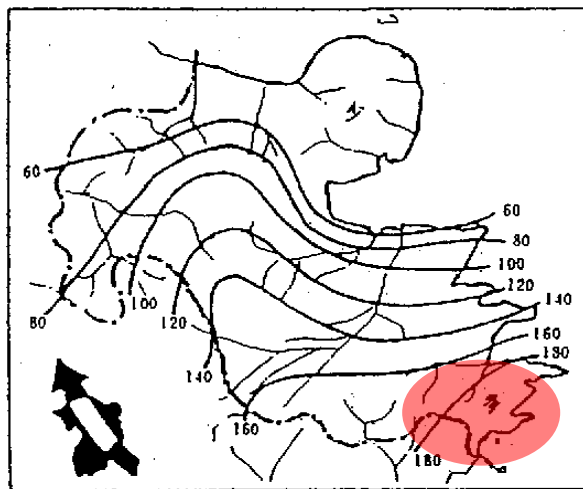
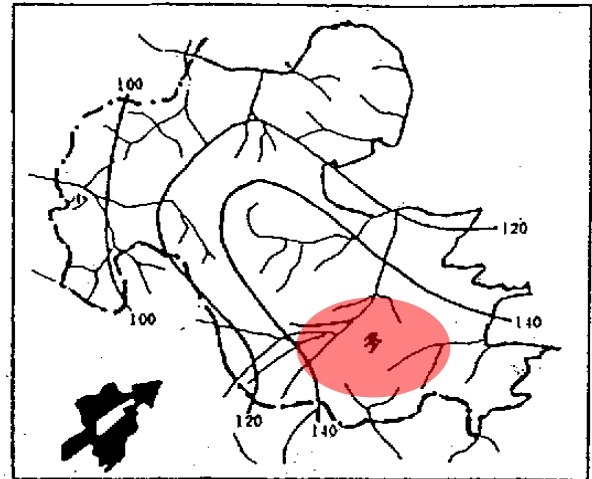
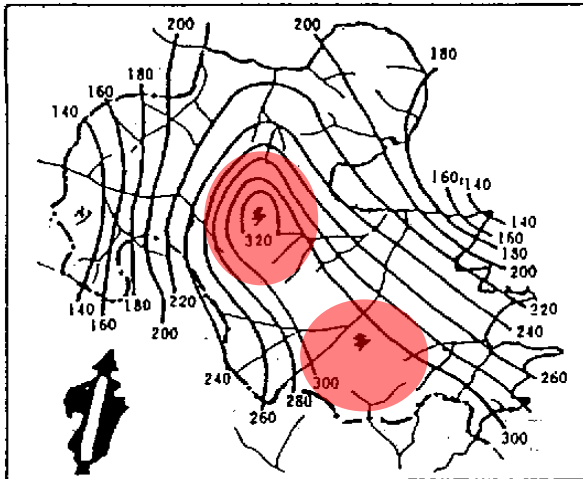
この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れ等が発生して大きな被害を及ぼしてきた。

平成2年7月2日の梅雨前線豪雨と平成5年9月3日の台風13号は、大野川周辺の集落及び大野川水系の支流に大災害をもたらした。

平成8年8月の積乱雲の活発な活動による集中豪雨は、1時間に100ミリ程度の雨量を記録している。また平成9年の台風19号、平成11年の台風18号、平成17年の台風14号等では中小河川の氾濫、都市排水の氾濫、急傾斜地等でのがけ崩れが多数発生した。

さらに、平成24年7月の九州北部豪雨では、県の西部や中部に「これまでに経験したことのないような大雨」の表現で警戒を呼びかけられるほどの記録的な大雨となった。平成29年7月の九州北部豪雨においては、気象台が特別警報発令の運用が始まって以来初めて大雨特別警報を発表し、9月の台風18号は、土砂災害及び浸水災害が発生し大野川沿いを中心に甚大な被害を及ぼした。

本市の場合、大野川上流域での豪雨には十分な警戒が必要である。



台風の経路と大分県の雨量分布

第2節 その他の気象災害等

1 火災

火災の月別発生件数では、3月から4月期がもっとも多く、これは、原野等の火入れの際の火気取扱者の不注意が主な原因である。次いで12月から2月にかけての発生率が高く、この期間は火気を扱う機会が多く、雨量が少なく空気が乾燥していることが原因で発生している。

2 雪害

市の降雪期間は12月から3月であり、大雪になることはほとんどないが、まれに降雪や凍結によって農作物、電力施設、交通機関等に被害を及ぼすことがある。

40数年ぶりとなった平成26年2月の大雪は、市内で20cmから1mを越す積雪があり、停電、断水、道路の通行止めなどが発生し、ライフライン、農林業など広い範囲に被害が発生した。

3 火山噴火災害

市内に活火山はないが、市に影響及ぼす火山として県内のくじゅう連山、鶴見岳、熊本県の阿蘇山、鹿児島県の桜島がある。

くじゅう連山のうち硫黄山が平成7年10月に257年ぶりに噴火し、その後も火山活動を続けているが、火山活動に大きな変化は認められず、静かな状態が続いている。硫黄山が噴火した場合には、噴石、降灰が想定される。

一方、阿蘇山、桜島の噴火の影響で県下に火山灰が降り、農作物に影響を及ぼしている。特に、阿蘇中岳の噴火による降灰では、本市の農作物に被害が発生している。

4 干害

近年の異常気象によって梅雨期や台風期に降雨が少ないことがある。平成5年には石場ダムが枯渇したことがあり、農業用水の不足で農作物の被害が発生している。近年では、平成23年の4月から5月にかけても降雨がなく、大野町師田原ダムでは取水制限を実施、飲料水や農業用水の不足によって市民生活、農作物への被害が発生した地域もあり、市では渇水対策を施した。

第4章 被害の想定

第1節 豪雨災害・台風

近年、市での大規模な豪雨災害・台風は、平成2年7月2日の梅雨前線による集中豪雨、平成5年9月3日の台風13号、平成24年7月の九州北部豪雨、そして最近では平成29年7月の九州北部豪雨、同年9月の台風18号などがある。過去において死者を伴う災害は昭和26年10月のルース台風など5件あった。また、平成29年9月の台風18号では1名の犠牲者がでた。これら既往の風水害と同程度の災害に加え、近年では、線状降水帯などの局地的集中豪雨による大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものである。

なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報や気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までにいわゆる「警戒段階」があり、この時期において、必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動を実施できる。

第2節 その他の災害

市におけるその他の各種災害については、第3章で記した災害特性を踏まえ、既往の大規模な災害による被害を本計画の被害想定と位置づける。

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市（市長、消防機関、教育委員会）

市は、第1段階の防災関係機関として次の事項を担当し、また災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県知事の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- （1）市防災会議に関すること。
- （2）災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- （3）気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること。
- （4）災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- （5）被害状況の調査報告に関すること。
- （6）消防、水防、その他応急処置に関すること。
- （7）居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示に関すること。
- （8）被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
- （9）清掃、防疫、その他保健衛生に関すること。
- （10）所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- （11）その他防災に関し、市の所掌すべきこと。

2 県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市に対し必要な防災上の指示を行う。

- （1）県防災会議に関すること。
- （2）災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。
- （3）被害状況の収集調査に関すること。
- （4）水防その他の応急措置に関すること。
- （5）犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- （6）県営ダム等の防災管理に関すること。
- （7）緊急輸送車両の確認に関すること。
- （8）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- （9）所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- （10）その他防災に関し、県の所掌すべきこと。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関しする次の事項を担当するとともに、市の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行うものとする。

- （1）九州管区警察局

- イ 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。
 - ロ 広域的な交通規制の指導調整に関する事。
 - ハ 災害時における他管区警察局との連携に関する事。
 - ニ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
 - ホ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
 - ヘ 災害時における警察通信の運用に関する事。
- (2) 九州財務局（大分財務事務所）
- イ 公共事業等被災施設査定の手会に関する事。
 - ロ 地方公共団体に対する災害融資に関する事。
 - ハ 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。
 - ニ その他防災に関し財務局の所掌すべき事。
- (3) 九州厚生局
- イ 被害状況の情報収集、通報に関する事。
 - ロ 災害時における関係職員の現地派遣に関する事。
 - ハ 災害時における関係機関との連絡調整に関する事。
 - ニ その他防災に関し、厚生局の所掌すべき事。
- (4) 九州農政局（大分県拠点）
- イ 農地、農業用施設及び農地の保全に係る施設等の応急復旧に関する事。
 - ロ 災害時における応急用食料の調達・供給に関する事
 - ハ 主要食料の安定供給対策に関する事。
 - ニ その他防災に関し農政局の所掌すべき事。
- (5) 九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）
- イ 国有林野の治山事業の実施に関する事。
 - ロ 保安林、保安施設等の保全に関する事。
 - ハ 国有災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事。
 - ニ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべき事。
- (6) 九州経済産業局
- イ 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。
 - ロ 被災した中小企業等に対する融資あっ旋に関する事。
 - ハ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべき事。
- (7) 九州産業保安監督部
- イ 鉱山における災害の防止に関する事。
 - ロ 鉱山における災害時の応急対策に関する事。
 - ハ 危険物等の保全に関する事
 - ニ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。
- (8) 福岡管区気象台（大分地方気象台）
- イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。

- ロ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて市民への周知に關すること。
 - ハ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に關すること。
 - ニ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に關すること。
 - ホ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に關すること。（活動に当たっては大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
 - ヘ 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に關すること。
- (9) 第七管区海上保安部（大分海上保安部）
- イ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に關すること。
 - ロ 災害に關する情報収集及び関係機関等との連絡調整に關すること。
 - ハ 地震・津波警報等の伝達に關すること。
 - ニ 海難救助及び緊急輸送等に關すること。
 - ホ 流出油・有害液体物質の防除指導に關すること。
 - ヘ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に關すること。
 - ト 犯罪の予防・治安の維持等に關すること。
 - チ その他防災に關し、海上保安部の所掌すべきこと。
- (10) 大阪航空局（大分空港事務所）
- イ 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に關すること。
 - ロ 航空保安施設の整備点検及び施設の耐震補強に關すること。
 - ハ 航空機捜索救難業務の強化並びに、関係行政機関との協調に關すること。
 - ニ 航空機の安全運航の向上に關すること。
 - ホ 航空機災害に対する消火救難業務の拡充強化及び訓練の実施に關すること。
 - ヘ その他防災に關し、空港事務所の所掌すべきこと。
- (11) 九州運輸局（大分運輸支局）
- イ 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者には協力要請を行うこと。
 - ロ 被災者、救済用物資等の輸送調整に關すること。
 - ハ 自動車運送事業者に対する輸送命令に關すること。
 - ニ 船舶運航事業者に対する航海命令に關すること。
 - ホ 港湾運送事業者に対する公益命令に關すること。
 - ヘ その他防災に關し運輸支局の所掌すべきこと。
- (12) 九州地方整備局（大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所）
- イ 直轄河川の整備、管理及び水防に關すること。
 - ロ 直轄国道の整備、管理及び防災に關すること。

- ハ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
- ニ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
- ホ 大規模な災害が発生しまたは発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること。
- ヘ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

(13) 九州総合通信局

- イ 非常通信体制の整備に関すること。
- ロ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- ハ 災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関すること。
- ニ 災害時における電気通信の確保に関すること。
- ホ 非常通信の統制、管理に関すること。
- ヘ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(14) 大分労働局

- イ 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- ロ その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと。

4 自衛隊

- (1) 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。
- (2) 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。
- (3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、地域防災計画で定める事項について、市が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

(1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）

- イ 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- ロ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）

- イ 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- ロ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。

(3) 西日本電信電話株式会社（大分支店）

電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。

(4) KDD I 株式会社（九州総支社）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(5) 株式会社NTTドコモ九州支社（大分支店）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(6) 日本銀行（大分支店）

- イ 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること。
- ロ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。
- ハ 金通機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。
- ニ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
- ホ 各種措置に関する広報に関すること。

(7) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 医療救護に関すること。
- ロ 救援物資の備蓄と配分に関すること。
- ハ 災害時の血液製剤の供給に関すること。
- ニ 義援金の受付と配分に関すること。
- ホ その他災害救護に必要な業務に関すること。

(8) 日本放送協会（大分放送局）

- イ 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
- ロ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

(9) 日本通運株式会社（大分支店、三重営業所）

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

(10) 九州電力株式会社（大分支店）、九州電力送配電株式会社（三重配電事業所）

- イ 電力施設の整備と防災対策に関すること。
- ロ 災害時における電力供給確保に関すること。

(11) 西日本高速道路株式会社（九州支社）

管理する道路等の整備・改修に関すること。

(12) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）

- イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
- ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
 - (イ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - (ロ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - (ハ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - (ニ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。
 - (ホ) ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。
- ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。

(13) ソフトバンク株式会社

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(14) 楽天モバイル株式会社

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

(1) 大分県農業協同組合、大野郡森林組合、豊後大野市農林業振興公社

- イ 市が実施する農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。
- ロ 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。
- ハ 被災農林家に対する融資又はその斡旋に関すること。
- ニ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。
- ホ 飼料、肥料、種苗等の確保対策に関すること。

(2) 豊後大野市商工会

- イ 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資斡旋等の協力に関すること。
- ロ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋に関すること。

(3) 豊後大野市医師会

- イ 災害時における負傷者の医療救護、助産救助及び収容患者に対する医療の確保に関すること。
- ロ 災害時における助産、医療救護に関すること。

(4) 豊後大野市自治委員会、豊後大野市地域女性団体

市が実施する応急対策についての協力に関すること。

(5) 市内建設業者（「災害時等における緊急作業等についての協定書」の締結業者）

- イ 災害時における道路啓開に関すること。
- ロ 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

(6) 豊後大野地区危険物安全協会

災害時における危険物の保安措置に関すること。

(7) 株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社

気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

(8) 公益社団法人大分県トラック協会

- イ 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- ロ 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣協力に関すること。

(9) 大分バス株式会社、大野竹田バス株式会社、臼津交通株式会社

- イ 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
- ロ 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。

(10) 一般社団法人大分県L P ガス協会豊後大野支部

- イ ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- ロ 災害時におけるガス供給確保に関すること。

ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

- (11) 有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分総局、一般社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局

気象警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

- (12) 一般社団法人大分県歯科医師会豊後大野支部

災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。

- (13) 公益社団法人大分県看護協会

イ 災害時における災害看護に関すること。

ロ 災害後の要援護者の支援に関すること。

- (14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

イ 災害ボランティアに関すること。

ロ 避難行動要支援者への支援に関すること。

ハ 生活福祉資金の貸付に関すること。

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与すると

と
もに、市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第 2 部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

市において風水害、火災等のその他の災害に対して、市民の生命、財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。そのため、本項でいう「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（斜面、護岸等における防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防、特殊災害予防対策
- (5) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査等）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 効果的な防災訓練の実施
- (3) 防災教育
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (6) 帰宅困難者の安全確保

(7) 地域ごとの避難計画の策定

(8) 市民運動の展開

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

(1) 初動体制の強化（職員配備・本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備等）

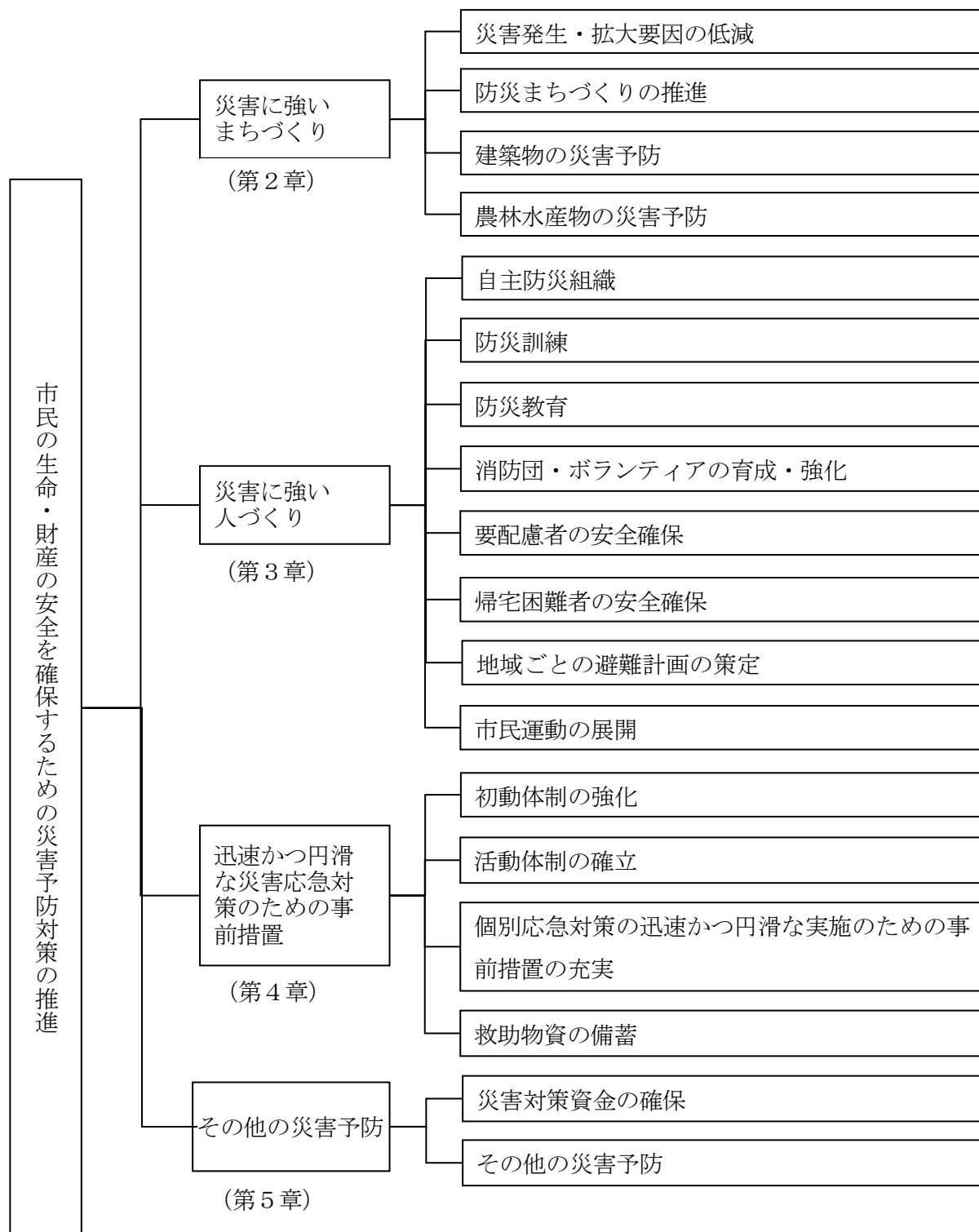
(2) 活動体制の確立（職員の防災能力の向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報公聴体制、防災拠点の整備等）

(3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）

(4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

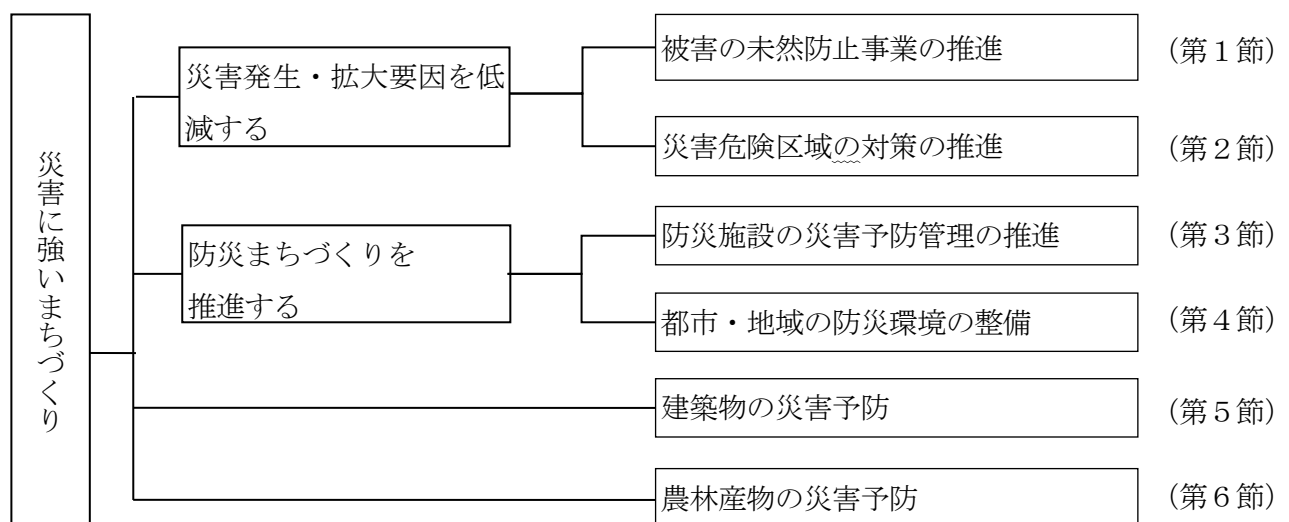
第2章から第4章に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。



第2章 災害に強いまちづくり

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路、砂防その他公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の土地保全事業、都市の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容として、農林産物の災害予防、特殊災害の予防及び防災研究の推進と合わせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置づけられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

〔建設課、農林整備課、総務課〕

各種の災害から地域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 治山事業

市の森林面積は、市の 74.0 パーセントを占めており、このため災害も山地に起因するものの発生率が高い。平成 4 年には三重町において土砂崩壊によって死者を出す災害が発生しており、治山事業は、県と連携して山地災害危険地区における治山施設及び地すべり防止施設の計画的な整備と保安林機能の向上を基本に実施する。また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

2 土砂災害防止事業

地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第52号）」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

平成29年に市内朝地町で大規模な地すべり災害が発生した際は、地下水を抑制する集排水工事と地盤に鋼管杭を打ち込む地すべり抑止工事を行った。また、流出土砂による河道閉塞に対応するための仮設排水路を設置した。

3 河川改修事業

平成2年、平成7年及び平成24年の豪雨、そして平成29年の豪雨、台風災害では大野川の氾濫により流域の集落に大きな被害をもたらした。このため大野川の河川改修事業が実施され、水害予防対策がなされた。また市内の中小河川においても災害復旧や改修工事等により漸次改修されつつあるが、なお、未改修の河川もあり、出水時に危険な状態になっている。近年は、内水被害を受ける地域があり、その水対策も重要となってきた。

河川改修事業は、各水系における一貫した事業計画と、これに関連する各種防災保全事業との十分な調整を図り実施しなければその成果を発揮することができないので、治山、治水、砂防事業等と連携した改修事業を実施するものとする。また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

4 砂防事業

土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から住民の生命や財産を守るため、「砂防えん堤」などのハード対策と「警戒避難体制の強化や土地利用規制」などのソフト対策の両輪で総合的な土砂災害対策を推進する。

砂防事業では、土石流による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、砂防えん堤などの砂防設備を整備する。急傾斜地崩壊対策事業では、がけ崩れによる被害を防止するため、急傾斜地崩壊危険箇所等において、擁壁工や法面工などの急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

5 道路整備事業

道路は、市民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時には人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を果たすものである。市道の整備についても国、県の方針に基づき防災活動上主要な幹線道路から逐次整備を推進する。その他の農道、林道等の産業開発道路についても防災を重視した整備改良をする。

6 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、かん水等に対して農地、農業用設備等を防護するため、ため池、用排水施設等を整備して災害の発生防止を図る。

イ ため池整備事業

災害発生のおそれのあるため池の整備

ロ 用排水施設等整備事業

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

ハ 農地保全整備事業

農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設等の整備

ニ 地域防災機能増進事業

地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備

ホ 農業用河川工作物等応急対策工事

災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備

ヘ 地すべり対策事業

地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等

ト 防災重点農業用ため池緊急整備事業

防災重点農業用ため池の防災工事及び廃止工事の実施、ハザードマップや遠隔監視システム等を活用した関係住民の安全確保

第2節 災害危険区域の対策

〔建設課、農林整備課、総務課〕

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 災害危険区域の調査

災害において迅速・的確な災害対策ができるように地域内の危険区域を次の区分により調査・把握する。

(1) 砂防指定地

砂防法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域

(3) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防

止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

(4) 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づく指定区域

(5) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律に基づく指定区域とする。

(6) 浸水想定区域

水防法に基づく浸水が想定される区域

(7) 保安林及び保安施設地区

森林法第25条及び第41条に基づく指定区域

(8) 水防上重点をおくべき区域

第3部第3章第3節「水防計

画」に定める重要水防区域、水防区域及び風倒木流出による水防区域

(9) その他災害危険予想箇所

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等

2 災害危険予想地域等の対策

(1) 災害危険予想地域については、地域における警戒避難体制の確立や現状において措置し得る最大限の被害防止対策を講じるため、毎年 1 回以上関係機関の協力を得て防災パトロールを実施する。また、法令に基づく土砂災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果を内部利用に供するほか、適宜に公表する。

(2) 防災パトロール結果については、調査台帳に災害区分及び緊急連絡員、指定避難場所、応急措置責任者等を記載するものとする。

(3) 災害危険予想地域については、地域住民が自主防災の立場から災害に対応する心構えを養うため、自主防災組織、自治委員及び消防団員を通じて周知、徹底させる。

第 3 節 防災施設の災害予防管理

〔建設課、農林整備課、総務課〕

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 水害予防管理対策

(1) 河川施設の維持管理

堤防護岸、水門、樋門は、出水期に備えて見回りを行い、不良箇所は早期に補修を行い、

万一に備えて防災倉庫に土嚢等の備蓄を行う。

(2) 道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路付属物は、それぞれの管理者において、一般交通に支障を及ぼさないよう常時良好な状態に保つよう維持管理に努める。

(3) 農業用施設の維持管理

農道、ため池、頭首工、水路、水門等の維持管理は、その規模、受益形態に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分した管理の徹底を図る。

(4) 電気・通信施設の維持管理

巡視結果に基づき、風水害等に備えた支持物、電線等の補修・補強や、支障木の伐採等を実施し、電気・通信設備の整備を図る。

2 総合的な土砂災害対策

(1) 砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事を推進する。

(2) 土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所の周知等

土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。

(3) 大分地方気象台及び県から提供される大雨による土砂災害警戒情報を避難指示等の判断等に活用するとともに、市民へ周知する。

(4) 関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、防災関係機関は十分な連絡調整を図る。

3 火山噴火災害対策

市に活火山はないが、近接するくじゅう連山が、もしも噴火した場合には、噴石、降灰の被害が想定される。また、熊本県阿蘇山及び鹿児島県霧島の降灰による農作物への被害も予測されるため、市民に対する情報提供体制を確立する。

4 雪害予防管理対策

降雪時における道路等の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど必要な措置を行う。

また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。

降雪時における電気、鉄道及び通信施設は、それぞれの管理者において必要な補修要員及び資機材を確保して、その障害の除去に努めるものとする。

第4節 都市・地域の防災環境整備

〔建設課、上下水道課、関係課〕

安全な都市・地域環境の実現と市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する。

さらに、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針等を位置つけた立地適正化計画に基づく都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する。

1 都市計画事業の実施

安全な都市環境の整備を促進するため、街路、都市公園等の都市施設整備事業を総合的かつ計画的に実施する。

2 宅地造成地の災害予防対策

宅地造成に伴う、がけ崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するための必要な防災対策事業の実施について、市は一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成等規制法の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融公庫の宅地防災資金融資をあっ旋する。

3 市街地の防災対策

市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業を通じて次の事項を推進する。

(1) 避難路の確保・整備

市街地道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時等において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。

また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 防災拠点の確保・整備

各総合運動公園（総合グラウンド）については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮できるよう整備を図る。

また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実行方法の検討を行う。

第5節 建築物の災害予防

〔建設課、財政課、消防本部、社会教育課、関係課〕

一般建築物の他、学校、病院等の特殊建築物及び文化財における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

1 一般建築物の不燃性、堅牢性の促進対策

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置や融資制度の活用を推進する。また、公用建築物についても、その不燃化及び堅牢化をさらに促進するものとする。

2 特殊建物の防災環境の整備促進（消防本部）

学校、病院、工場等の特殊建築物については、それぞれの所掌機関が協力して、その防災環境の整備を促進する。

（1）消防査察による指導

- イ 火災発生危険の排除
- ロ 火災拡大危険の排除
- ハ 自衛消防組織の確立
- ニ 消火設備の適正配置とその保全

（2）防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて管理面からの災害予防を促進する。

3 文化財の災害予防対策

市内には、数多くの文化財が現存しているが、文化財の重要性をかんがみ、保護するため、文化財防衛訓練を実施する。

第6節 農林産物の災害予防

〔農業振興課、農林整備課〕

農産物、林産物の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 農産物の災害予防対策

農作物は、気象現象や火山の降灰等の影響を受けやすいため、被害を生じる恐れのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、市は、気象、地形、土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種、土壤保全、その他の営農指導に努める。

2 林産物の被害予防対策

立木の大部分は自然に生育していることから、病虫害の危険にさらされている。中でもマツクイムシ被害は、昭和40年代に拡大し今も続いている。

また、近年は鹿による植栽木の被害が発生しているため、鹿の捕獲を推進し、適正頭数へ誘導し、林産物被害の軽減に努める。

第7節 水害防止対策の実施

〔総務課〕

国土交通省、県及び市は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動

することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。

1 浸水想定区域の指定

国土交通省又は県は、洪水予報河川又は特別警報水位に到達した旨の情報を提供する河川と指定した河川について、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

2 浸水想定区域における避難確保のための措置

市は浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項、その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響を生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 洪水ハザードマップの作成・普及

浸水想定区域をその区域に含む市長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

第3章 災害に強い人づくり

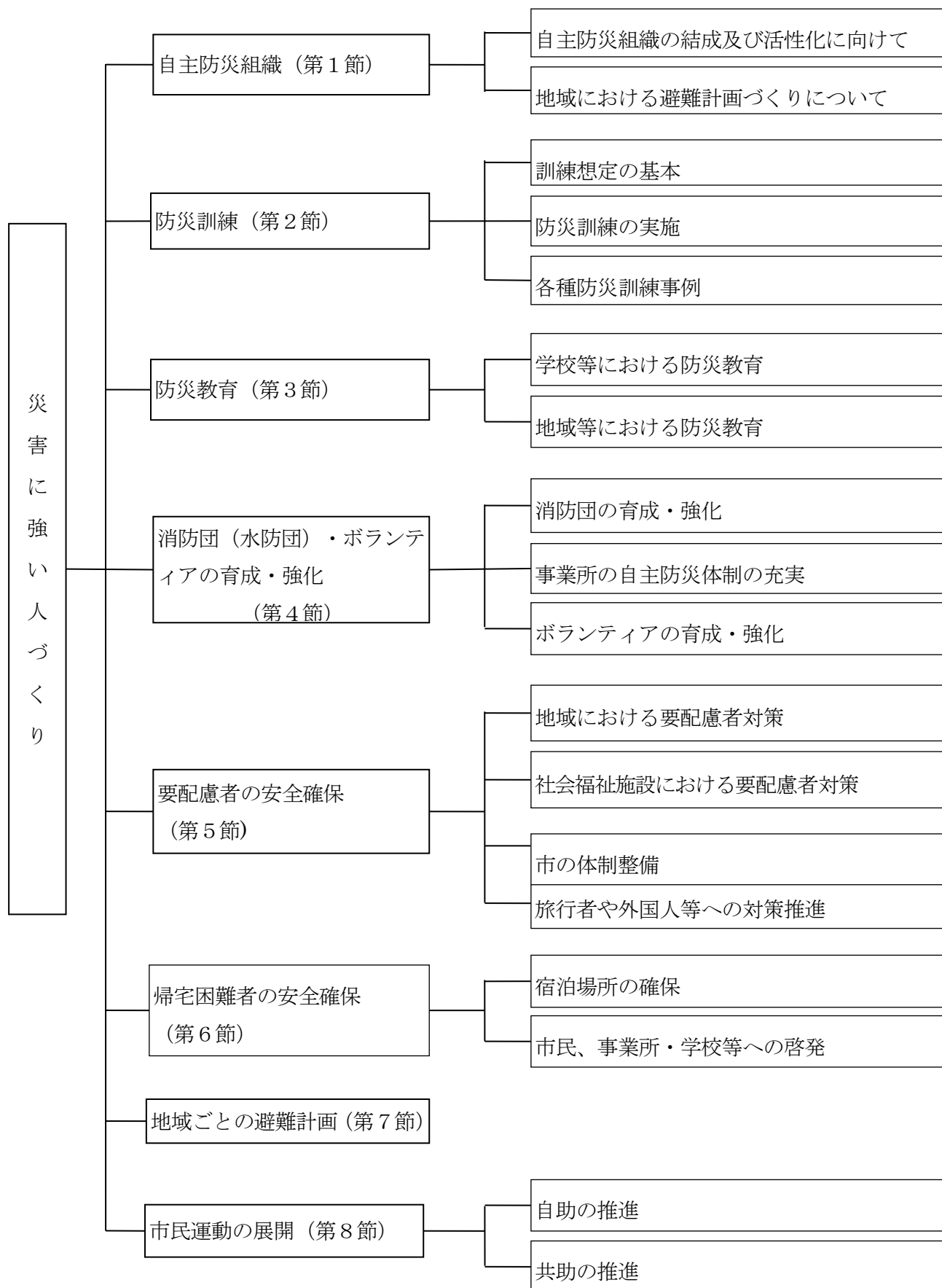
【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、「災害に強いまちづくり」や「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」とともに、市の防災対策の主要な施策であることから、防災関係機関の防災担当職員及び市民の防災対策上の役割と責務を周知し、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とする。

本対策は、防災関係職員と市民が一体となって取り組むべき対策である。したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に自主防災組織、防災士、ボランティア、民間企業、報道機関等すべての組織が関わり、その対応能力を向上させるものとする。

防災訓練、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用ながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



第 1 節 自主防災組織

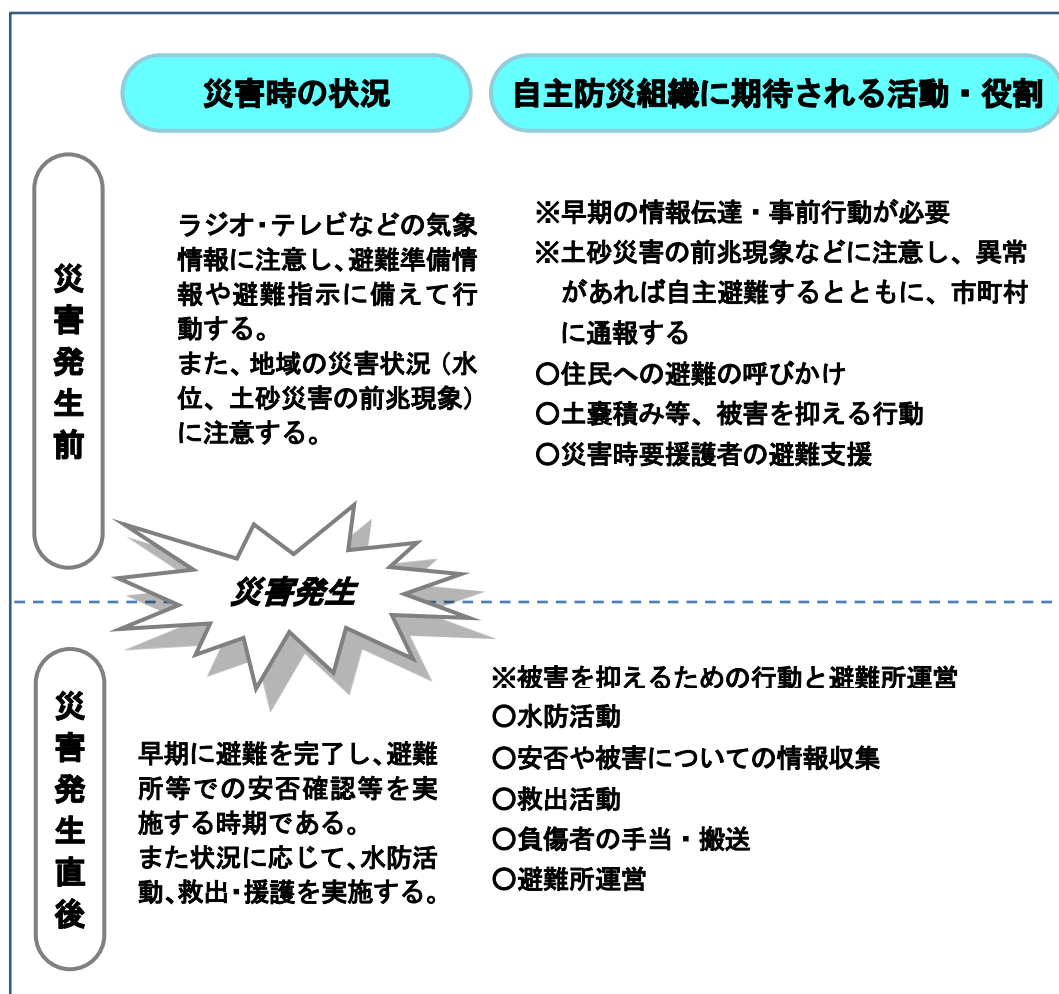
〔総務課、消防本部、社会福祉課、学校教育課、支所、関係課、社会福祉協議会〕

1 自主防災組織の結成及び活性化

(1) 自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第 5 条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動が行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）



(2) 本市の現状と課題

本市では、自治区を基本的な単位として地域の状況に応じた自主防災組織の設立を推進している。

令和 3 年 8 月現在の自主防災組織数は、173 組織、組織率は 78% と他の自治体と比較すると低く、今後は未組織の地域での組織化を促進するとともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。

(3) 自主防災組織の果たす役割と活動

イ 行政と地域住民との架け橋

避難指示等を発する際には、自治委員等からの情報も重要な判断材料とするが、必要な情報と的確な判断を行うためにも、日ごろから行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

ロ 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。

また、避難所の運営に自主防災組織が当たる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参画を促すことも重要である。

ハ 自主防災組織など自助・共助の取組の支援

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組みを支援する。

ニ 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校と協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時における地域住民の防災拠点としての機能の整備を図ることも重要である。

ホ 防災教育

自主防災組織は市の防災担当や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

ヘ 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市は福祉関係機関の協力のもとに、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施しながら、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

ト 率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災では、自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

(4) 市の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を県と一体となり推進する。

イ 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成研修の実施（女性防災士養成の推進）
- ・防災士（地域防災リーダー）スキルアップ研修の実施
- ・防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

ロ 自主防災組織と自治会、消防団等との連携した防災啓発の促進と活動のための情報提供

- ・自主防災組織の活動活性化に向けたシンポジウム等の開催
- ・自主防災組織と消防団等の連携強化研修の実施

ハ 自主防災組織が活動ノウハウ等を修得するための支援

- ・防災アドバイザー派遣の実施
- ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
- ・要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
- ・避難・救助活動用具購入への支援
- ・県、市の防災訓練への参加促進

ニ 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進

- ・自主防災組織や社会福祉協議会等を対象とした研修会の実施
- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

2 地域における避難計画づくりについて

- (1) 地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに状況に応じた災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要がある。なお、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要となる。なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずることも留意すること。

(2) 緊急避難場所及び避難所

市は、公民館、学校、公園等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難者の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について市民への情報発信に努める。

(3) 地区防災計画

イ 市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区を連携して防災活動を行うこととする。

ロ 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

ハ 指定緊急避難場所及び指定避難所から遠方にある地区については、自治会又は自主防災組織が安全かつ必要と認める場所を避難所として定め、自らが開設運営する体制を整える。

第2節 防災訓練

〔総務課、消防本部、支所、関係課〕

1 訓練想定の基本

市及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、市民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等と連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含めた連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- (4) 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- (5) 市及び地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- (6) 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。
- (7) 訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する総合防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災関係機関が個々に実施する単独訓練とする。

2 防災訓練の実施

- (1) 市は、県及び防災関係機関との連携のもと、風水害その他災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

イ 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練

ロ 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練

ハ 交通規制、事前避難等に関する訓練

ニ 災害対策本部等の運営に関する訓練

ホ 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練

ヘ 大規模広域災害時における円滑な広域遭難のための実践的な訓練

ト その他防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など防災関係機関の相互連携が必要な実践的な訓練を実施すること。

- (2) 図上訓練の実施

市は、災害の発生される個々の地域について、総合防災訓練を補完するとともに、より実際の防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施するものとする。

イ 実施場所

市内で災害の発生が予想される場所又は訓練の実施について最も効果的な場所とする。

ロ 実施時期

訓練は台風期の前、火災多発期の前又は総合防災訓練において実働訓練とあわせて実施するなど、最も訓練効果のある時期に実施するものとする。

ハ 参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

ニ 実施要領

訓練は、災害の発生が予想される個々の現場について、図面又は模型等を使用しながら、状況付与に基づいて参加者に判断・行動を行わせる方式等により実施するものとする。

ホ その他

その他訓練の研究課題等具体的な事項については、訓練の場所ごとに別に定めるものとする。

(3) 単独訓練の実施

市及び防災関係機関は、その所掌する防災業務の向上、習熟を図るため、下記の単独訓練を実施するものとする。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 災害対策関係職員の非常招集 | ② 災害対策本部等の設置 |
| ③ 災害情報の収集伝達 | ④ 防災行政無線通信措置 |
| ⑤ 職員の災害現場への緊急出動 | ⑥ 緊急避難措置 |
| ⑦ 水防活動 | ⑧ 消防活動 |
| ⑨ 搜索救出活動 | ⑩ 医療救護活動 |
| ⑪ 救助活動 | ⑫ 応急復旧活動 |
| ⑬ 庁舎等防護活動 | ⑭ その他 |

3 各種防災訓練例

訓練名		内 容
図 上 訓 練	地区実態把握のための訓練	地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10～20戸程度を1班とする)の班ごとに、 ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。
	通学路実態把握のための訓練	児童・生徒が住居区ごとに班(1班20名程度)を編成し(同じ通学路を使う者を集めて班編成)、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所(大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、

		大風による倒木が考えられる場所等）や、これらの災害（土砂崩れ、倒木）が発生し通学路が遮断された場合の緊急（待機）場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。 （検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要。）
	情報収集・集約訓練	進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立つて行うロールプレイング方式での訓練。
	孤立可能性地域の想定訓練	浸水や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、あらかじめ備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。（図上演習）具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。 なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、医療関係者等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。）
実働訓練	資機材取扱い訓練	道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署（団）の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢（袋詰め、土嚢積み）、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。
	集団避難訓練	上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。 実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。
	福祉施設相互の避難（受入れ）訓練	災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難（受入れ）訓練。

		実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動(興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等)等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。
	ヘリコプター運用による救出訓練	土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練(総合オペレーション訓練)、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。

第3節 防災教育

〔総務課、消防本部、学校教育課、社会福祉課、支所、関係課〕

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難にあたっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて地域の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために、市民の興味や関心度を高め一体的に普及・啓発していくこととする。

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

1 学校等における防災教育

(1) 基本方針

イ 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

- ロ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ハ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や災害に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

イ 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。

ロ 小学生

(イ) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(ロ) 中学年

災害に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ハ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ハ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

ニ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

ホ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

- イ 本市における災害の歴史
- ロ 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ハ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ニ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- ホ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ヘ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ト 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部署、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施など、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をするとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員

に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

2 地域等における防災教育

(1) 基本方針

- イ 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- ロ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。
- ハ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制が早急に確立できるようにする。

(2) 一般市民に対する防災教育

防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、県及び防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。

防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

災害による人的被害をなくすためには、市民ひとり一人が、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイタイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ 災害に関する知識

- ロ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識
- ハ 正確な情報入手の方法
- ニ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識
- ホ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ヘ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ト 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出品等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対

策の内容

チ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

県や防災関係機関と連携して、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会などを開催する。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

県や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

県や防災関係機関と連携して、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、日本赤十字社大分県支部と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。

イ 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」

ロ 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」

ハ 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

(7) 防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

イ 災害に関する知識

ロ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ハ 職員等が果たすべき役割

ニ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ホ 今後防災対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

県と連携して、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブズとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 消防団（水防団）・ボランティアの育成、強化

〔総務課、消防本部、建設課、支所、社会福祉協議会、防災関係機関、各事業所〕

消防団（水防団）自主防災組織（事業所）等の育成及び強化については、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成、強化

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火、水防等の防災活動において重要な役割を果たしている。

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられ、消防団員の知識、技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

- （1）消防団への若者の入団が減少傾向にあることから、若年層の消防団員確保に向けた活動支援、事業所に対する協力要請等を通じて消防団への入団を促進する。
- （2）消防団員の資質の向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。
- （3）地域住民、女性が入団しやすい組織体制の構築を図る。

2 事業所の自主防災体制の充実

多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、自らの施設における災害の未然防止、拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それらの施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、段階的に適切な措置を施すなど適正な対策を講ずる。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- (1) 防災訓練、消火設備等の維持管理
- (2) 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- (3) 防災要員の配備
- (4) 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、市など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、市、社会福祉協議会及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「おおいた共創基金」などと連携し、平常時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、市社会福祉協議会、ボランティア協会、民生委員・児童委員、豊肥振興局ほか関係団体と市ボランティアネットワークを設置し、大分県社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画して協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンターの運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、市社会福祉協議会職員や市職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。

第5節 要配慮者の安全確保に関する計画

〔社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、総務課、商工観光課、関係課、社会福祉協議会、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織、観光施設管理者〕

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

また、避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

要配慮者の例

- ① 災害発生時の避難行動に支援を要する人
 - ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人

- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人 など

② 自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児 など

この計画は、要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うため定めるものである。

また、地域防災計画の下位計画として「豊後大野市要配慮者避難支援プラン（全体計画）（以下「全体計画」という。）」を定める。ただし、全体計画策定までの間は、既存の「豊後大野市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を全体計画とみなし、関連する災害時要援護者名簿等についても同様とする。

1 地域における要配慮者対策

（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改訂）内閣府）」を参考に、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、平常時より避難行動要支援に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

イ 避難支援等関係者となる者

自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団、福祉関係者等

ロ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- （イ） 要介護認定3～5を受けている者
- （ロ） 身体障害者手帳1級・2級を所有する者
- （ハ） 療育手帳Aを所有する知的障害者
- （ニ） 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所有する者
- （ホ） 支援を要すると市長がみとめる者（主に妊産婦や幼い子を抱えるひとり親家庭、難病患者などは申請により名簿へ登載）

ハ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

（イ） 名簿記載事項

名簿作成にあたり、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等の名簿記載事項を関係部署から集約する。

（ロ） 入手方法

- a. 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障がい程度区分情報等により把握する。
- b. 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。

- c. 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- d. 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- e. 地域包括支援センター、隣保館の行う業務を通じて、名簿への登録を働きかける。
- f. 民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員などは、地域において支援が必要となる者を把握し、名簿への登録を直接働きかける。
- g. 事業所、福祉団体、国際交流団体など、関係団体からの情報提供により名簿への登録を働きかける。

ニ 名簿の更新に関する事項

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて得た情報をもとに、避難行動要支援者に関する情報の異動について年1回以上更新を行なうものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

ホ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- (イ) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - (ロ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (ハ) 名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に保管するよう指導する。
 - (ニ) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。
- ## ヘ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (イ) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
 - (ロ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
 - (ハ) 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を提供する。

ト 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に地域の実情や災害の状況等に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保には十分に配慮する。

チ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(2) 避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織（自治会）との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織（自治会）が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

(3) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

【福祉避難所について】

イ 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

ロ 福祉避難所への入所対象者の把握

市は、要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

ハ 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

ニ 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、市は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4) 防災施設・物資・資機材等の整備

市は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。また、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識の普及を図る。

また、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

イ 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

ロ 自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ハ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

イ 市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう助言・支援する。

ロ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入居者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し、緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3 要配慮者対策における民生担当課の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、罹災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
- (2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
- (3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。
- (5) 傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

4 旅行者等の安全確保

- (1) 市は、指定避難所、避難路の標識が、土地勘のない観光客・旅行者にも容易に判別できる、表示とし、その安全確保に努める。
- (2) 市、自主防災組織は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- (3) 旅館、ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど、宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素より食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容、受入れ態勢の整備に努めるものとする。
- (4) 外国人の安全確保

国際化の進展に伴い、市に居住、又は来訪する外国人が増加し、多様化していることを踏まえ、言語、文化、生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

第6節 帰宅困難者の安全確保

〔総務課、商工観光課、学校教育課、関係課、事業所〕

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以

下「帰宅困難者」という。)が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保

市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努めるものとする。

2 市民、事業所・学校等への啓発

(1) 市民への啓発

市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2) 事業所・学校等への要請

事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第7節 地域ごとの避難計画

〔総務課、自主防災組織〕

市民は「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与することが求められる。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時に被災する可能性が高く、また、避難時に支援を必要とすることから、地域による避難行動要支援者の支援が重要となる。

地域ごとの避難計画の策定は、自らの命を守ることに直結するものであり、市民自らが策定する心構えが必要である。また、計画の策定にあたっては、市民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

地域ごとの避難計画を策定するにあたっては、きめ細やかな地域情報に精通した市民の意見を取り入れ、地域の実情にあわせた計画を作り上げていくことが必要であることから、市民参加型のワークショップ形式で避難計画を策定する方法を積極的に導入するものとする。

第8節 市民運動の展開

〔総務課、自主防災組織〕

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

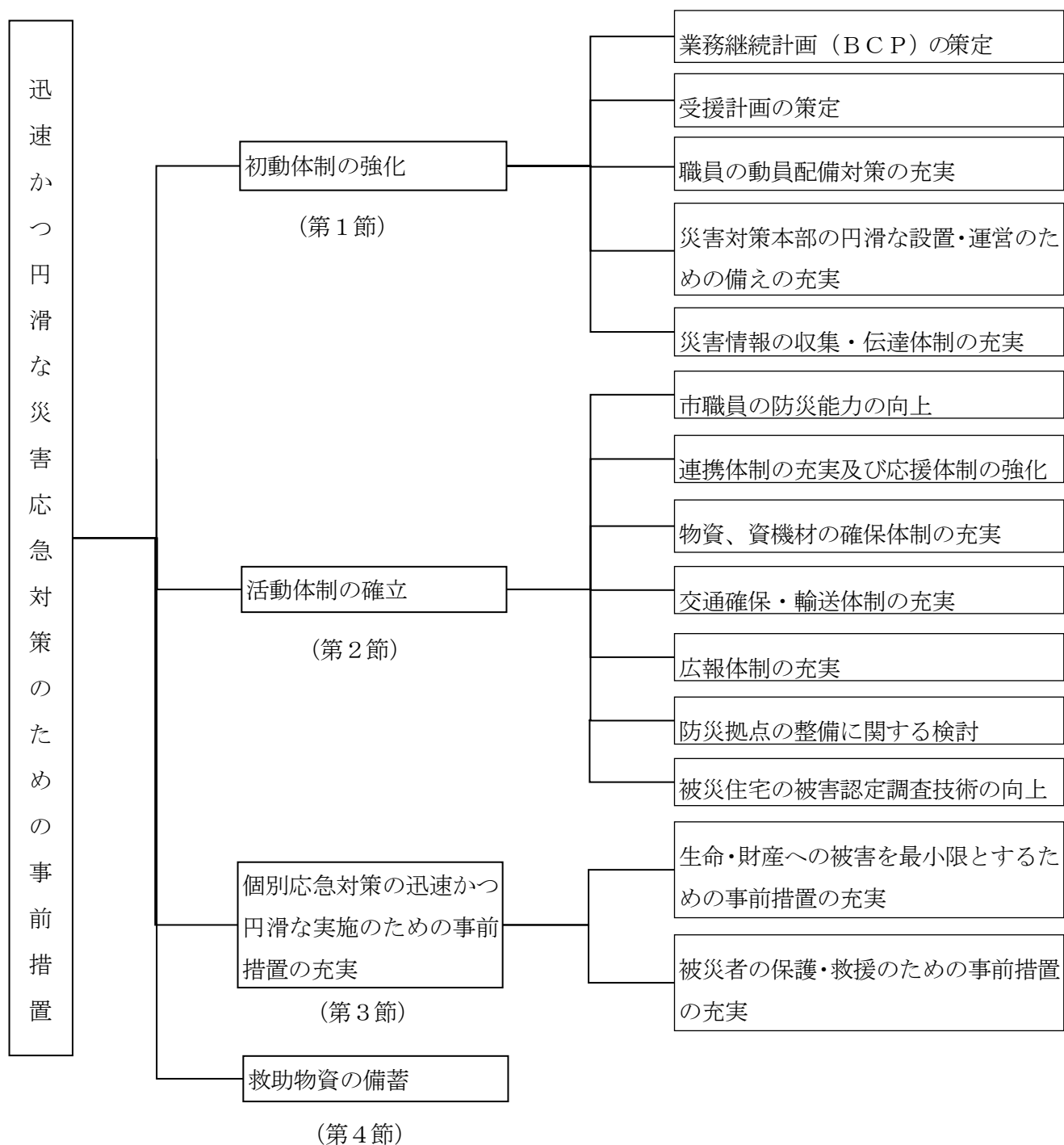
1 豊後大野市

- (1) 市防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、本市の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、第3節の事前措置に準じた措置を講じる。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの体系を次に図示する。



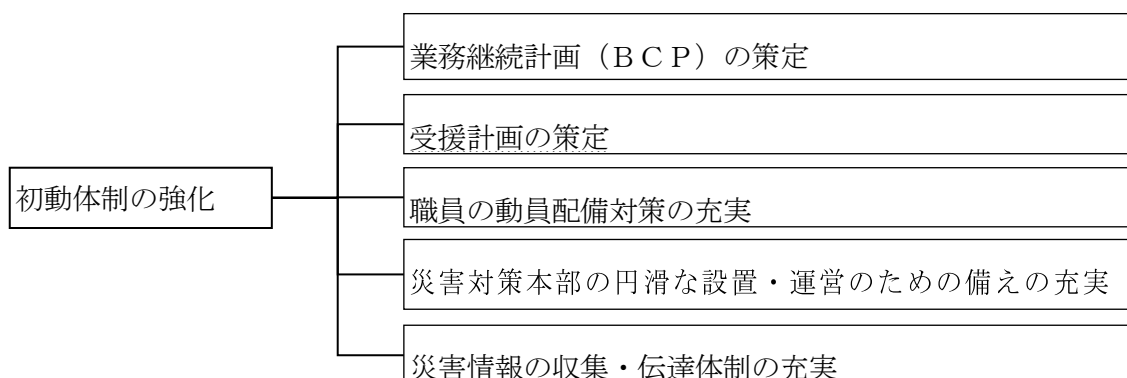
第1節 初動体制の強化

〔総務課、関係課〕

市は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

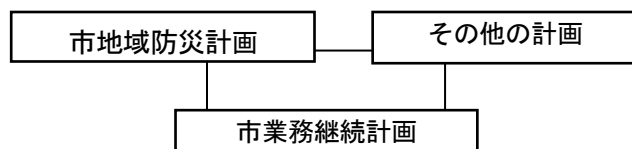


1 業務継続計画（BCP（Business Continuity Planの略））の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

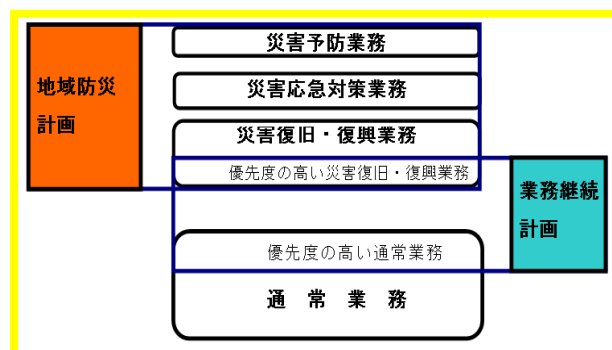
この業務継続計画は、災害時における市役所の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

○ 非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないように必要な備えを行うもの。

○ 地域防災計画と業務継続計画



2 受援計画の策定

市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動

拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、罹災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められ、その業務に必要な十分な応援職員を確保することが重要となることから、受援計画を早期に策定する。

3 職員の動員配備対策の充実

要員職員をできるだけ早く、かつ、多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

（１）24 時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外を問わず、24 時間職員との連絡体制を確立する。また、携帯電話等を常時職員に携帯させる等、常に呼び出しが可能な体制を構築する。

（２）職員安否確認システムの導入

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できるシステムの導入を図る。

（３）職員防災ハンドブックの作成配付

職員が、平常時には、災害対策本部設置時等における各班の体制と分掌事務を、災害発生時には、基本的な対応を確認できる職員防災ハンドブックを全職員に配付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

（４）職員の県民安全・安心メールへの登録促進の取組

職員の参集時機及び参集手段の情報収集として、職員の県民安全・安心メールへの登録促進を図る。

（５）職員の家庭における安全確保の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平常時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。また、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね 3 日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用

- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

4 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

（１）災害対策本部等の機能強化

大規模災害発生時に災害対策本部が迅速・的確に対応できるよう、また自衛隊や市外からの警察や消防との円滑な連携、県の現地対策本部等の受け入れも踏まえ、災害対策本部の機能強化を図る。

（２）災害対策本部設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを整備する。

（３）災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも３日分の水、食料、毛布等の備蓄物資を確保する。

5 災害情報の収集・伝達体制の充実

県情報ネットワークシステムの情報等により災害に関して必要とされる情報を素早く把握するとともに、防災行政無線（屋外拡声器）、音声告知端末、ケーブルテレビ市民チャンネル放送及びホームページ等を活用して情報の伝達に努める。

また、避難指示の情報についても、上記以外のテレビ、ラジオ、県民安全・安心メール等から配信されるよう県防災GIS（以下「防災GIS」という。）に直ちに入力する。

（１）通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した防災情報の伝達手段の多重（複数）化を構築する。

- ・防災情報を携帯メール等へ送信するシステムを構築する。
- ・Ｌアラート、市ホームページによる迅速な災害情報発信を行う。
- ・県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ・おおいた防災アプリの利用を促進する。
- ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用する。
- ・SNSの利用を検討する。
- ・民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。
- ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとと

もに実際の調達手順について定期的に確認する。

(※) Lアラート

報道機関やポータルサイト、携帯事業者(緊急速報メール)等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、市民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

(2) I P電話に係る停電対策

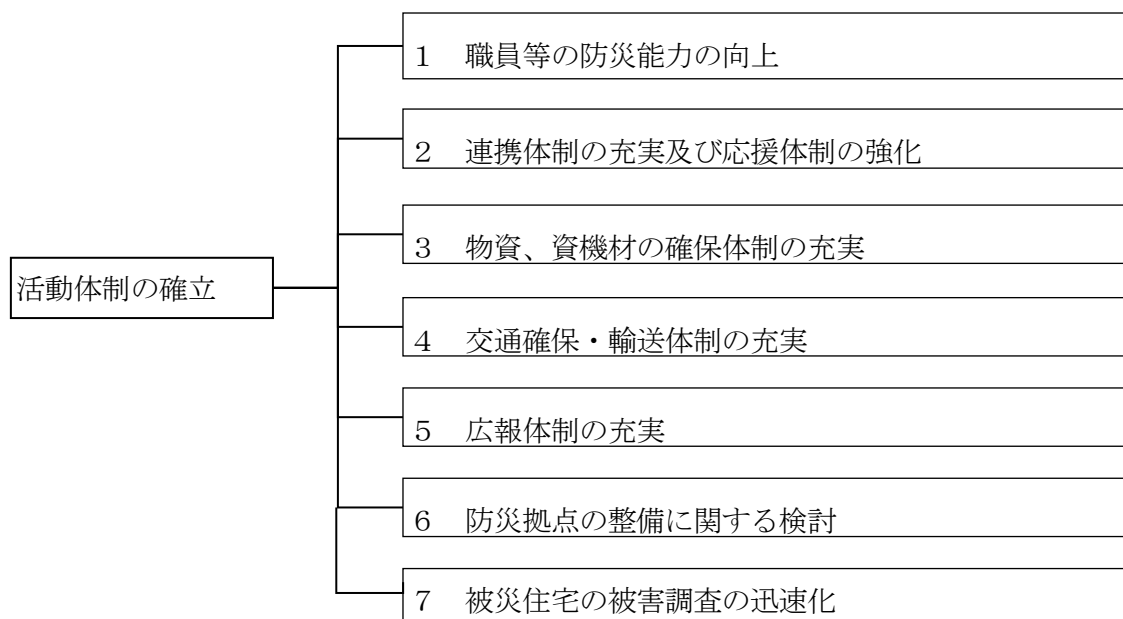
I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第2節 活動体制の確立

〔総務課、社会福祉課、まちづくり推進課、建設課、税務課、市民生活課、消防本部、商工観光課、農業振興課、関係課、社会福祉協議会、豊後大野警察署〕

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、その前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



1 職員等の防災能力の向上

一般に、職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修を定期的に行い、職員の資質の向上と防災意識向上に向けた普

及啓発を図る。

(2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、あらかじめ定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

(3) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、市災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的実施する。

(4) 防災連絡員、総合調整部の職員の育成

防災連絡員及び総合調整部の職員は、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められ、対策部及び班間の積極的な調整活動が求められる。これら職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

イ 災害対策本部総合調整部に防災経験職員を要員として配置する。

ロ 国・県等の実施する防災研修会、防災関係学会等に積極的に職員を派遣する。

ハ 被災した自治体への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。

ニ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員の計画の参考とする。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化

市内における防災関係機関・団体等の連携強化を目的に、関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図る。

また、他自治体との相互応援協定、広域応援協定を締結する等、今後とも以下の対策を講じ、なお一層の応援体制の強化を図ることとする。

(1) 関係業界、民間団体との連携体制の充実

市内の防災に寄与するよう関係機関を指定公共機関に指定し、大規模な災害時には、連携を円滑におこなえるよう、ノウハウを有する関係業界、民間団体との間で応援協定を締結し体制を強化するとともに人的・物的協力の具体的な手順等を明確にし、災害時における情報共有手段や定期訓練を検討する。

(2) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、ボランティア団体の育成及び活動拠点の整備を促進する。

社会福祉協議会や日本赤十字奉仕団等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努めるとともに、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンターの設置や、円滑な運営ができるよう平常時に顔合わせ、意見交換等を実施する。

(3) 他自治体との相互応援協定の推進

県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」、「大分県常備消防相互応援協

定」及び「大分県消防団相互応援協定」等により、県内の全ての市町村、そして消防本部間で応援協定の締結をしている。その他交流のある市町村や隣接する他県の市町村とも相互応援協定を締結しており、これに基づいた訓練を定期的を実施する。

(4) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、市外からの応援を求める必要がある。市では「大分県及び市町村相互の災害時応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援態勢の強化を図る。予定していた市外からの部隊・物資等の支援が受けられず、市内に有する資源のみで一定期間対応することを想定し、市内に有する資源を明らかにするとともに、活動の優先順位付けを行うなどの方法をあらかじめ検討する必要がある。

3 物資、資機材の確保体制の充実

迅速、的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、水、被服寝具等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、迅速に所要量を確保できる体制を確立する。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、市民等が身近に確保できるよう、自治会、自主防災組織の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- イ 自主防災組織の救出救助用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 資機材を保有する建設業者等との協定の締結

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時に緊急度が高いので、市民等が身近に確保できるよう、自治会、自主防災組織の単位での確保を柱とした整備を図る。

- イ 自主防災組織の消火用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

(3) 医薬品、医療用資機材の確保体制の充実

医薬品、医療用資機材は、災害発生時に緊急的に使用されるが、十分な量を備蓄しておくことが難しいため、ある程度は主管課において備蓄し、県等の支援を受けながら、不足分については緊急調達を迅速に実施できるよう業者等との協定を締結する。

(4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品の確保体制の充実

食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品（以下、「生活用品」という。）の確保については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル、旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発

ロ 市における生活用品の備蓄の促進

ハ 取扱業者との協定等の締結の促進

(5) 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、毎年5月末日を目標に、備蓄資機材を点検し、不足分の追加補充等その整備拡充を図ることとする。

また、災害発生時の不足分については、業者との協定を締結して対応する。

4 交通確保、緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 地域内輸送拠点の選定

市において、地域内輸送拠点を選定し、県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、該当市町村に要請し連携して行う。

(2) 緊急輸送道路の整備等

イ 道路の防災対策

市は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

ロ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、道路啓開の計画策定の参加し、啓開・復旧についての関係機関の協力体制を確認する。また、県道路啓開実施計画に基づく道路の啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

a 国土交通省との協定

県が、国土交通省九州地方整備局と締結している「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施が図れるよう努める。

b 建設業者との協定

市内建設業者と締結している「災害時における緊急作業等についての協定書」について、適宜更新し、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

(3) 臨時ヘリポートの確保

孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、次のように各支所管内に臨時ヘリポートを指定する。

住 所		名 称
三重町	赤嶺 2693 番地	三重総合グラウンド
清川町	三玉 807 番地 1	清川総合グラウンド
緒方町	下自在 999 番地	緒方総合運動公園
朝地町	坪泉 552 番地	朝地グラウンド
大野町	田代 2666 番地	大野総合運動公園
千歳町	下山 1156 番地	千歳総合運動公園
犬飼町	田原 1500 番地 1	犬飼総合グラウンド

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を進める上で極めて重要である。総務対策部情報推進班にあつては、報道機関等を通じて以下の広報体制を確立しておく。

（１）プレスルームの整備

報道機関を通じて、市からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

（２）災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に市からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

（３）インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時にホームページやＳＮＳ等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

イ ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。

ロ 県民安全・安心メールの登録を促進する。

ハ おおいた防災アプリの利用を促進する。

ニ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

ホ ＳＮＳの利用を促進する。

（４）手話通訳者、外国語通訳者への情報発信

聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者へ協力要請する。また、災害時の情報伝達手段について検討する。

6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、市役所本・支所庁舎、消防署庁舎のほか、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を推進す

る。

7 被災住宅の被害認定調査の迅速化

〔建設課、税務課〕

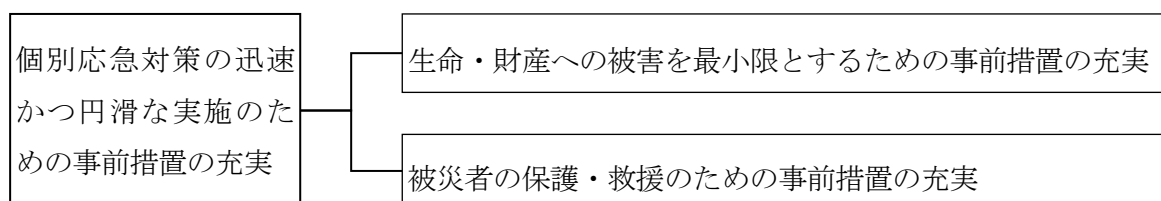
早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害認定調査が求められているため、住家被害認定調査研修会等に参加し、被害認定調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図る。また市町村間の応援協定の活用により、被害認定調査に係る市町村間の応援体制の構築を図る。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

〔総務課、市民生活課、社会福祉課、建設課、学校教育課、関係課〕

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命、財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命、財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々について、きめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実

風水害や火災等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を市民に迅速に知らせる必要がある。市は、県防災情報システム及び市防災行政無線、音声告知端末・ケーブルテレビ等の整備によって情報の伝達手段を拡充してきたが、今後は、携帯メール送信などの更なる情報伝達手段の多重化を図る。

また、河川管理者の協力について水防計画を定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

市は、居住者及び市内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得て、同報無線の整備、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、県民安全・安心メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（ホームペー

ジやSNS)の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難指示等の情報が関係機関に自動配信されるよう、迅速に防災GISに入力する。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。

市においては、社会福祉施設、学校、ホテル、旅館、大規模小売店経営者等に避難体制の再点検を指導する。また、ハザードマップについては、大分県が調査・指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含め、避難経路や避難先などを明示したハザードマップの早期見直しを図る。

(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上に配慮を要する者が利用する施設）について、地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実が図られるよう、県の支援を受け取組む。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自主防災組織の構成員等について市長に報告する。

ロ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②浸水の防止のための活動に関する事項、③防災教育・訓練に関する事項、④自衛防災組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

(4) 救出救助対策の充実

建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、自主防災組織における救出救助用資機材の補助を行う。

(5) 救急医療対策の充実

大きな災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速、的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設、設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、市と市医師会等の医療関係者の連携の下に総合的な救急医療対策を検討していくこととする。

(6) 消防対策の充実

火災の発生に迅速、的確に対処できるよう、以下の対策を推進する。

イ 防火水槽、消火栓、消防車両の充実

ロ 消防団員確保のため、消防団の活性化及び団員確保のための各種事業の積極的な推進

ハ 自主防災組織への初期消火用資機材等の補助

(7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策の充実を図る。

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。そこで、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時の消防団活動・安全管理計画の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達機器や安全装備品等の整備を行う。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、市民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

2 被災者保護、救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護、救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

指定避難所としている学校施設については、滞在するための避難所として利用する施設の状況をあらかじめ調査し、避難スペース、福祉避難スペース、共用部分及び立入禁止部分を図化した「フロアマップ」を作成する。また、保健室や調理室も災害時に開放するよう管理者と取り決める。また、学校が地域の防災拠点として機能するために次の点に留意する必要がある。

イ 無線設備の整備

ロ 教職員の役割の事前規定

ハ 学校給食共同調理場の調理機能の活用

ニ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の対応

ホ シャワー室、和室の整備

ヘ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）

ト 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進

チ トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が、市内で保健福祉サービスを受けることができない場合に、市以外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等に配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（おおむね3日間）、食料、水、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ決めておくものとする。

災害により住家を失った人に対して、迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、住宅関係団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握に努める。

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

- イ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針の検討
- ロ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討
- ハ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- ニ 文化財所有者又は管理者に対する防災体制の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、市外へ避難する被災者に対して必要な情報を提供できるシステムの運用・強化を図る

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被害者台帳は、災害後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。

そこで市は、迅速な罹災証明書の発行や県内市町村の相互応援の観点から、県下統一の「被

「災害台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、全市町村で統一した運用を図る。

第4節 救助物資の備蓄

〔総務課〕

市は、食料（主食）や飲料水、毛布などの備蓄を本庁、支所の防災拠点を中心に行ってきたが、東日本大震災、熊本地震等を踏まえ、大規模災害に対応すべく備蓄物資の品目、量、場所の充実を図っていくとともに、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄も推進する。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に備蓄物資の保管内容などを確認する。

1 品目

避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資とする。

2 量

東日本大震災を踏まえ、大分県は最大避難者数を18万人と想定している。

本市における主な備蓄の数量は、本市の人口に、東日本大震災時における内陸部の最大避難者の人口割合（内陸部3.8%）を乗じた1,400人を最大避難者数と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする物資を計画的に備蓄するよう努めるものとする。

3 備蓄場所

備蓄場所は、避難者の臨時的、一時的な滞在・宿泊場所となる「指定避難所等」に指定されている施設とする。このほか、各施設への補完・補充するために、耐震性及び耐火性を有した中核となる備蓄倉庫を設置する。

第5章 その他の災害予防

「その他の災害予防計画」は、第4章までに示した計画以外の対策として、災害対策資金の確保、自然公園施設、交通安全対策を主な内容とする。

第1節 災害対策資金の確保

〔財政課〕

大規模な災害に際しては、災害救助の実施に財源が必要となる。市においては、財政調整基金の積み立てを行っており、災害時には、この基金を災害対策資金として活用することとする。

第2節 その他の災害予防

〔総務課、商工観光課、消防本部、豊後大野警察署〕

1 自然公園施設の災害防止対策

市には、自然公園として祖母傾山の国定公園があり、登山客等の災害予防に努めるため、県山岳遭難対策協議会と連携して、山岳パトロール、施設の点検整備、登山客等の指導及び災害事故発生時の捜索、救助活動を行うものとする。

2 交通安全対策

交通量の増大に対処した道路の拡充整備を図るとともに、交通担当課を中心に、交通安全思想の普及、交通安全施設の充実に努め、市民をあげて事故防止運動を推進する。

第 3 部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速かつ的確な災害応急対策の遂行

災害による市民の生命、財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

市は、高齢化の進展により援護を必要とする高齢者の絶対数が増加していることなどから、要配慮者に対する応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、防災関係機関においては、これらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

3 ニーズに即した多様な方法を用いた情報の提供

災害後の市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、市報、広報車、防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ、携帯電話、インターネット（ホームページ）等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 市民に期待する行動

〔総務課〕

災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、この二つの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市及び防災関係機関においては、

各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（山、がけ崩れのおそれ）等に着意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者がした場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山崩れ、がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防署、警察署等の出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ（ケーブル）、ラジオ、防災行政無線、音声告知端末等によって正しい情報の把握に努める。（むやみに市役所、消防署、警察署等の防災関係機関に問い合わせることにより、防災関係機関の活動を妨げることがある。）

2 地域（隣近所、自治会、自主防災組織）

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。

夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所及び自らが開設運営する避難所の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防署・消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材を活用して、二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防、警察、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近隣の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市役所、消防署、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業、事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や顧客を安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業、事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に止めることに全力を尽くす。消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、自治会）の活動への協力

事業所の存在する地域の防災活動に積極的に協力する。

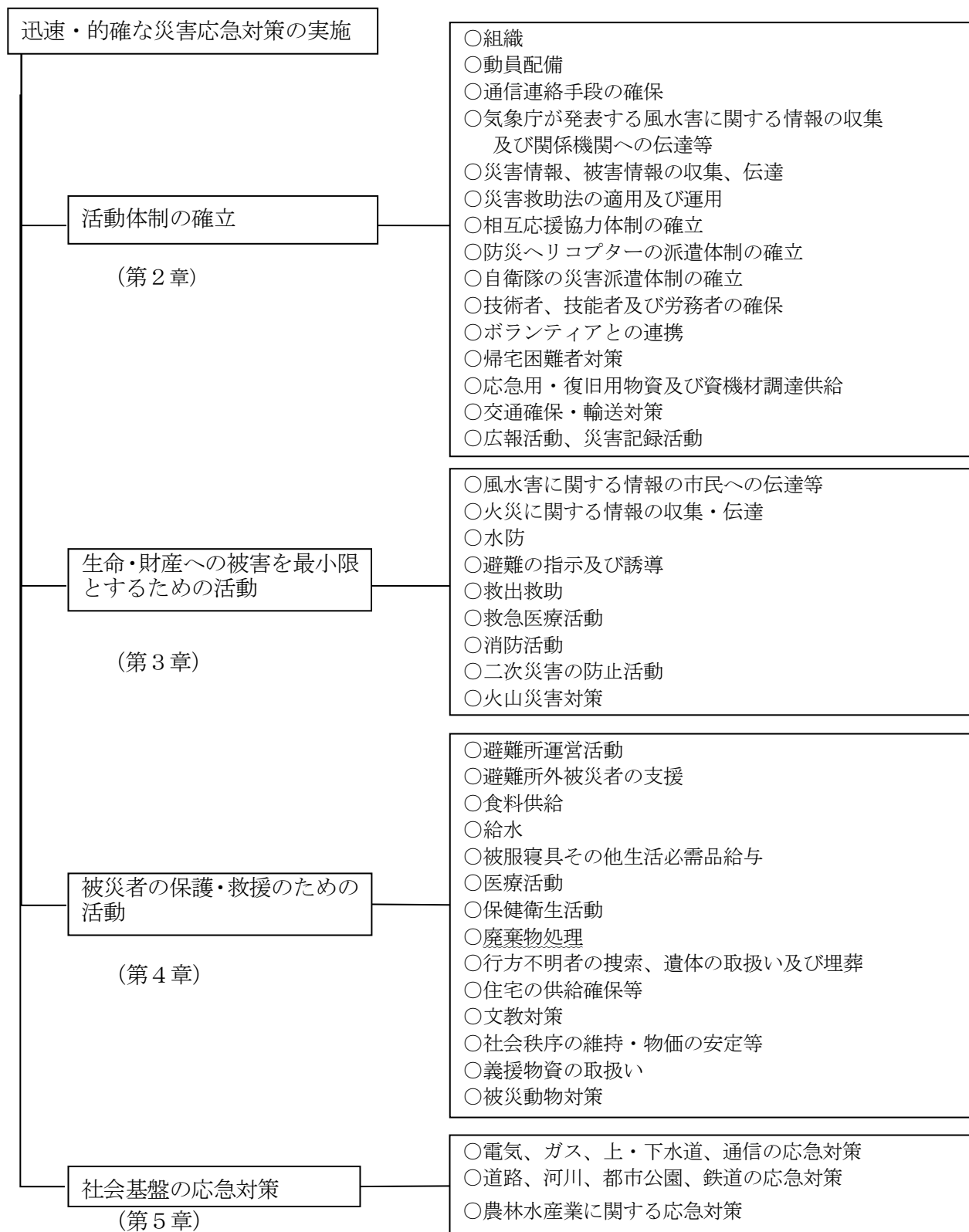
4 災害対応社員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平常時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法】 第2部第4章第1節 初期体制の強化に記載

第3節 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立

第1節 組織

〔全課〕

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

1 活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は拡大を防止するために必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることにかんがみ、それぞれの防災関係機関においては、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

なお、本節に定めるほか個別具体的な事項は、「市災害対策本部条例」「市災害対策本部規程」「職員初動マニュアル」等により確立する。

防災事務に関し、連絡調整及び各所管事務に係る災害情報の収集・通報を処理するため、各部に防災連絡員を配置するとともに災害予防対策及び災害応急対策の円滑な推進を図るための庁内調整機関を設置する。

2 災害発生時における組織体制

市長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害対策連絡室又は災害警戒本部を設置するものとする。

【組織体制の内容】支所も同様

区 分	災害対策連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
	準備体制	警戒体制	非常体制
①設置基準 【市災害対策本部設置基準】	・気象台が豊後大野市に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪）を発令したとき。 ・市内に豪雨その他異常な自然現象、又は爆発、火災等の原因により被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・地すべりの場合は、1日に1mm以上の動きを複数地点で確認したとき。 ・その他、防災危機管理室長又は支所長が必要と認めたとき。	・準備配備体制を強化する必要があるとき。 ・地すべりの場合は、1日に10mm以上の動きを複数地点で確認したとき。 ・その他、副市長が必要と認めたとき。	・気象台が豊後大野市に警報を発令し、かつ、大雨等による大規模な被害が発生するおそれがあるとき ・豪雨その他異常な自然現象、爆発、火災等の原因による大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき ・地すべりの場合は、時間に2mm以上の動きを2時間継続して複数の地点で確認した又は時間に4mm以上の動きを複数地点で確認したとき。 ・市長が必要と認めたとき。
②設置場所	・市役所総務課、災害担当課 ・各支所市民係	・市役所内会議室 ・各支所会議室	・市役所内会議室 ・各支所会議室
	ただし、庁舎が甚大な被害を受けたときは、被害を受けていない市有建物（エイトピアおおの等）に移転するものとする。		
③組織職制	災害対策連絡室 ・室長（<u>防災危機管理室長</u>） ・副室長（<u>防災対策係長</u>） ・室員（準備配備要員）	災害警戒本部 ・本部長（副市長） ・副本部長（<u>総務企画統括理事</u>） ・部員（警戒配備要員）	災害対策本部組織図参照

	(詳細は、第2節 動員配備 2 動員配備体制を参照)		
④処理すべき主な事務	・被害情報収集・伝達 ・対処・活動把握 ・関係機関への通報 ・巡視	・被害情報収集・把握 ・連絡活動及び市民への周知 ・災害応急活動が速やかに実施できる体制準備	・本部会議の開催 ・協議決定事項参照
⑤廃止基準	・被害状況等の各種情報により室長が廃止を決定したとき。 ・災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。	・被害状況等の各種情報により本部長が廃止を決定したとき。 ・災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき。	・被害状況等の各種情報により本部長が廃止を決定したとき。 ・災害警戒本部又は災害対策連絡室が設置されたとき。
⑥通知	本部を設置したときは、関係機関に通知するとともに、その協力を求める。(廃止したときも同様) ・県（豊肥振興局・豊後大野土木事務所・豊後大野警察署） ・その他必要と認められる機関		

3 災害対策本部の組織体制

(1) 本部の組織

① 本部会議

本部長、副本部長、本部員によって構成され、市の災害応急対策の基本方針その他の重要な事項について協議する。

② 総合調整部

総務企画統括理事を総合調整部長とし、防災危機管理室長、生活福祉統括理事、産業建設統括理事、教育次長及び防災部署職員と部長から指名された者で職務を遂行する。

③ 対策部

各対策部長を長として、各対策部の要員によって構成され、別に定める分掌事務に従って具体的な災害応急対策活動を行う。

なお、各対策部は機動的な対応を図るため、その下に班を組織する。

④ 現地災害対策本部

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に組織し、情報の迅速な収集、伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細かな対策を行う。

(2) 本部職員

① 本部長：市長

② 副本部長：副市長、教育長

③ 本部員：各対策部長

④ 対策部員：対策部長を長とする各課の職員

(3) 本部長が不在等の場合の責任体制

災害応急対策の最高責任者は、本部長（市長）であるが、本部長が不在等の場合は、副市長、教育長の順で、その責務を代行する。

(4) 市災害対策本部組織図

平成 30 年 4 月

豊後大野市 災害対策本部組織図

●部長(本部会議) ○部長代理

総務対策部

● 総務班

○ 情報推進班

協力班

班長

総務課長

情報推進室長

議会事務局長

班員

総務課職員

情報推進室職員

総務課、選挙管理委員会事務局、議会事務局、監査事務局職員

財政企画対策部

● 財政班

○ 企画班

税務班

出納班

協力班

班長

財政課長

まちづくり推進課長

税務課長

会計課長

会計課長

班員

財政課職員

まちづくり推進課職員

税務課職員

会計課職員

財政企画対策部職員

生活環境対策部

● 環境衛生班

○ 人権班

協力班

班長

環境衛生課長

人権・部落差別解消推進課長

人権・部落差別解消推進課長

班員

環境衛生課職員

人権・部落差別解消推進課職員

生活環境対策部職員

保健福祉対策部

● 避難対策班

○ 衛生救助班

協力班

班長

社会福祉課長

子育て支援課長

市民生活課長

高齢者福祉課長

市民生活課長

班員

社会福祉課職員

子育て支援課職員

市民生活課職員

高齢者福祉課職員

保健福祉対策部職員

産業経済対策部

● 農林整備班

○ 農政班

商工観光班

協力班

班長

農林整備課長

農業振興課長

商工観光課長

農業委員会事務局長

班員

農林整備課職員

農業振興課職員

商工観光課職員

農業委員会事務局職員、産業経済対策部職員

建設対策部

● 土木建築班

○ 上下水道班

協力班

班長

建設課長

上下水道課長

上下水道課長

班員

建設課職員

上下水道課職員

建設対策部職員

文教対策部

● 文教班

○

協力班

班長

学校教育課長

社会教育課長

学校教育課長

班員

学校教育課職員

社会教育課職員

文教対策部職員

消防対策部

● 消防班

○

班長

消防長

消防署長

班員

消防本部職員

各支所対策部

● 支所対策班

○ 災害調査班

班長

支所長

支所長補佐

班員

各支所職員

各支所・本庁協力員

●本部会議 18名

本部会議

本部長

●市長

副本部長

●副市長

●教育長

総務対策部長

財政企画対策部長

生活環境対策部長

保健福祉対策部長

産業経済対策部長

建設対策部長

文教対策部長

消防対策部長

各支所対策部長×6

総合調整部

●総務企画統括理事

総合調整班

○防災危機管理室長

・生活福祉統括理事

・産業建設統括理事

・教育次長

(班員)防災危機管理室職員

(消防本部消防保安係)

(5) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害応急対策の基本方針その他重要事項について協議する。

本部会議は、災害発生時に逐次開催するが、協議事項としては次の点に留意する。

- a 災害応急対策の重点（優先）項目の決定に関する事項
- b 災害応急対策の進捗状況に関する事項
- c 自衛隊の災害派遣要請に関する事項
- d 相互応援要請に関する事項
- e 報道機関を通じた広報に関する事項
- f 災害時要援護者対策の進捗状況に関する事項
- g 効果的な組織再編に関する事項
- h 災害に伴う迅速な会計処理、財政措置に関する基本方針に関する事項
- i 国、県への要望事項に関する事項
- j 関係機関、業界への要望に関する事項
- k 行政区からの要望事項への対応に関する事項

(6) 総合調整部

本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、市の災害応急対策を円滑に処理するために、本部会議に総合調整部を置く。総合調整部の業務は、おおむね次のとおりとする。

- a 本部会議の事務の処理
- b 災害に関する情報の一元的な収集・管理
- c 各対策部をまたがる重要事項に関する連絡調整
- d 災害視察に関すること
- e 被害状況の集計に関すること
- f 被害調書の作成に関すること
- g 報告調整に関すること
- h 報道その他広報活動に関すること
- i 関係機関との情報連絡に関すること
- j 原子力災害対策に係る連絡調整及び市民間い合わせ対応
- k 原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整
- L 原子力災害時の広域避難者の受入調整
- M ヘリコプターの運用調整
- N その他本部の運営に関し必要な事項

(7) 対策部

各種の災害応急対策を遂行するため、本部に対策部を置く。対策部の主な業務は、資料編【1-3】のとおりとする

(8) 現地災害対策本部

本部長は、激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、現地災害対策本部を災害現場における緊急な応急措置が終了するまでの期間設置する。現地災害対策本部には、本部との連絡のため無線を設置するほか、必要に応じて臨時電話を架設する。

① 組織

- a 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員を置く。
- b 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員の中から本部長が指名する。
- c 現地災害対策本部員については、現地災害対策本部長が関係対策部の要員の中から指名する。

② 事務分掌

現地災害対策本部においては、各対策部の分掌事務のうち、本部長が必要と認める事項を総合的に処理するが、具体的には次のとおりである。

- a 被害状況の調査、確認に関する事項
- b 応急措置に関する事項
- c その他災害対策に必要な事項

(9) 大分県等関係機関

災害対策本部を設置した場合は、関係機関との情報交換を迅速に行うために、状況に応じて大分県、市民病院、社会福祉協議会等の関係機関に対し災害対策本部会議への職員の出席を要請する。

(10) 災害調査員

災害調査員は、市長が市職員の中からあらかじめ指名し、災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合に、自治委員と連携して、行政区毎に被害状況を調査・収集し、総合調整部に報告する。

(11) 災害時の防災担当部署への応援要員

災害応援要員として防災担当部署以外の職員をあらかじめ選定しておき、必要に応じてこの応援要員を防災担当部署へ出動させる。

第2節 動員配備

〔全課〕

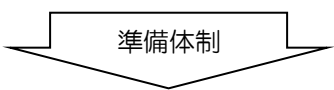
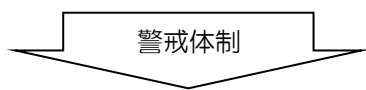
災害時において、防災関係機関が災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 動員配備体制の確立

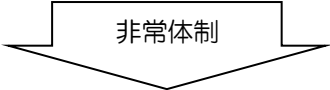
災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災関係機関において、必要な手続き及び方法を確立しておくものとする。

2 動員配備体制

市職員は、配備基準に該当する災害等が発生した場合は、動員・配備の指令を待たず、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む）。

区 分		災害対策連絡室 	災害警戒本部 
(1) 配備基準 【市災害対策本部設置基準】		・気象台が豊後大野市に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪）を発令したとき。 ・市内に豪雨その他異常な自然現象、又は爆発、火災等の原因により被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・地すべりの場合は、1日に1mm以上の動きを複数地点で確認したとき。 ・その他、防災危機管理室長又は支所長が必要と認めたとき。	・準備体制を強化する必要があるとき。 ・地すべりの場合は、1日に10mm以上の動きを複数地点で確認したとき。 ・その他、副市長が必要と認めたとき。
(2) 職員等の動員順序	① 活動	・被害情報収集伝達、関係機関への連絡活動を円滑に行い得る体制とする。 ・災害対策連絡室の要員と指名された職員を動員する。（応援要員を含む） ・被害情報収集、県への連絡	・災害応急活動が速やかに実施できる体制を準備する。 ・災害警戒本部の要員と指名された職員を動員する。（応援要員を含む） ・被害情報収集、把握、連絡活動及び市民への周知
	② 要員の確保	・基準に基づく連絡室要員を確保する。 ・勤務中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。 ・勤務時間外は、設置基準に基づいて随時呼び出しにより要員を確保する。	・基準に基づく警戒本部要員を確保する。 ・勤務中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。 ・勤務時間外は、配備基準に基づいて随時呼び出しにより要員を確保する。

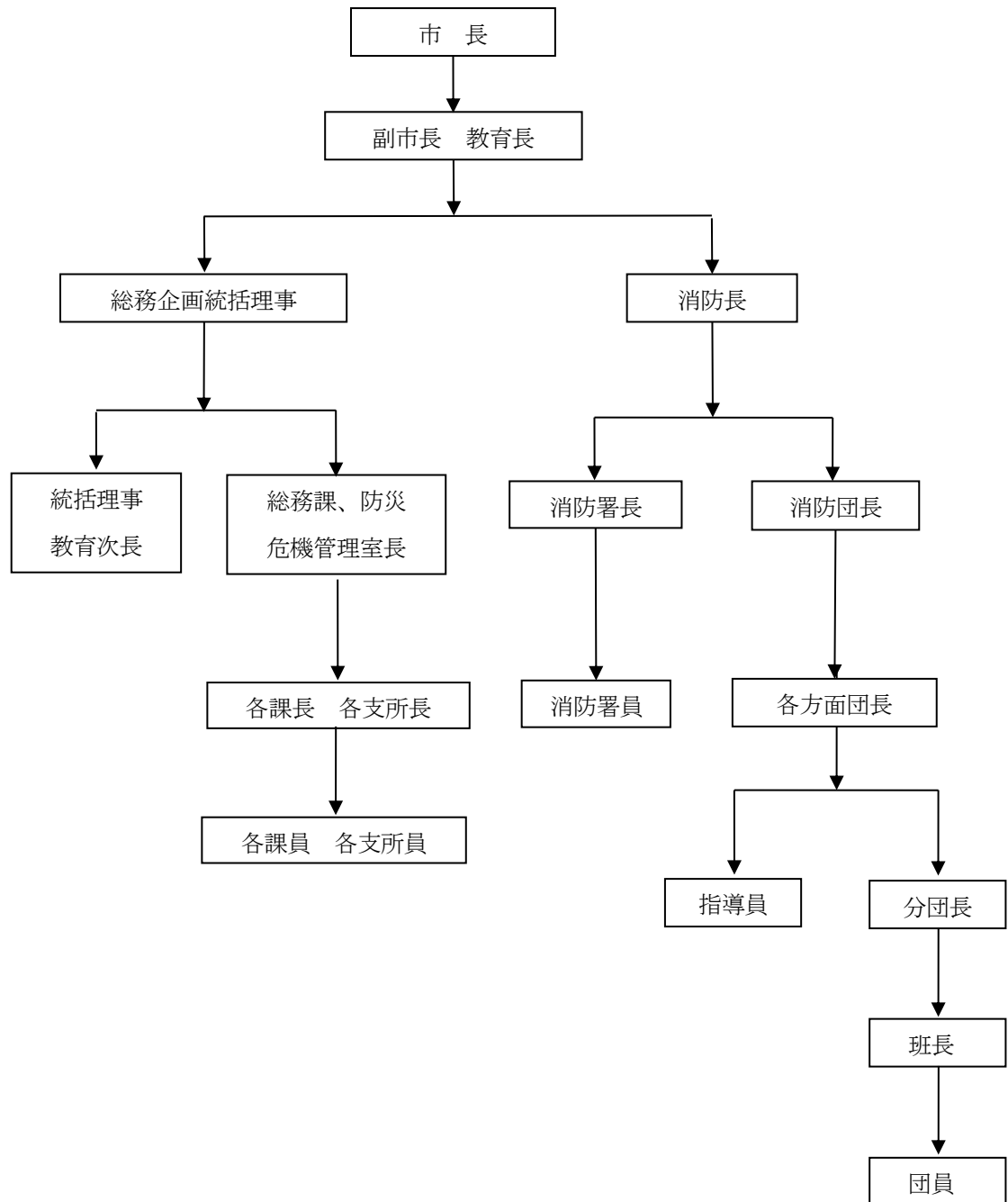
(3) 動 員配備 方針	①要員 と指名 された 職員	・災害対策連絡室に参集する。 (総務課、災害担当課) ・支所災害対策連絡室に参集する。 (支所市民係)	・災害警戒本部に参集する。 (市役所内会議室) ・支所災害警戒本部に参集する。 (支所市民係)
	②その 他の職員	・動員配備に関する指示に留意し、 待機する。	・動員配備に関する指示に留意し、待機 する。

区 分	災害対策本部  非常体制		
	1 次	2 次	3 次
(1) 配備基準 【市災害対策本部 設置基準】	・気象台が豊後大野市に警報を 発令し、かつ、大雨等による大 規模な被害が発生するおそれ があるとき ・豪雨その他異常な自然現象、 爆発、火災等の原因による大規 模な被害が発生し、又は発生す るおそれがあるとき ・地すべりの場合は、時間に2mm 以上の動きを2時間継続して複数 の地点で確認したとき又は時間 に4mm以上の動きを複数地点で確 認したとき。	・第1次配備体制を 強化し、総合的な災 害応急対策を実施す る必要があるとき	・第2次配備体制を 強化し、総合的な災害 応急対策を実施する 必要があるとき
	・市長が必要と認めたとき。		
(2) 職員等 の動員 順序	① 活 動	・災害対策本部の本部員と全職員を動員する。 ・初動マニュアルに基づく活動を実施する。	
	② 要員の 確保	・本部長 ・副本部長 ・本部員（各対策部長） ・対策部員のうち必要な職員	・基準に基づいて、全職員を確保する。
		・勤務中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。 ・勤務時間外は、配備基準に基づいて随時呼び出しにより要員を確保する。	

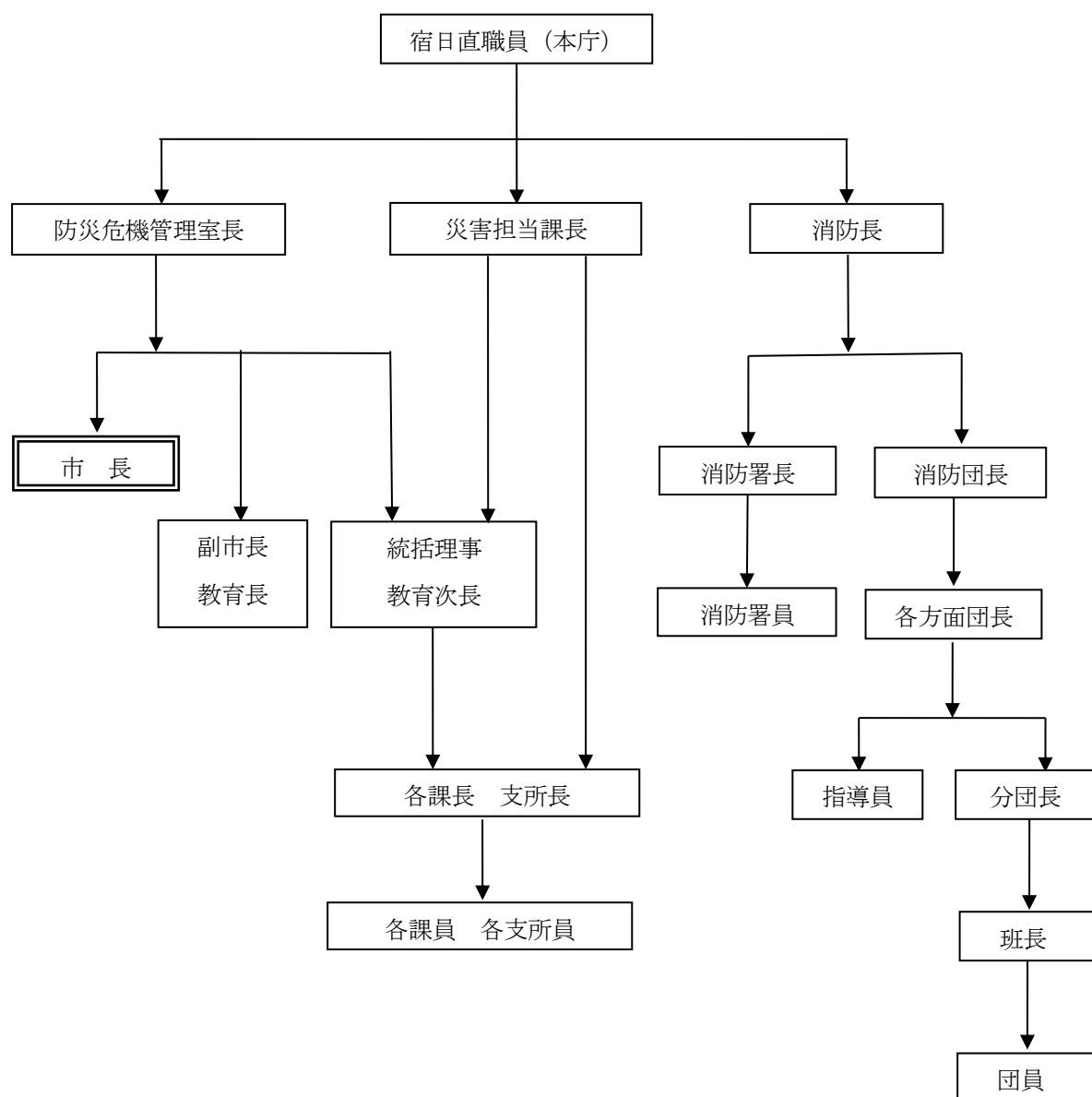
(3) 動員配 備方針	①要員と 指名され た職員	・本部員 ⇒ 災害対策本部に参集する。（本庁、支所会議室） ・本部員以外 ⇒ 庁舎内の各対策部設置場所に参集する。	
	②その他 の職員	動員配備の指示に留意しながら 待機する。	全職員は、勤務地に参集する。 参集できない者は、最寄りの支所等に参集する

(1) 職員等の動員系統

1) 通常の勤務時



2) 勤務時間外



(2) 時間外の参集にあたっての留意点

イ 災害の状況により配置場所に参集できないときの対応

災害の状況により配置場所に参集できない場合は、次に掲げる市の施設等へ参集し、当該班長、又は当該班長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

- ・第2の参集場所：最寄りの支所
- ・第3の参集場所：最寄りの指定緊急避難場所または指定避難所
- ・第4の参集場所：最寄りの消防団詰所

ロ 動員配備基準に該当すると判断した場合の対応

勤務時間外において、動員配備基準に該当すると判断した場合は、指令を待たずに直ちに参集し、配備体制につくものとする。

ハ 参集途上の対応

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意し、災害の有無に関わらず災害速報を書面によって総合調整部（支所においては、支所対策部）に提出する。なお本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一に、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

(3) 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない、柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、参集状況に応じて、次の基準により要員の配置転換等を行う。

イ 本庁機能全壊程度の災害

登庁した職員が順次、あらかじめ定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し応急対策活動にあたるが、「第3章 生命、財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置する。

ロ 本庁機能一部損壊程度の災害

各対策部の下で「第3章 生命、財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員の重点配分を行う。

ハ 本庁機能支障がない程度の災害

各対策部は、あらかじめ定められた分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況によっては、必要に応じた要員の再配分を行う。

(4) 参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う（第2部第4章第1節参照）。

第3節 通信連絡手段の確保

〔総務課、消防本部、財政課〕

災害時において、防災関係機関が災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

2 市における通信連絡手段の確保

防災情報の伝達は、防災行政無線と音声告知端末を最も有効な伝達手段としている。総合調整班、情報推進班及び財政班は、通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施する。

- (1) 電話、庁内放送設備の点検・確認
- (2) 電気通信事業者（NTT等）との連絡調整
- (3) 報道機関との連絡体制の確立
- (4) 防災行政無線等設備（大分県防災情報システム等）の点検・起動
 - ・ 防災行政無線
 - ・ 衛星系移動通信機器
 - ・ IP 電話
 - ・ 音声告知端末
 - ・ ケーブルテレビによる通信連絡

3 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、大分地区非常通信協議会（事務局：県防災室危機管理室）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図る。

- (1) 通信の内容
 - イ 人命救助に関すること
 - ロ 被災地への救援に関すること
 - ハ 交通通信の確保に関すること
 - ニ 秩序の維持に関すること
 - ホ その他緊急な事項
- (2) 非常通信の利用手続

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼するものとする。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

イ 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。

ロ あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。

ハ 通報内容は、簡潔で要領よく記載する（200 字程度）。

その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。

なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

（３）非常通信受領後の措置

非常通信の第１報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第２報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして受領に遺漏のないようにすることが必要である。ただし、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第４節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等

〔総務課、消防本部〕

本節は、情報収集・伝達に関する要領等を定めるものである。なお、水防警報の伝達については、第３章第３節に定める。

○大分地方気象台が発表する気象業務法に基づく特別警報、警報、注意報、情報（以下「防災気象情報」という。）の収集・伝達

○指定河川（大野川水系）洪水予報の収集・伝達

１ 大分地方気象台等の防災気象情報の収集、伝達

大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき、大分地方気象台から発表される防災気象情報については、以下の２（１）に示す伝達系統により入手するほか、テレビ、ラジオ・携帯電話等を通じて入手するものとする。各防災関係機関においては、日頃から防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命、財産への被害を最小限とする体制を整える。

○特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害の危険性が著しく高まっているときに「特別警報」が、県内の市町村ごと

に発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称*を用いる場合がある。

*市町村をまとめた地域：日田玖珠（日田市、玖珠町、九重町）

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が <u>特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合</u> 、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が <u>特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危機が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が <u>特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい</u> ときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が <u>特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい</u> ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が <u>特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい</u> ときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられ

		る。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起これるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起これるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起これるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起これるおそれがあるときに発表される。

○キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	--

○早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

また、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報を大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降りつづいているときに発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。

○土砂災害警戒情報

大分県と大分気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

○記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

○竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。

この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

○火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方気象台が大分県知事に対して通報し、県を通じて各市町村や消防本部等に伝達される。

○災害時気象支援資料

大分地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

2 大分地方気象台の措置

大分地方気象台は、気象業務法等に基づき、特別警報、警報、注意報、気象情報を発表し、防災関係機関及び報道機関に通知・周知する。

（1）特別警報、警報、注意報、気象情報の発表

①特別警報、警報及び注意報

イ 構成

（イ）発表日時及び発表官署

（ロ）標題

注意及び警戒を必要とする細分地域名と注意報及び警報の種類を示すものとする

（ハ）注意警戒文

最も伝えたいことを 100 字以内で記述する。

（ニ）発表区域ごとの情報

a 発表変更状況

発表区域ごとの警報や注意報の種類と【発表】、【継続】、【警報から注意報】、【解除】の別を記述

b 特記事項

特に警戒・注意すべき内容を記述

c 量的予測

現象の時間帯やピーク時刻、雨量や風速、潮位などの量的な予測を記述

d 付加事項

現象に伴って起こる警戒すべき事項について記述

（ホ）お知らせ

その他、お知らせすべき事項を記述する。

（注）注意報文又は警報文の全文を通知し、又は周知することが困難な場合は、本文は注意又は警戒を特に必要とする事項だけを表現することとし、その他の事項については、気象情報として付加して発表する。

- ロ 同時に2つ以上の注意報又は警報を行う場合、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- ハ 注意報、警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられる。又解除されるときまで継続されるが具体的には次の方法による。
 - (イ) 2種類以上の注意報、警報を発表したのち、その一部を解除する必要がある場合は、継続する必要のある注意報、警報のみを新たに行って切り替える。
 - (ロ) 発表中の注意報、警報に、他の新たな注意報、警報を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものを合わせた注意報、警報を新たに行って切り替える。
 - (ハ) 発表中の注意報、警報の内容のみを変更する必要がある場合は、内容を新たに行って切り替える。
- (ニ) 注意報事項又は警報事項の必要がなくなった場合は当該注意報又は警報を解除するものとする。

ニ 注意報、警報の地域指定

- (イ) 災害の予想される地域を限定できないときは、地域の細分は行わず全域に発表する。
- (ロ) 注意又は警戒を要する地域を指定して注意報、警報を発表する場合の細分区域名及びその区分は次の「大分県予報区域細分図」のとおりとする。
- (ハ) 予報区の海域のみを一括して表現する必要があるときは「沿岸の海域」の名称を用いる。

② 気象情報の構成

イ 文章情報

(イ) 構成

a 標題

影響する現象名を指定した標題とし、連番号を付加する。

b 発表日時及び発表官署

c 見出し

最も伝えたいことを100字以内で記述する。

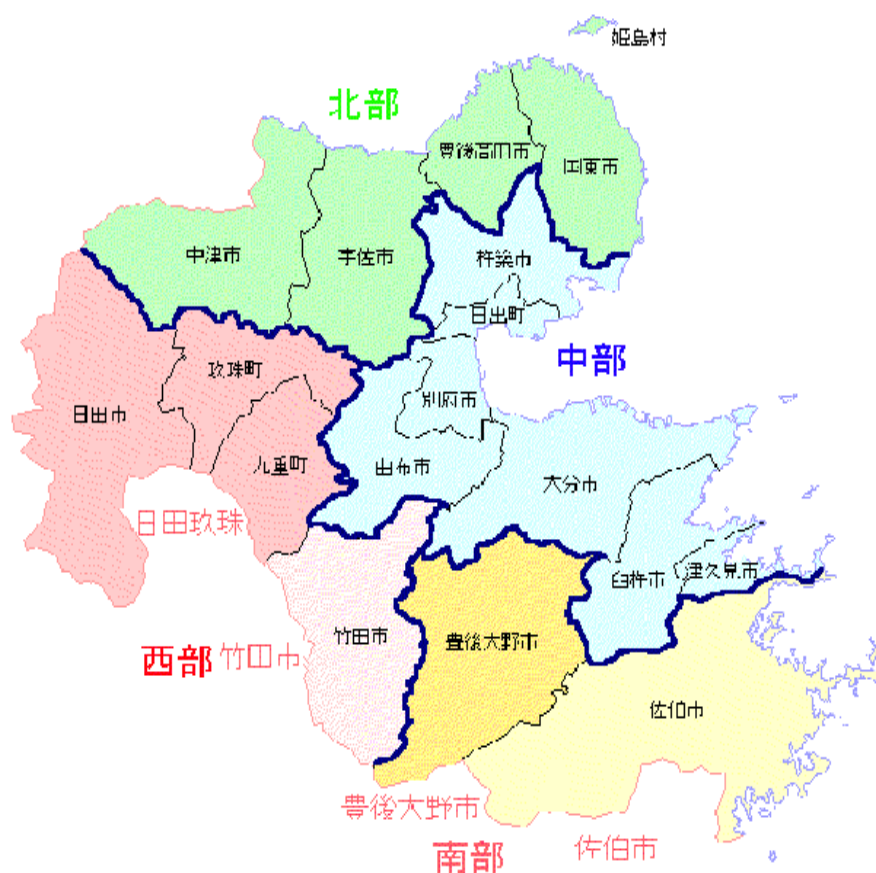
d 本文

気象概況、観測実況、量的予測、防災上の警戒注意事項などを必要に応じて記述する。

ロ 図情報

状況に応じ、比較的自由的な構成で、文章情報の補完をする場合、図で示した方が理解しやすい場合、伝えたいことを簡潔に述べたい場合などに発表する。

大分県の予報区域細分図



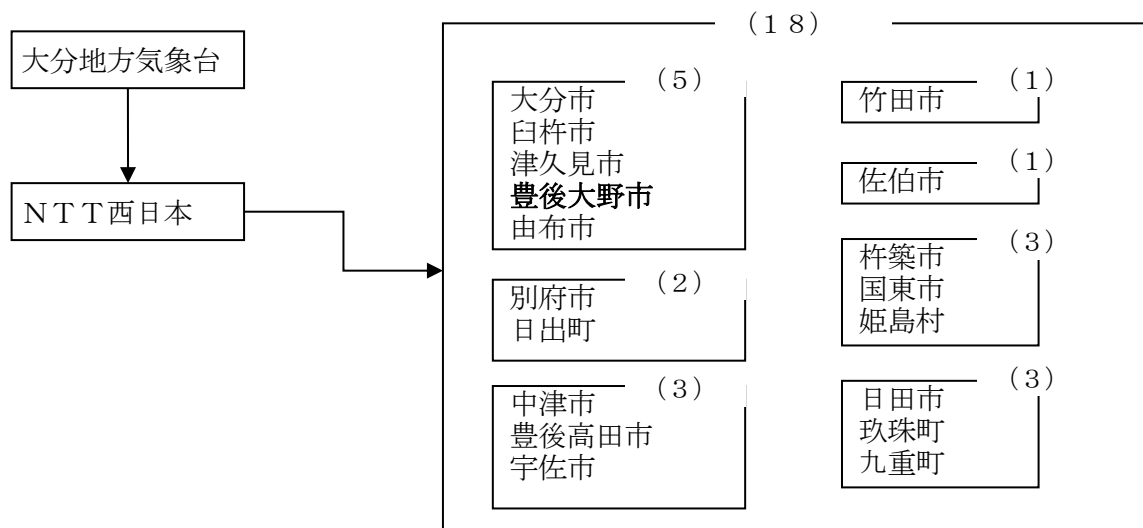
一 次 細分区域	市町村を まとめた地域	二次細分区域
北 部	—	中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市、姫島村
中 部	—	大分市、別府市、杵築市、由布市、臼杵市、津久見市、日出町
西 部	日田玖珠	日田市、玖珠町、九重町
		竹田市
南 部		佐伯市、豊後大野市

3 県からの情報収集

市は、大分地方気象台からの特別警報、警報、注意報、気象情報について、県の防災情報システムによって情報を収集する。

4 NTT西日本の措置

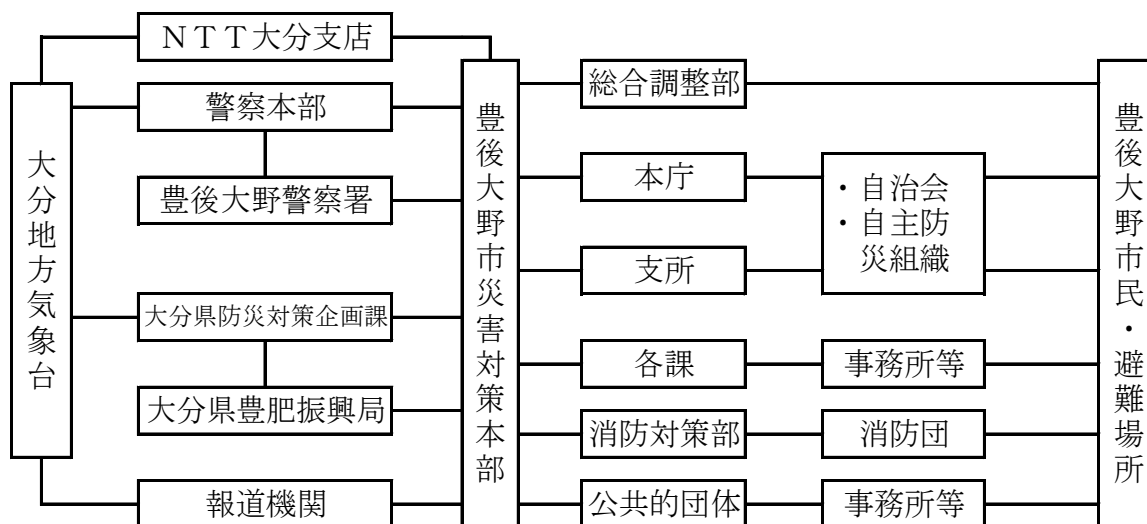
NTT西日本は、大分地方気象台から特別警報、警報を入手したときは、市に情報を伝達する。



(注) 気象、高潮、波浪及び洪水警報は、全市町村に伝達される。

5 市の措置

市は、関係機関から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を、防災行政無線や音声告知端末等を使用して市民に伝達する。なお、特別警報の場合は、その情報を直ちに関係機関及び市民に伝達する。



第5節 災害情報、被害情報の収集、伝達

〔総務課、消防本部、関係課〕

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応

急措置の実施状況等）及び被害に関する情報は、この節に定めるところにより収集・伝達する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、防災GISを活用する。

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等（以下「災害情報」という。））及び被害に関する情報（以下「被害情報」という。）は、市が関係機関等に協力を求めて調査収集する。また、県からの情報及び防災関係機関からの通報等を取りまとめて防災関係機関に報告する。

2 災害情報・被害情報収集体制・伝達の特例

市は、被害状況等を災害対応支援システムに入力し県に報告する。災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより災害情報・被害情報を収集・伝達する。

本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、発災から本部長の指示があるまでの間、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報、被害情報を、総合調整部が災害調査員及び関係防災機関から収集するものとする。これらの情報は、本部長が県への災害派遣要請、相互応援要請、自衛隊の派遣要請等の意志決定や市民への呼びかけ及び周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、防災関係機関が対策を講じるにあたって共有すべき情報であり、一元的に把握するものである。各対策部は、必要な情報を、総合調整部を通じて収集するものとする。

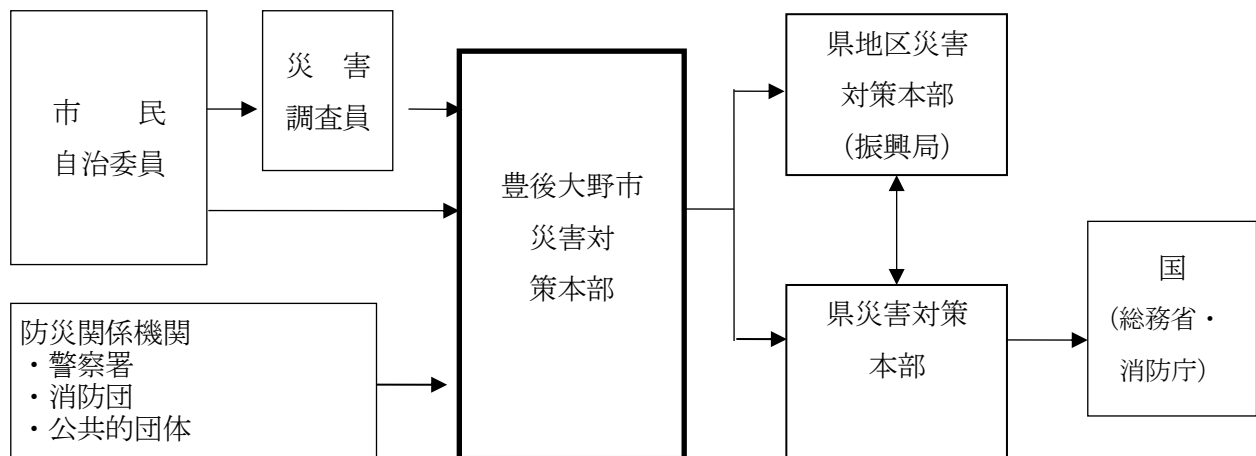
なお一刻を争う情報であり、確定した数値、ルートにこだわらずに収集する。

{各対策部、消防本部、警察署、県、指定公共機関、指定地方公共機関}

- ・人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報
- ・避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集
- ・医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集
- ・道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
- ・空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・電気、上・下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ・情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
- ・現場の位置
- ・発信する情報を入手した時刻



第6節 災害救助法の適用及び運用

〔総務課、社会福祉課、関係課〕

市内で風水害等により大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合、以下の基準により県が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用することとなっているため、県への被害状況の伝達には十分留意することとする。

災害救助法適用基準

- (1) 住家の滅失した世帯の数が、市内で60世帯以上であるとき。
- (2) 県内の住家の滅失した世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ市内で住家の滅失した世帯の数が、30世帯以上であるとき。
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。
- (4) 県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、市内の被害世帯数が多数であるとき。（小災害適用 20世帯）
- (5) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする場合、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合で、内閣府令で定める特別な事情があるとき。
- イ 被災世帯を含む被害地域が、他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。
- ロ 有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。
- (6) 次のように住家の被害には関係ないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける

おそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

- イ 交通事故により多数の者が死傷した場合
- ロ 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ハ 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ニ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- ホ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
- ヘ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

(7) 被害の認定基準

- イ 被害の認定は、災害救助法適用の判断のみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。

なお、住家の被害調査においては、被害認定基準運用方針に基づくものとする。

- ロ 「住家」とは、現実とその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は、合して一戸とする。なお、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れる。
- ハ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯になる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を一世帯として取り扱う。
- ニ 「全壊（焼）」、「流出」とは、住家がその居住のための基本的機能をそう失したものの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊（焼）の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものをいう。
- ホ 「半壊（焼）」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部をそう失したものの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものをいう。
- ヘ 「床上浸水」とは、ニ及びホに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
- ト 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。
- チ 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

リ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

ヌ 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものをいう。

ル 「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者をいう。

ロ 「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者をいう。

(8) 応急救助の実施基準

イ 救助の程度及び期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事ができない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上

救助の種類	対 象	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の搜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1カ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者及び避難者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準による救助の適切な実施が困難な場合には、県知事が、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

ロ 応急救助の委任

(イ) 県知事から、救助の実施に関する事務の一部を委任された場合、市長はその事務を実施するものとする。

(ロ) 救助の実施に関する職権の一部を委任された場合は、救助実施記録日計票等を作成し、保管しておくとともに、次の事項を電話等の方法により県知事に報告するものとする。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

(ハ) 市長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

第7節 相互応援協力体制の確立

〔総務課、関係課〕

市内において大規模災害が発生し、市単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請手続きを行う。

1 広域応援要請の実施

(1) 組織体制

市は、市単独では十分な応急対策ができない場合、大分県及び市町村相互間の災害時応援協定等に基づく応援を県知事に要請する。

市は応援要請を行う前に、他の市町村から応援の申し出を受けた場合、担当部署へ応援内容を伝達するとともに、担当部署において受入れの可否を検討する。

県において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため国・県調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行う。

(2) 災害情報・被害情報の収集・分析

市は、災害情報・被害情報及び応急対策状況に関する情報を分析し、災害対策本部各対策部との協議を踏まえ、広域応援要請の必要性和応援の要請先について検討

する。

(3) 大分県及び相互応援協定市町村への応援要請

市単独では十分に応急対策や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合は、大分県及び市町村相互間の災害時応援協定等に基づく県や協定市町村に対して応援を要請する。

総務班は、上記の協定に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、応援の要請を行う。この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、市における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も提供し応援協定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。

イ 応援要請の種類

- ・ 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ・ 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- ・ 避難及び収容のための施設の提供
- ・ 救護、医療及び防疫に必要な機材及び物資の提供
- ・ 救助及び救援活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- ・ ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
- ・ 火葬場の提供
- ・ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ・ 医療支援
- ・ 物資集積拠点の確保
- ・ 災害廃棄物の処理支援
- ・ その他被災市町村から特に要請のあったもの

ロ 機動性に優れた排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組立橋等の災害対策用車両等を要請する場合は、県知事を通じて九州地方整備局に応援要請を行う。

(4) 指定行政機関への職員派遣の要請

市内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

イ 派遣を要請する理由

ロ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ハ 派遣を必要とする期間

ニ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

ホ その他職員の派遣について必要な事項

2 応援の受入れ

(1) 応援要請を行うに当たり、総務班は、災害対策本部各対策部と協議のうえ、以下の点について検討、整理する。

イ 道路や交通機関の被災状況、運行状況

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

(2) 応援の受入れに要した経費は、原則として市が負担する。

第8節 防災ヘリコプターの派遣体制の確立

〔総務課、消防本部〕

災害が発生した場合、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより「大分県防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、大分県防災ヘリコプター「とよかぜ」の災害派遣を要請するものとする。

1 活動内容

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 災害応急対策活動 | 台風等の災害状況の把握や市民への避難誘導・警報等の伝達及び被災地への緊急物資等の搬送 |
| (2) 災害予防対策活動 | 住民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等 |
| (3) 救 急 活 動 | 山村などからの救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送 |
| (4) 救 助 活 動 | 河川等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助 |
| (5) 火 災 防 御 活 動 | 林野火災等における空中からの消火活動、情報収集 |
| (6) ヘ リ T V 活 動 | 地震、風水害等の災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信 |

※防災ヘリコプター「とよかぜ」は機種能力・特性により、ヘリTV活動中の救助活動はできないなど、通常は単一活動を原則としており、異なる活動を行う場合には装備替えを必要とする。

2 場外離着陸場

市は、管内に最低1か所以上の場外離着陸場を確保し、災害時や緊急時の防災ヘリコプターの有効活用に供するものとする。

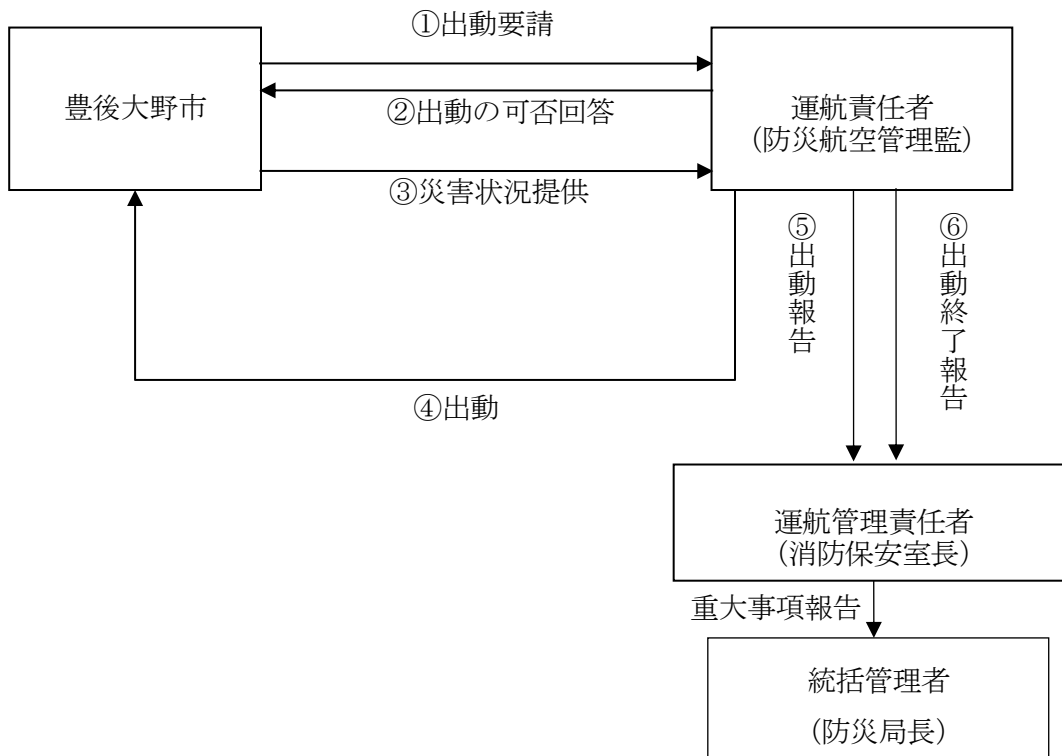
3 緊急運航の要件

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ、「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできる。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

4 緊急運航要請に係る手続

- (1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。



- (2) 緊急運航の要請は、災害等が発生した市長が運航責任者に対し行うものとする。
- (3) 要請連絡先及び連絡方法

防災航空隊：豊後大野市大野町田代 2592-2 大分県央飛行場（豊後大野市大野町）内
 電話 0974-34-2192 FAX 0974-34-2195
 緊急運搬要請専用電話 0974-34-3136

5 その他

- (1) 運航管理体制

- イ 防災ヘリコプター運航管理の総括は県生活環境部防災局長（統括管理者）が行う。
- ロ 防災ヘリコプターの運航管理に関する事務は、県消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。

- (2) 運航体制及び時間

- イ 365 日体制とする。ただし、運航不能時は 5 県（大分・熊本・宮崎・鹿児島・長崎）応援協定により対応する。

- ロ 運航時間は気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、8時30分～17時15分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日没まで」とする。

第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立

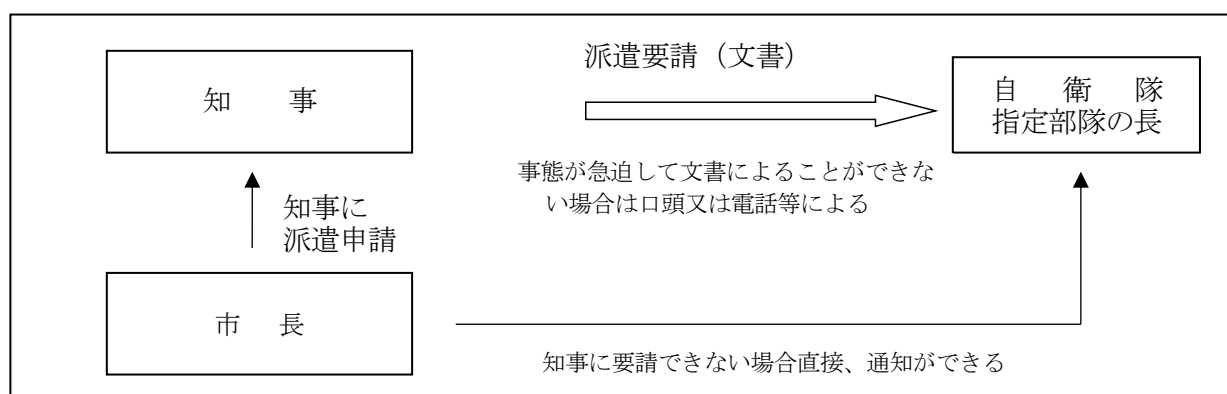
〔総務課〕

災害に際して、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法第83条（昭和29年法律第165号）の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣の要請

- イ 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、市長は、その旨及び市の当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
- ロ 市長は、県知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び市の災害状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。
- ハ 市長は、イ、ロの通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知しなければならない。

（1）自衛隊の災害派遣系統図



(2) 要請先等

要 請 先 等		連絡方法等	指定部隊等の長	備 考
陸 上 自 衛 隊	西部方面特科隊 第3科第132大隊 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 ☎0977-84-2111 内線235, 302 FAX 0977-84-2111	隊長	大分県の南部(佐伯、 竹田、豊後大野、由布 の各市)を管轄
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 ☎092-591-1020 内線5233	師団長	九州北部4県(大分県含 む)全域
	西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (健軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 ☎096-368-5111 内線2256, 2257	総監	九州・沖縄(大分県含 む)全域
航 空 自 衛 隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 ☎092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031	司令官	大分県全域を管轄
地 本 等	自衛隊、大分地方協力 本部 総務課	大分市新川町2-1-36 ☎097-536-6271	本部長	緊急の場合等における 連絡先

(3) 要請連絡先及び連絡方法

イ 大分県生活環境部防災対策企画課：大分市大手町 3-1-1

電話 097-506-3155、3152 097-534-1711(直通) FAX 097-533-0930

防災電話 50-264, 204 FAX 50-387

ロ 第7管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10

電話 093-321-2931

ハ 大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原大海田

電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

2 派遣要請の方法

市長が県知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を県知事あてに提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合の申請は、とりあえず電話等で行い、その後速やかに文書を提出することができる。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項(宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等)

3 派遣部隊の受入体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

(1) 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

(2) 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は、当該職員とも連携しながら、迅速、的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

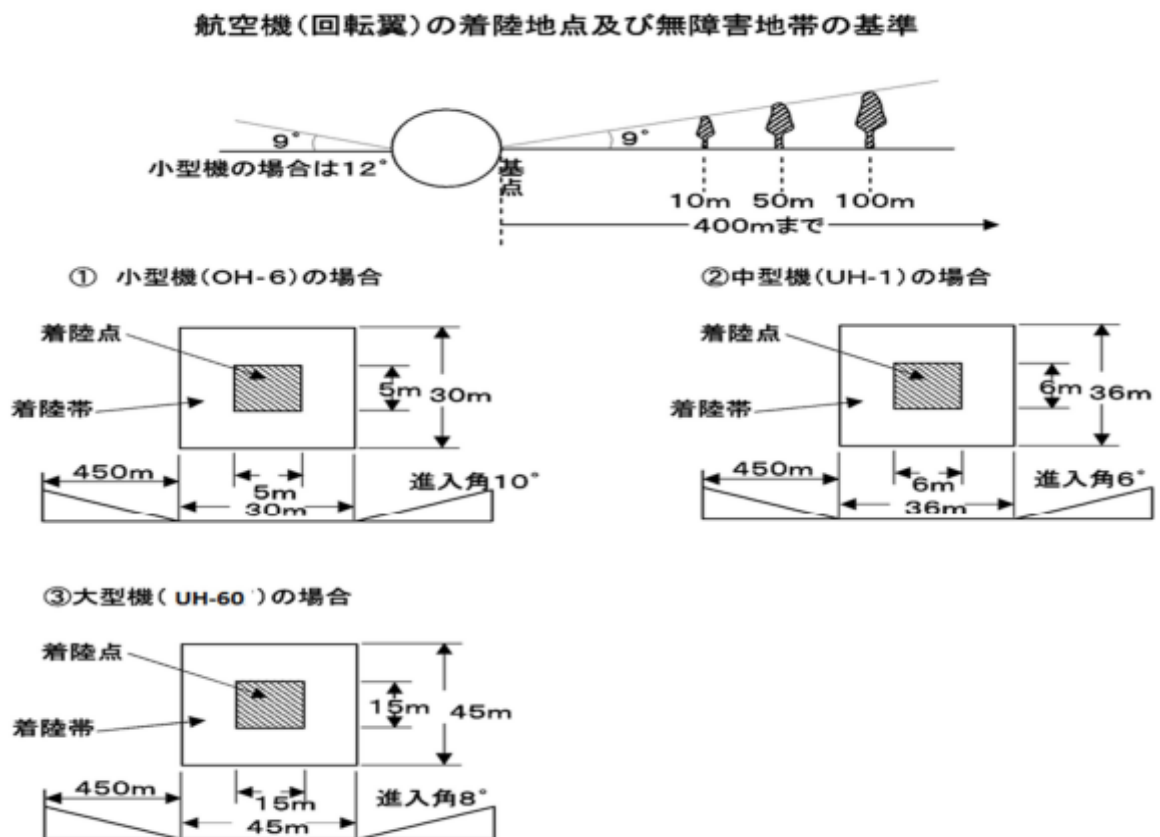
(3) 宿舎の斡旋

派遣部隊の宿舎等の斡旋を行うものとする。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

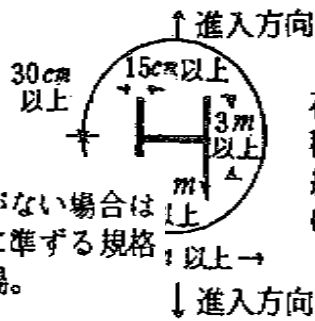
(4) 臨時ヘリポートの設定 (臨時ヘリポートの基準)

イ 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



ロ 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

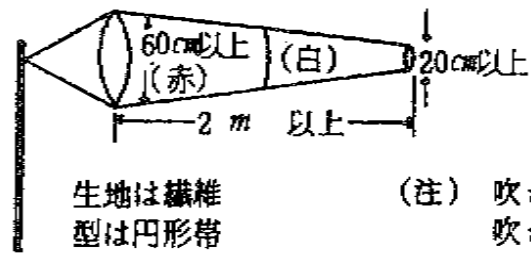
(ア) ⑪記号の基準



石灰で標示
積雪時は墨汁
絵具等で明瞭
に標示。

(注) 吹き流しがない場合は
吹き流しに準ずる規格
の旗を掲揚。

(イ) 吹き流しの基準



生地は繊維
型は円形帯

(注) 吹き流し
吹き流し
の旗を
ハ
危

除予防の措置

(イ) 離着陸地点への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において、航空上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(ロ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して、散水等の措置を講ずるものとする。

二 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

4 自衛隊の活動内容

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

- イ 被害状況の把握
- ロ 避難の援助
- ハ 避難者等の搜索援助
- ニ 水防活動
- ホ 消防活動の支援
- ヘ 道路又は水路の警戒
- ト 応急医療、救護及び防疫
- チ 人員及び物資の緊急輸送
- リ 炊飯及び給水
- ヌ 援助物資の無償貸付又は譲与
- ル 危険物の保安及び除去
- ヲ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限、禁止及び退去の命令
- ロ 他人の土地等の一時使用等
- ハ 現場の被災工作物等の除去等
- ニ 住民等を応急措置の業務に従事させること
- ホ 通行禁止区域等における緊急通行車輛の円滑な通行確保のための措置

5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

＊ 地上から航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	市役所又は警察官に連絡を乞う。 できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

6 災害派遣の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了し又はその必要がなくなった場合、市長は、県知事に対して撤収について要請するものとする。
- (2) 撤収の要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

7 経費等の区分

派遣部隊が活動した経費のうち、次の事項については、通常派遣を受けた側の負担とする。細部については、その都度、災害派遣命令者と県知事が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第 10 節 技術者、技能者及び労務者の確保

〔総務課、関係課〕

災害応急対策の実施のための必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、この節に定めるところによって行うものとする。

1 技術者、技能者及び労務者の確保対策

市が実施する災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労務者等の確保及び要請は、市長が行う。

- (1) 各対策部において人員に不足が生じた場合は、総務対策部を通じて人員の確保を求める。
- (2) 市において災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労務者等の確保が困難な場合は、総務対策部を通じて県に人員の確保を要請する。

2 技術者、技能者の強制確保

市長は、技術者、技能者を確保するために特に必要がある場合は、災害対策基本法第 65 条の規定に基づき従事命令等を執行してその確保を図る。

また同法第 71 条の規定により、県知事から委任を受けた場合についても、従事命令を執行することができる。

災害対策基本法第 65 条

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

災害対策基本法第 71 条

都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 7 条から第 10 条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限は、政令で定めるところによりその一部を市町村長に委任することができる。

3 災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合で県知事より業務が委任された場合は、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、市長が次の要領でこれを確保するものとする。

イ 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 (注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の探索	・行方不明者の探索行為に必要なもの。 ・行方不明者の探索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い (埋葬を除く)	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

(イ) 「遺体埋葬のための労働者」

(ロ) 「炊出しのための労働者」

(ハ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

ロ 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第 11 節 ボランティアとの連携

〔総務課、社会福祉課、社会福祉協議会〕

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大することが想定され、市内外から参加するボランティア・NPO等による積極的な支援活動が求められる。

このため、市においては、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 組織体制

災害により被害が発生し、災害応急対策の実施が必要と認められる場合には、総合調整部にボランティア担当をおき、社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会（以下「市社協」という）と連携し、ボランティアへの情報提供等活動の支援を行う。

3 ボランティア活動の支援

市は、市社協、との「豊後大野市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置及び運営に関する協定書」に基づき、センターの活動を支援するとともに、被災状況、避難場所、必要な救援活動などの情報提供に努める。

（1）情報の提供

ライフライン・公共機関の復旧、交通規制の状況及び行政政策の動向など、各種ボランティア活動に必要な情報をセンターに的確に提供する。

（2）活動拠点の提供

被災地又は災害対策本部周辺にセンタースペースを提供し、ボランティアの活動拠点の提供に努める。

（3）活動資材の提供

ボランティア活動拠点における、必要な各種資機材の提供に努める。

4 ボランティア・NPO等の受入及び配置

（1）センターの設置は、被災状況等から市、市社協等が協議の上決定し、市社協が主体となって運営する。ボランティア・NPO等の受入及び配置については、ボランティア担当がセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。

（2）ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。

○専門ボランティア・NPO活動例

- ・医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護
- ・被災者の健康管理やカウンセリング
- ・災害応急対策物資など資財の輸送
- ・被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定
- ・外国人に対する通訳

- ・歴史資料の救出や修復
- ・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

○ 一般ボランティア・NPO活動例

- ・炊き出し等食事の提供
- ・救援物資の搬入、仕分及び配布
- ・避難生活者及び在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- ・清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・その他被災者の生活支援に関する活動

(3) ボランティア・NPO等の安全確保等

センターは、ボランティアNPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティア活動保険への加入を推奨することとする。

第12節 帰宅困難者対策

〔関係課〕

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が流入、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業者や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを超え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、市は、県や防災関係機関と相互に連携・協力し、災害発生時における交通や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 市民、事業所等への情報提供

市及び防災関係機関においては、市民、事業所に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供する。

(2) 代替交通手段の確保

市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送など代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局や交通事業者と調整する。

第 13 節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

〔関係課〕

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところによって実施する。

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、それぞれの防災関係機関において調達供給を実施するものとし、防災関係機関からの要請等に応じて、当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき、又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ、又は収容のうえ調達供給する。

2 指定地方行政機関が実施する物資及び資機材の調達措置

指定地方行政機関は、市の行う物資及び資機材の調達供給措置に協力する。その他の防災関係機関においては、応急用・復旧用物資及び資機材の確保が著しく困難であるために、応急措置の実施に支障をきたすおそれがあると認められるときは、県知事又は指定地方行政機関の長に対し必要な物資及び資機材の調達斡旋を求め、その調達供給を行う。

第 14 節 交通確保・輸送対策

〔総務課、建設課、関係課、豊後大野警察署、関係機関〕

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等のために、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

1 市と県等との役割分担

(1) 市の役割

- イ 市が実施する災害応急対策のために必要な輸送は、原則として市が行う。
- ロ 市は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

(2) 県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を総合調整室に一元化し、輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

(3) 国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

2 輸送の基準

輸送は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 第一段階

- イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ロ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ハ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資
- ニ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階

- イ 上記（１）の続行
- ロ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ハ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- ニ 輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第三段階

- イ 上記（２）の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ハ 生活必需品

3 市の地域内輸送拠点の設置

あらかじめ市において選定した緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市町村の緊急輸送基地を使用することが効率的、効果的な場合は、当該自治体に要請し、連携して行う。

4 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、県が実施する。ただし、事態が急迫したため、県知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が県知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸 送 の 範 囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は発生しようとする 1 両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から14日以内
助産に関する輸送（〃）		〃 13日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		〃 3日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		〃 7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	〃 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃 14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		〃 10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- イ 輸送費（運賃）
- ロ 借上料
- ハ 燃料費
- ニ 消耗品器材
- ホ 修繕料

(3) 輸送実施の際の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

5 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

イ 交通状況の収集・把握

建設対策部、産業経済対策部、支所対策部等は、関係機関の協力を得て、常に市内の交通事情を収集、把握して総合調整部に報告する。

ロ 交通規制の実施

(イ) 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者等 車両等	道路交通法 第4条第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条第1項
警察署長	通行の禁止又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者等 車両等	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者等 車両等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法 第46条第1項

(ロ) 緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。

主要な路線	主要な交差点等	警察署等	規制内容
中九州横断道路	各IC	豊後大野	◎緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限 ◎一般車両の迂回、誘導
国道10号	久原	豊後大野	

ハ 緊急交通路確保のための措置

(イ) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

a. 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b. 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(ロ) 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(ハ) 警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

(二) 交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行うこととする。

(ホ) 警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとるものとする。

- a. 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。
- b. 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。
- c. 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

ニ 市民等への交通規制情報の提供

県は、国道、県道、市町村道の全面通行止等の道路規制情報を県ホームページなどにより一元的に発信する。また、総合調整部及び交通規制を実施した機関（警察、道路管理者）は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に市民に対し情報を提供する。

(2) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

イ 交通施設の被害状況の把握

(イ) 市における措置

- a. 災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送道路（資料編【4-4】）、主要道路、その他の道路の順に被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。
- b. 区域内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに総合調整部及び警察署

に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

(ロ) 県における措置

a. 地区災害対策本部における措置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、所管区域内の緊急輸送道路及びその他の主要道路について地区災害対策本部社会基盤対策班がパトロール等を実施し、被災箇所（道路上のがれきの状況、盛土・法面の崩壊の状況、段差の有無、橋梁被災の状況等）を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部総務班（豊肥振興局）及び土木建築部その他の道路管理者並びに所轄の警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

b. 災害対策本部における措置

(a) 総合調整室情報対策班に主要道路の交通支障に関する報告又は通報があった場合は、これに対する必要な指示又は要請を行う。

(b) 把握した情報は、必要に応じ総合調整室情報対策班を通じて、一般にその状況を周知するものとする。

(ハ) その他の機関における措置

九州地方整備局各事務所等においてもその管理する主要道路で、災害のため交通上支障が生じた場合、その状況を県総合調整室情報対策班に通報し、応急措置に努めるとともに、所轄の警察署に対して通報する。

ロ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

(イ) 交通施設の総合的な被災状況の把握

総合調整部等は、必要に応じ上記（1. 交通施設の被災状況の把握）や第5節（災害情報・被害情報の収集・伝達）により報告を受けた各管理者毎の交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

(ロ) 緊急輸送道路の啓開及び応急復旧方針の策定

災害対策本部（総合調整部）は、必要に応じ、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の救助のための緊急輸送や、被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じ、上記により取りまとめた道路施設の被災状況を勘案（復旧時間、大型車の通過可否、通行可能交通量等）し、県道路啓開実施計画に基づき、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

ハ 交通施設の応急復旧

(イ) 道路啓開及び復旧の体制の把握

建設対策部は、必要に応じて市内建設業者の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、直接聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制（人員や重機等の量）を把握する。

また、九州地方整備局の所管する道路の復旧計画・状況や九州地方整備局などの資機材の貸与可能数について把握する。

(ロ) 道路啓開の実施

建設対策部及び産業経済部農林整備班は、上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

(ハ) 応急対策の実施

所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得てできるだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

(ニ) 自衛隊への応援要請

市長は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総合調整部を通じて県災害対策本部総合調整室に出動要請を依頼する。

(3) 輸送手段等の確保

イ 車両の確保・配車

車両の確保は、財政企画対策部が担当し、災害対策本部からの要請に応じて行うものとする。

なお、交通規制が実施されている場合、事前届出を行っていない車両も含め総合調整部、県地区対策本部及び豊後大野警察署等が、迅速に緊急通行車両の確認を行うものとする。

(イ) 市有車両

輸送方法

輸送班を編制し、迅速かつ効率的に輸送するものとする。

(ロ) 市有車両以外（公益社団法人分県トラック協会等）

a. 車両の確保

市内で確保できないときは、県災害対策本部総合調整室を通じて、公益社団法人分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）に次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

<明示事項>

- ・ 災害の状況及び応援を要する事由
- ・ 応援を必要とする車両数、車両種類及び人員等
- ・ 物資積込み場所及び取り下ろし場所（物資輸送の場合）
- ・ 輸送品目（品名及び数量）（物資輸送の場合）
- ・ 輸送区間（人員輸送の場合）
- ・ 輸送人員数（人員輸送の場合）

・その他参考となる事項

b. 輸送方法

a の要請に基づき、県トラック協会は協会員と調整のうえ協会員の車両により輸送するものとする。

c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請

輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、県災害対策本部総合調整室に要請し、県トラック協会に必要な人員の派遣を要請するものとする。

ロ 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、市内で確保できないときは、県（支援物資部支援物資班）に確保を要請する。

ハ 自衛隊への応援要請

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、総合調整部が県災害対策本部総合調整室に自衛隊の応援要請をし、ヘリコプター等により輸送する。

二 輸送経路の選定

交通規制や道路の被害状況等を考慮し、輸送経路を選定する。

特に、災害発生直後等輸送経路の安全確保が確認できない場合、総合調整部、建設部、産業経済部、輸送を要請した班等と協議の上、安全な輸送経路の確認を行う。

6 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、防災関係機関は相互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。なお、防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

7 防災関係機関が実施する輸送協力等

- (1) 運送事業を実施する指定公共機関（日本通運㈱大分支店）及び指定地方公共機関（大分バス㈱、公益社団法人大分県トラック協会）は、輸送実施機関からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力するものとする。
- (2) 九州旅客鉄道㈱大分支社は、輸送実施機関からの要請に応じて、人員の輸送を実施する。輸送実施機関は、発駅、着駅人員等の別のほか臨時列車（希望時刻を申し出る）又は定期列車の別を電話又は書面にて大分支社（運輸課）又は駅に申し込むものとし、15人以上の場合は所定の団体割引の運賃により実施する。
- (3) 日本貨物鉄道株式会社大分支社大分営業支店は、輸送実施機関からの要請に応じて、救援物資の輸送を実施する。輸送実施機関は、災害発生地域等の事項を大分営業支店に申し出るものとし、災害の程度に応じ一定の条件に従って割引運賃により実施する。

第 15 節 広報活動・災害記録活動

〔総務課、関係課、支所〕

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページや、SNS）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だし、それを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 広報活動、災害記録活動の措置

（1）活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、迅速かつ的確に広報・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。

イ 報道機関への協力要請

総合調整部、総務対策部情報推進班は、報道機関に対して協力の要請を行う。

ロ プレスルームの開設

プレスルームを設置し、情報を一元的に発信する。プレスルームの設置作業は、総合調整部、総務対策部情報推進班が担当する。

（2）広報手段・方針の検討及び周知

総合調整部、総務対策部情報推進班は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確な広報の方針及び手段を検討し、関係者へ伝達する。

（3）広報する情報の集約及び広報

イ 総合調整部、総務対策部情報推進班は、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、その情報を収集する。

ロ 総合調整部、総務対策部情報推進班は、集約した情報を、（2）に基づき広報する。

なお、被害が甚大であり大量の広報を迅速に行う必要がある場合等においては、（2）

の検討において各部が独自に対応することも考慮する。

(4) 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。

広 報 手 段	広 報 先
防災無線、音声告知端末、広報車、広報紙、ラジオ、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送、ケーブルテレビ、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページ等）	一般市民、被災者
口頭、文書、電話、ファクシミリ、インターネット（ホームページ、メール）	報道機関 防災関係機関

(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成

イ 広報上の情報及びその資料の収集

収 集 事 項	収 集 内 容	収集方法
気象情報	1. 情報の出所 2. 情報発表の日時 3. 情報の内容 4. 市民の心構え及び対策	気象予報等の通報伝達に併行して行う
災害情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 情報発生の日時、場所 3. 被害の対策、範囲、程度 4. 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う
避難等の措置の状況	1. 情報の出所 2. 避難措置の実施者 3. 避難した地域、世帯、人員 4. 避難先、避難日時 5. 理由及び経過	同 上
消防団、水防団、自衛隊等の出動状況	1. 情報の出所 2. 出動機関又は出動要請者 3. 出動日時、出動対象、目的 4. 出動人員、指揮者、携行機械器具 5. 経過	同 上
応急対策の情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 応急対策実施日時、場所 3. 応急対策の内容 4. 実施経過及び効果	同 上
その他、災害に関する各種措置の情報	1. 情報の出所 2. 措置の実施者 3. 措置の内容、対象、実施機関 4. 実施理由、経過、効果	同 上

ロ 災害広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- ・日時、場所、主体、対象、理由、状態
- ・記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。

・その他

広報内容に食い違いが生じないように関係機関との情報及び資料の交換を密にする。

ハ 報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (イ) 災害の発生場所及び発生原因
- (ロ) 災害の種別及び発生日時
- (ハ) 被害の状況
- (ニ) 安否情報
- (ホ) 応急対策の状況
- (ヘ) 市民に対する避難指示及び避難場所等の状況
- (ト) 一般市民並びに被害者に対する協力及び注意事項

ニ 職員に対する広報措置

総合調整部、総務対策部情報推進班が行った広報のうち必要と認められるものについては、情報共有システム等の手段を用いて一般職員にも周知する。

(6) 各関係機関等に対する連絡

各班は、総務対策部情報推進班と連携し、特に必要がある場合は、市内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。

(7) 災害記録活動

各対策部は、現場において可能な限り、災害に関する記録の収集に努める。総務対策部はそれらを収集し、記録として残すものとする。

(8) 安否情報の対応

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3章 生命、財産への被害を最小限とするための活動

第1節 風水害に関する情報の収集・市民への伝達等

〔総務課〕

本節は、風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を市民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

1 災害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

(1) 基本方針

市内で風水害が発生するおそれのある場合、市は市民に対して浸水や山崩れ、がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、市民に注意を喚起することとする。

(2) 市の措置

市は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合(第2節4参照)、積極的に県防災情報システムの活用を図り、その後の気象情報等により、市内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、防災行政無線、音声告知端末、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、インターネット(ホームページ・SNS)等の多種多様な手段を用いて市民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所から避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に、避難指示等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号(第3節12参照)のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

*伝達の例

- ・こちらは、豊後大野市役所です。
 - ・大雨、洪水警報が発表されました。
 - ・河川が氾濫したり、山や崖が崩れるおそれがあります。
 - ・停電したり、断水するおそれがあります。
 - ・〇〇地区の住民の皆さんは早目に避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
 - ・断水に備えて、飲料水をためてください。
 - ・テレビやラジオの情報に注意してください。
 - ・危険が迫っていますが、落ち着いて行動してください。
- (※ 2回以上繰り返し)

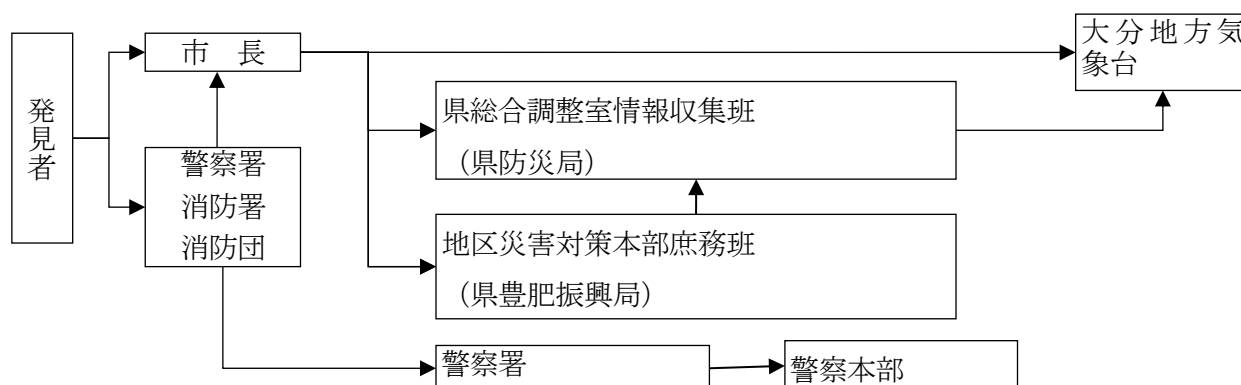
2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市役所（消防署）、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官等は、その旨を市長に通報する。
(災害対策基本法第 54 条)

(2) 市の措置

発見者及び警察官等から通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



災害対策基本法 第 54 条

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第 1 項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。

4 第 1 項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

第 2 節 火災に関する情報の収集、伝達

〔消防本部〕

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この節に定めるところによって実施する。

○消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

○被害の未然防止、拡大防止を市民に呼びかける情報の収集・伝達

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

(1) 基本方針

火災による市民の生命財産への被害を最小限とするため、市は、迅速・的確に火災気象通報及び火災警報等の伝達を行う。

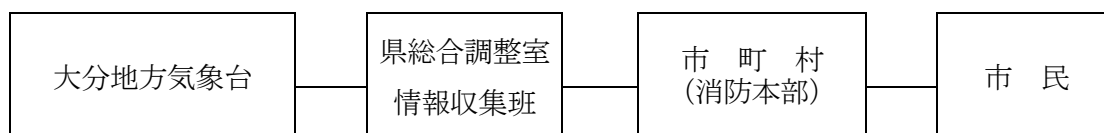
* 火災気象通報

消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報する。県知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報する。

* 火災警報

消防法に基づいて市町村長が県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

- イ 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- ロ 防災行政無線等による放送
- ハ 広報車による巡回宣伝

2 災害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたとき、市民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い市民に注意を喚起する。

- (2) 市長(規則により委任を受けた消防長)は、防災行政無線・音声告知端末・広報車等を用いて市民に対し火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止を図る。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

* 呼びかけの例

こちらは防災豊後大野市役所です。
消防本部からお知らせします。
ただ今、乾燥注意報が発令されています。
空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。
たき火や、タバコの投げ捨てはやめましょう。
お休み前にもう一度火の元の点検を行いましょう。
以上防災豊後大野市役所でした。

第3節 水防計画

〔総務課、農林整備課、建設課、支所、消防本部〕

1 目的

水防法（昭和24 年法律第193 号、以下「法」という。）に基づき、河川、ため池等の洪水による水災を警戒防御し、それによる被害を軽減して民生の安定を図ることを目的とする。

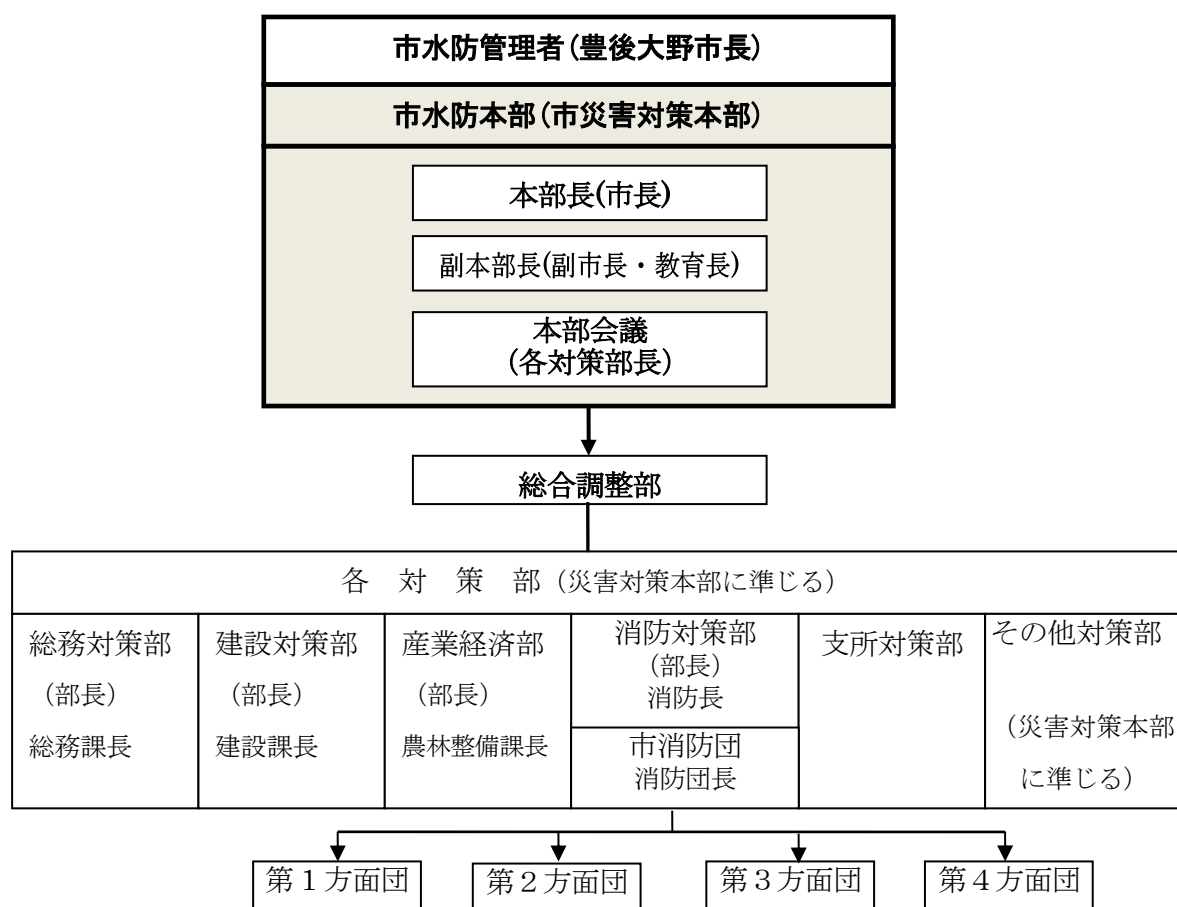
2 用語の定義

この計画における用語の定義は、次のとおり。

1 水害	洪水及び豪雨により生ずる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ等の被害をいう。
2 県水防支部長	大分県豊後大野土木事務所長
3 水防管理団体	水防の責任を有する豊後大野市等
4 指定水防管理団体	豊後大野市（指定済） 県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、県知事が指定したものをいう。（法第4条）
5 水防管理者	市長 水防管理団体である市町村長又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第2項）
6 水防警報	県知事等が、指定した河川等について洪水によって災害が発生するおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第7項）
7 水位周知河川	法第10条第2項に基づき洪水予報を行う河川以外の河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあるとして、県知事等が、氾濫危険水位（特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。））を定め、当該河川の水位がこれに達したときに、その旨を通知及び周知する河川をいう。（法第13条）
8 水防団待機水位（通報水位）	各水防機関が水防活動に対し準備をする水位。
9 氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。
10 避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の <u>高齢者等避難発表</u> の目安となる水位である。
11 氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。
12 特別警戒水位	法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
13 河川管理者	一級河川については、国土交通大臣（河川法第9条第1項），二級河川については都道府県知事（同法第10条），準用河川については市長（同法第100条第1項による河川法の規定の準用）と河川法に定められています。
14 消防機関	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条 に規定する消防の機関をいう。消防本部、消防署、消防団のこと。

3 水防組織

市長は、水防組織を「市地域防災計画」（風水害等対策編第3部第2章第1節）に準じる。



4 本部と事務分掌

(1) 設置の時期

大分地方気象台から大雨に関する警報が発表されたときから、危険が解消されるまでの間において設置するものとする。

(2) 水防事務分掌

本部の主な事務分掌は次のとおり。その他については、災害対策本部の事務分掌に準じる。

班名	担当課等	分 掌 事 務
総合調整部 総合調整班 総務班 情報推進班	総務課	○本部の総括に関すること ○雨量、水位等気象情報の収集 ○県水防支部との連絡調整に関すること ○一般被害状況のとりまとめ ○広報に関すること（防災行政無線、音声告知端末等） ○法第29条の規定に基づく避難のための居住者への立ち退きの指示に関すること ○各水防対策班及び関係機関との連絡調整に関すること ○公用負担の指導、現地連絡、対外的報道関係に関すること
建設対策部 土木・建築班	建設課	○重要浸水区域、重要水防区域、水防区域、災害警戒区域を巡視及び警戒し、危険箇所の応急補修に関すること ○法第29条の規定に基づく避難のための居住者への立ち退きの

		指示に関すること ○水防資機材の搬出、輸送に関すること ○河川の被害状況調査に関すること ○道路、橋りょう等の被害状況調査及び応急復旧に関すること ○道路交通情報の収集等交通対策に関すること
産業経済対策部 農林整備班	農林整備課	○防災重点ため池の巡視及び警戒に関すること ○ため池管理者への連絡調整に関すること ○耕地・農業用施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
支所対策部 支所対策班	各支所	○水防本部との連絡調整に関すること ○管内の気象情報及び被害状況の収集、とりまとめ
消防対策 消防班 消防団	消防署 消防団	○水防資機材の確保に関すること ○方面団、分団区域の河川及び危険ため池の状況の通報に関すること ○現地応急対策に関すること

5 水防警報

- (1) 水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

水防管理者（市長）は、洪水により被害が生じる恐れのあることを自ら知り、若しくは県水防支部長から水防警報の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係機関に周知させるとともに、消防機関（消防、消防団）等を準備、又は出動させるものとし、水防上必要があると認められるときは、防災行政無線や音声告知端末等を使って、市民にこれを周知するものとする。

- (2) 水防警報を行う指定河川・・・資料編【6－1】参照

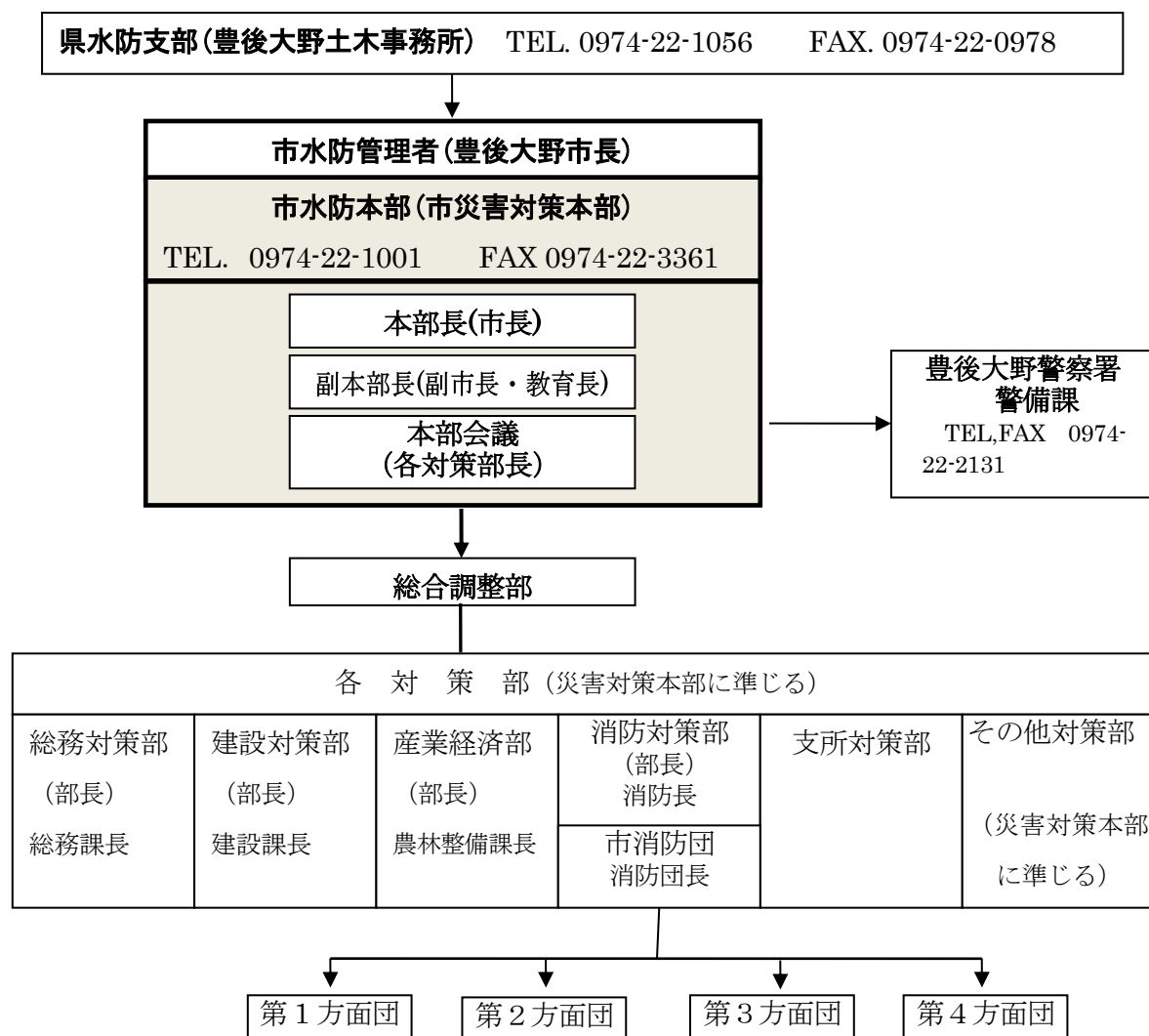
水防警報発令者：大分県豊後大野土木事務所長

- (3) 水防警報の種類は、次のとおりとする。

（警報の種類）

	種 類	内 容
第1段階 （待機）	大分地方気象台の雨に関する通報とその時の状況により判断して発表する。	・水防団員の待機を警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの ・又は、出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの。
第2段階 （準備）	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき。	・水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨警告するもの。
第3段階 （出動）	氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。	・水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。
第4段階 （解除）	氾濫注意水位以下に下がり、再び増水するおそれがないと思われるとき。	・水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

(4) 水防警報伝達系統は、次の表のとおりとする。



6 重要水防区域等

- (1) 「重要水防区域」は、水防上特に注意を要する箇所で、資料編【6-2】のとおりとする。
- (2) 「水防区域」は、水防上注意を要する箇所で、資料編【6-2】のとおりとする。
- (3) 「重要浸水区域」は、過去10年間の内、10戸以上の家屋が浸水した箇所で、資料編【6-2】のとおりとする。

7 水位の通報

水防管理者（市長）は、洪水のおそれがあることを自ら知り得た場合において、次に該当するときは県水防支部長に通報しなければならない。

- イ 水防団待機水位に達したとき
- ロ 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位に達したとき
- ハ 最高と思われる水位に達したとき
- ニ 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき

8 出動開始及び堤防等の異常に関する報告

水防管理者（市長）は、次に該当する場合は、県支部長（土木事務所長）に通知しなければならない。

- イ 消防機関（水防団）等が出動したとき
- ロ 堤防等に異常を発見したとき、または応急措置をしたとき

9 避難のための立ち退き

県水防支部長は、避難の必要があると認めるときは、必要と認められる区域の居住者に対して立ち退きを指示することができる。指示した場合は、直ちに指示事項を水防管理者に報告する。

10 決壊の通報

堤防等が決壊し又は決壊のおそれがあると認めた場合には、水防管理者は、直ちにその旨を水防県支部長に通知するものとする。

11 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、次表に定める区分方法に従って発するものとする。

区 分	種 別	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したときを知らせるとき	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○—— 休 止 ○—— 約15秒 約5秒 休 止 ○——
第2信号	水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるとき	○○—○○○○— ○○○○—○○	約5秒 約6秒 約5秒 ○—— 休 止 ○—— ○
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するもの出動すべきことを知らせるとき	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 ○—— 休 止 ○—— 約5秒 約10秒 休 止 ○——
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるとき	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○—— 休 止 ○——

備 考 信号は適宜の時間継続すること。
必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
危険が去ったときは口頭伝達により周知される。

13 公用負担

（1）水防管理者及び消防団長は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用もしくは収用

- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

(2) 前項の場合、水防管理者は損失を受けた者に対し補償をしなければならない。

14 水防活動に従事する者の安全確保

水防管理者及び消防機関の長は、洪水において水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- ・水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員等の安全の確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

15 水防活動の報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく「水防実施報告書」（資料編【6－3】）により支部長（県豊後大野土木事務所長）に報告するとともに、水防記録を作成し、保管しなければならない。

16 水防用備蓄資材、器具

- (1) 本市が保有する水防用備蓄資材、器具の日常的な維持管理は、消防本部が行う。
- (2) 水防管理者は、毎年3月31日までに保有する水防備蓄資材を県水防支部長に報告しなければならない。

第4節 避難の指示及び誘導

〔総務課、社会福祉課、学校教育課、支所、関係課、消防本部、関係機関〕

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。なお、本節では、避難の指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察、県知事及び自衛隊等に協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について関係機関に対して助言を求めるものとする。

2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法のに基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

特に避難指示等の発令時には、統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に市民に情報伝達を行うものとする。

「避難行動（安全確保行動）」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

（1）避難措置の区分

イ 早期注意情報（警戒レベル1）

災害への心構えを高めることを求める。（気象庁発表）

ロ 洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル2）

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。（気象庁発表）

ハ 高齢者等避難（警戒レベル3）

暴風雨、洪水、又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。（市発令）

ニ 避難指示（警戒レベル4）

暴風雨、洪水、又は地すべり等の発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

(市発令)

ホ 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。（市発令）

ヘ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難経路及び誘導方法

イ 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志を持って誘導に当たり、市民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

ロ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ハ 避難者が自力によって立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

ニ 避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他機関に援助を要請する。

ホ 避難者の誘導の経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

ヘ 危険な地点には、標示、縄張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

ト 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、自主防災組織単位で行う。

チ 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭布等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

リ 避難を指示するための信号は、あらかじめ関係者に周知しておく。

(3) 避難所等の指定

避難所等は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、次の点に留意する。

イ 避難場所の開設に当たって、市長は、避難場所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

ロ 市内に避難収容施設が得られない、又は隣接市町村の避難収容施設が近い場合、その市町村長に施設の提供を求める。

ハ 指定緊急避難場所と指定避難所

・市は、切迫した災害の種別に対応した指定緊急避難場所に避難すべきことについて、市民・施設管理者等に十分に周知をはかる。

・市職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする地域の居住者等によって開錠等ができるようにしておく等、工夫をする。

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所は、政令に定める基準とする。

(ロ) 原則、学校、公民館等の大規模人数を収容でき、市が直接管理する施設とする。

(ハ) 早期避難を促す場合は、自主避難所を設置する。

ニ 自治会または自主防災組織が開設する避難所

市民にとって避難所が遠方にあり、避難を躊躇することが考えられる地区は、自治会または自主防災組織において、安全かつ必要と認める場所を避難所として指定し、自らが開設・運営することとし、市は、その避難所を認め連絡体制を整える。

〈利点〉自治会等が認める避難所は、近隣に存在し、知合いも多く、安心して声かけ誘導ができる。また安否確認も速やかにできる。

〈欠点〉物資、救護・医療等の避難者支援は、指定避難所が優先されるため遅れる。

○ 指定緊急避難場所（緊急） 災害対策基本法施行令第20条の3

意 義	市民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
指定基準	○ 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり等を対象とする場合 管理条件かつ立地条件を満たすこと。ただし、立地条件を満たさない場合は、管理条件かつ構造条件を満たすこと。

＜管理条件＞ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、確実に市民等に開放され、かつ、市民等を受入れる場所に避難上の支障が生じないこと。

◆ポイント ○施設の開放を行う担当者があらかじめ定められていること。

○避難支障となる物品が存在しない、落下・散乱等の防止措置をとっていること。

＜立地条件＞ 人の生命や身体に危険が及ぶおそれがない安全区域に立地していること。

◆ポイント ○区域の特定・把握に長時間を要する場合、過去の発生災害を基に指定してよい。

＜構造条件＞ 水圧、振動、衝撃のほか施設に作用する力によって損傷、転倒又は沈下等の事態が生じないもので、洪水の場合、想定水位以上の高さに避難者等の受入部分がある。

◆ポイント ○鉄筋コンクリート造等の強固な構造物

○指定避難所（収容、滞在）災害対策基本法施行令第20条の6

意 義	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまでの一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった市民等が一時的に滞在する施設
指定基準	○ 避難した市民等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
	○ 速やかに被災者等を受け入れ、生活物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備があること。
	○ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
	○ 運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
	○ 要配慮者の良好な生活環境が確保できること。

（４）避難者に周知すべき事項

避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

- イ 警戒レベル及び避難措置の状況
- ロ 避難すべき理由（危険の状況）
- ハ 避難の経路及び避難先
- ニ 避難先の給食及び救助措置
- ホ 避難後における財産保護の措置
- ヘ その他

（５）自主避難体制の整備

市は、土砂崩れなどの前兆現象が出現した場合等における市民の自主避難について、市民に対し、あらかじめ市報を始めとするあらゆる機会をとらえてその啓発を図る。

また、市民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見したり、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあって自主的に避難するよう心がけるものとする。

（６）要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

（７）学校、社会福祉施設等における避難

- イ 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。
- ロ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。
 - （イ）避難実施責任者
 - （ロ）避難の順位

- (ハ) 避難誘導責任者及び補助者
- (ニ) 避難誘導の要領及び措置
- (8) 車両等の乗客の避難措置
 - イ 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。
 - ロ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 市が実施する避難措置

- (1) 市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。さらに、災害対策基本法第63条第1項のより「警戒区域」設定し、立入を禁止することができる。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を指示することができる。
- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は使用者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県総合調整室情報収集班又は豊肥地区災害対策本部庶務班に報告しなければならない。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (5) 市は、避難措置の実施に関し「豊後大野市地域防災計画」に、次の事項を定めておかなければならない。
 - イ 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - ロ 避難措置を実施する区域別責任者
 - ハ 避難措置の伝達方法
 - ニ 各地域の避難場所及び避難方法
 - ホ その他の避難措置上必要な事項

4 警察官、自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求されたときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに指示した日時、居住者等の立退き先を市長に通知しなければならない。
- (2) 警察官は、前記(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受けるおそれのある者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求されたときは、警戒区域の設定を行うことができる。（災害対策基本法第63条）。この場合において警察官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う吏員、警察官が現場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。

この場合において災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 避難行動

市民・施設管理者等に対して求める避難行動

- ・自然災害に対しては、行政に過度な期待や依存をすることなく、自分は災害に遭わないという思い込みに陥ることなく、自らの判断で避難行動をとること
- ・想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとること
- ・施設管理者等は、市や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすること
- ・入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておくとともに、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できないような場合や事態が急変した場合に備え、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をとれるよう、緊急度合いに応じた複数の避難先を平常時から確保すること
- ・防災知識の継続的な普及を図るため、映像等を用いたわかりやすい資料により、児童を含めた防災教育を積極的に進めること

警戒レベル	避難情報等	市民等に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難する。
警戒レベル4	避難指示	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応

		した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。
--	--	---

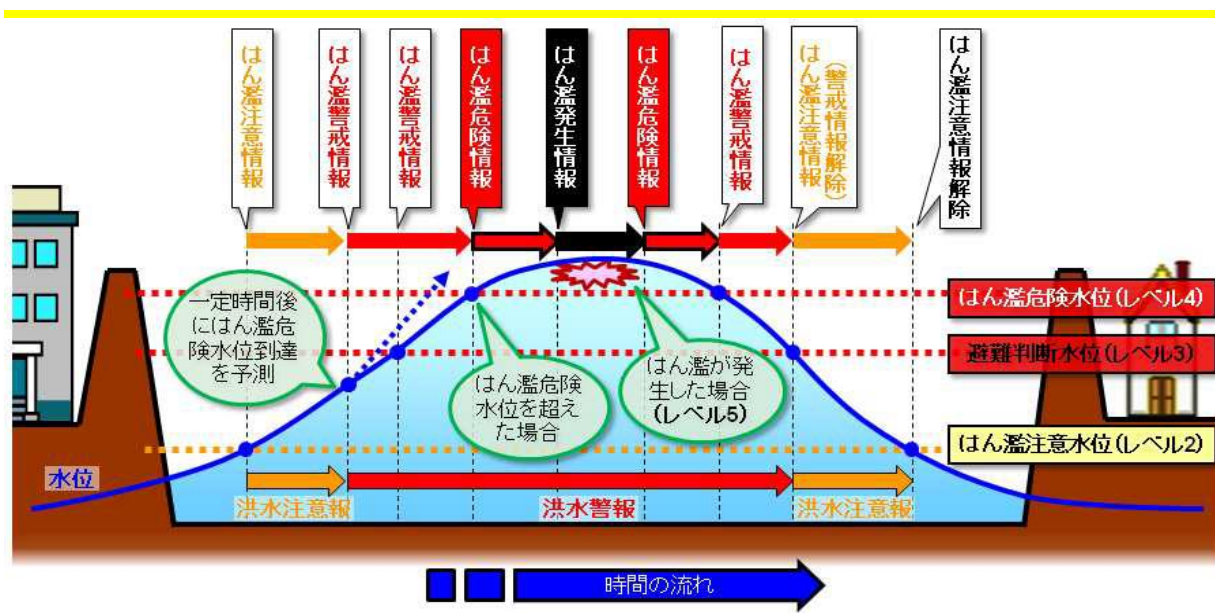
6 避難指示等の発令基準

避難指示等発令の判断基準の基本的考え方

- ・避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態を恐れず避難指示等を発令する。そのためにも、具体的でわかりやすい判断基準を設定する。
- ・土砂災害や水位周知河川、その他河川等による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難なことが多いため、避難指示等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。
- ・高齢者等避難を発令したからといって必ずしも避難指示をださなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。
- ・事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令する必要はなく、状況に応じて、段階を踏まずに避難指示等を発令する等、柔軟に対応する。
- ・たとえ指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、災害が切迫した状態であれば、原則として避難指示等を発令する。

指示等発令基準の設定（水害・洪水）

	水害（洪水）
高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 1：指定河川洪水予報により、水位周知河川の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、水位周知河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：指定河川洪水予報により、水位周知河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に到達したと確認された場合） 2：水位周知河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位周知河川の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：竹田ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。



指示等発令基準の設定（土砂災害）

	土砂災害
高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

避難指示	次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。
	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）
	2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」 （警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
	3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
	5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
	※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

土砂災害メッシュ情報

レベル4（薄紫）	非常に危険	予想で土砂災害警戒情報	避難指示
レベル3（赤）	警戒	実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達	高齢者等避難
レベル2（黄）	注意	実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達	（自主避難）
レベル1（無）	今後の情報に留意		

7 避難指示等と避難行動

市民は、市長が早期避難を呼びかけたときは、市設置の自主避難所（中央公民館、神楽会館、緒方公民館、朝地公民館、大野支所、千歳農村環境改善センター及び犬飼公民館）又は自宅より安全な親戚や知人宅等へ避難する。高齢者等避難が発令されたときは、市設置の自主避難所又は市が指定する緊急避難場所へ避難する。

さらに状況が悪化し、避難指示が発令されたときは、市が指定する緊急避難場所又は避難所へ避難する。このとき市民は、避難所等への移動が危険と判断した場合は、垂直避難等の身を守る行動をとることとする。

危険な状態から退避したものの、住家が被災または孤立する事態になった場合、市が指定する避難所へ移動する。状況によっては、そこで避難生活を送ることとなる。

このほか、自治会又は自主防災組織が、指定する避難所を開設する場合は、自治会等に確認を取り、地域住民を受け入れる状態にあれば、速やかに避難する。

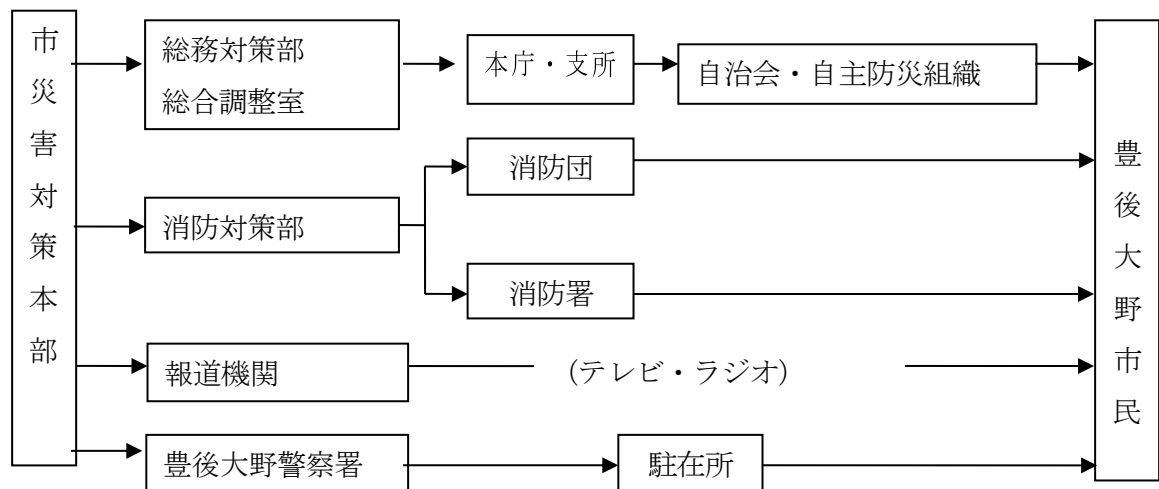
8 市民等への情報伝達

(1) 避難指示等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- ・市は、市民・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるよう、平常時から市民・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知する。
- ・災害発生の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難指示等の発令の見通し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、時々刻々と変化する情報を市民・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達する。
- ・避難指示等を発令する際には、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。
- ・要配慮者利用施設等の災害計画には、自然災害からの避難を盛り込んだ計画としなければならないことを平常時から施設管理者に周知する。

(2) 伝達手段と方法

- ・防災情報の伝達は、防災行政無線と音声告知端末を最も有効な伝達手段としているため、機器やシステム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、災害時に最大限活用できるよう、平常時から点検や、災害を想定した操作訓練等を行う。



(伝達手段は、防災行政無線・音声告知端末・広報車・消防団員等による戸別訪問等とする。)

第5節 救出救助

[消防本部、豊後大野警察署]

災害により建物が倒壊し生き埋めとなった者、山崩れ、がけ崩れ及びこれに伴うトンネル崩壊

等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送については、市長が消防機関（常備消防及び消防団（以下「消防機関」という。）を主とし、さらに、警察官及びその他の関係機関の応援を求めて速やかに実施するものとする。自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力するものとする。

2 救出の対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容

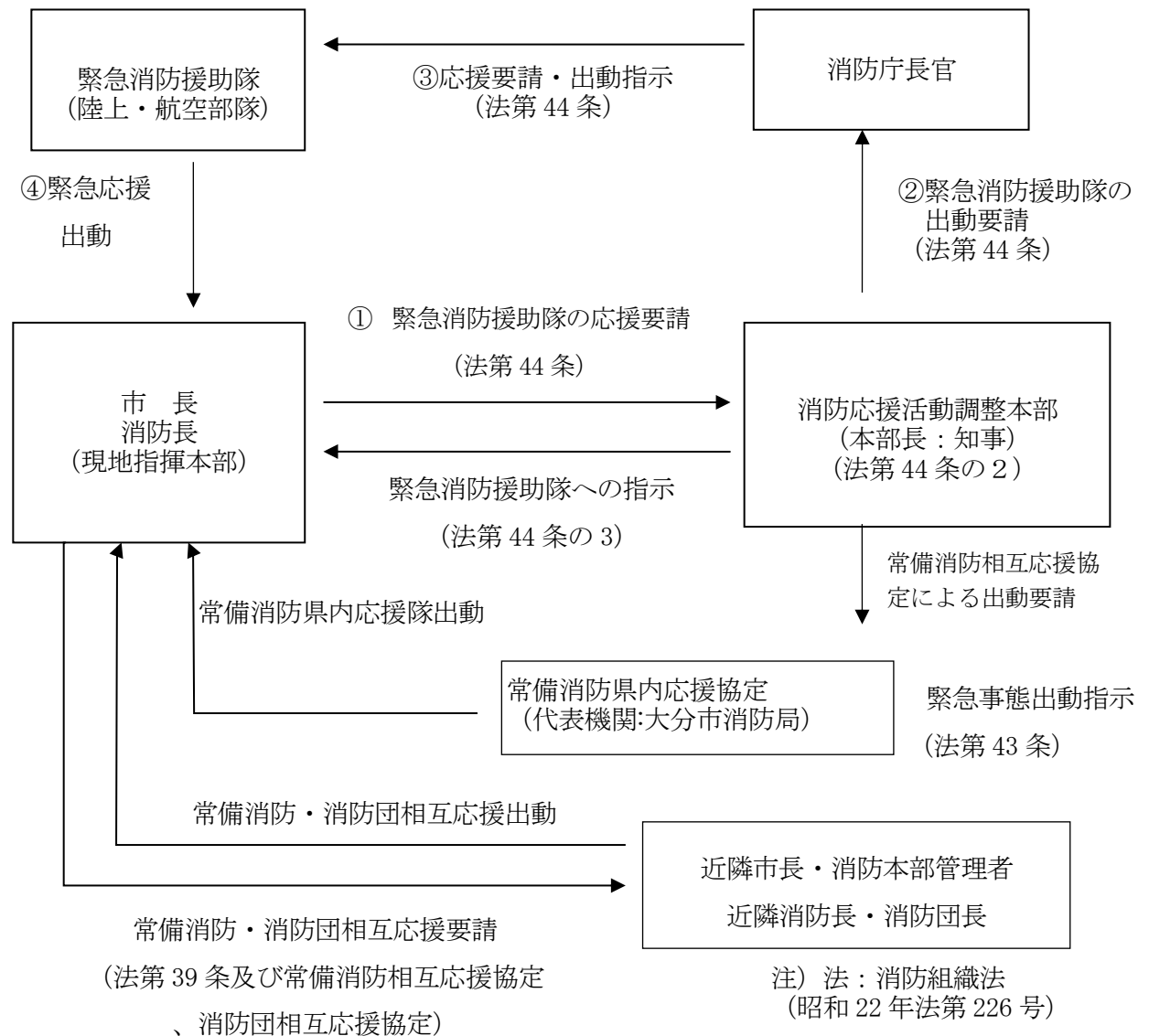
規格 布（おおむね 2m×2m）

① 黄色＝避難者がいることを示す

② 赤色＝避難者の中に、重傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す

4 市における救出救助

- （１）災害のため救出を要する者が生じた場合は、市が消防機関と救助班を編成し、警察署と協力して、救助に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- （２）救助班の編成において、外部からの応援が必要と判断した場合は、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



5 警察における救出救助

- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の搜索及び救出活動を実施する。
- (2) 活動上の必要な事項は、豊後大野警察署における災害警備実施に関する規定によるものとする。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づいて市長は、次の基準により被災者の救出について必要な措置を行う。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害に係った原因のいかんに関わらず、また、災害に係った者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下にかかる費用は県が負担する。

イ 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上げ費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる。）

ロ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ハ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救助を行う場合の照明に使用する燃料費

（３）救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

（４）救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から３日以内とする。

（５）市長は、県知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿を備え必要な記録を行うとともに、これを保存するものとする。

イ 救助実施記録日計表

ロ 被災者救出用器具燃料受払簿

ハ 被災者救出状況記録簿

ニ 被災者救出関係支払証拠書類

第６節 救急医療活動

〔市民生活課、市民病院〕

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。（本節では、災害発生からおおむね72時間を目処とした活動について定め、それ以降の被災者の保護・救援を中心とした活動については、第４章第６節に定める）。

１ 救急医療活動の基本方針

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、１人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」を避ける）ため、市は、県、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、災害拠点病院、大分DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会等と密接な連携を図りながら、その他の災害対応活動の状況に応じて実施

する。

2 主な機関の救急医療活動

機関名		発災 (緊急対策)	(応急対策)
県	福祉保健部	○災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）本部等）の設置 ○医療情報の収集及び提供 ○大分DMAT及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請 ○災害時小児周産期リエゾンの災害医療対策本部への出動要請（必要に応じて） ○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて） ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入要請 ○広域医療搬送のためのSCUの設置	→
	保健所	○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→
市		○医療救護所の設置 ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整 ○医薬品・医療資器材等の確保	→
日本赤十字社大分県支部		○医療救護活動の実施	→
災害拠点病院		○重症患者等の受入・地域医療搬送	→
大分DMAT指定病院		○被災地でのDMAT活動 ○災害医療対策本部での活動	→
大分県医師会		○医療救護活動の実施	→
大分大学医学部附属病院			
大分県看護協会		○災害看護活動の実施	→
大分県薬剤師会		○医療救護活動の実施	→
大分県歯科医師会		○医療救護活動の実施	→
大分災害リハビリテーション推進協会		○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期は72時間以降)	

3 医療情報の収集及び提供

(1) 医療情報の収集

保健福祉対策部及び市民病院は、総合調整部及び総務対策部と連携し、広域災害救急医療

情報システム（EMIS）やおおいた医療情報ほっとネットを活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。保健所及び地区災害対策本部保健所班は、EMIS への医療情報未入力 of 病院に対し入力を要請するとともに、必要に応じて電話又は訪問確認等を行い代行入力する。

収集する情報は、おおむね次のとおりである。

- イ 医療機関の被災状況（電気、水道、医療ガスの確保状況）及び稼働状況（手術の可否、人工透析が必要な患者の受入の可否、現在受け入れている重症・中等症患者数等）
- ロ 医療機関から転送が必要な入院患者数
- ハ 透析患者等難病患者が受診可能な医療機関の稼働状況
- ニ 負傷者の発生状況
- ホ 被災地及び近隣地域における医療機関の状況（手術、透析等の診療情報及び受入可能患者数等）
- ヘ 近隣市町村における受入可能医療機関
- ト 道路交通状況
- チ 医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数
- リ 不足する医薬品・医療資器材等の種類・量及び調達可能量
- ヌ 医薬品等医療資器材、負傷者を搬送する緊急車両及びヘリコプター等の確保状況

（2）医療情報の提供

保健福祉対策部及び市民病院は、（1）で収集した情報を整理し、総合調整部及び総務対策部を通じて、県、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、市民、難病患者等へ情報提供する。

なお、広域災害救急医療情報システム（EMIS）やおおいた医療情報ほっとネットを活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。

4 医療救護所の設置

市民病院は、災害対策本部を立上げ患者受入エリアを設置する。また臨時救護所については、災害の規模及び負傷者等の状況によりその都度定めるが、市内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所近くに医療救護所を設置する。

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

5 医薬品・医療資器材等の供給

市は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から調達する。

6 関係機関が実施する措置

(1) 日本赤十字社大分県支部の措置

日本赤十字社大分県支部は「日本赤十字社大分県支部災害救護計画」及び災害救助に関する

医療救護を実施するとともに、県が実施するその他の医療救護について援助協力するものとする。

(2) 災害拠点病院・大分DMA T指定病院の措置

豊後大野医療圏における災害拠点病院の豊後大野市民病院は、被災地からの重症患者等の受入拠点及び地域医療搬送の拠点となる。また、大分DMA T指定病院でもあるため、県からの要請に基づき、大分DMA Tを被災地又はS C Uに派遣し、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

(3) 大分県医師会等の措置

大分県医師会、看護協会、薬剤師会、歯科医師会及びリハビリテーション推進協議会は、県及び市の要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

7 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療の実施基準

イ 医療の実施範囲

(イ) 診察（疾病の状態を判断するもの）

(ロ) 薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）

(ハ) 処置、手術、その他の治療及び施術

(ニ) 病院又は診療所への収容（病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平常時のとおり医療保険で対応する。）

(ホ) 看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話または介護をすること）

ロ 医療救護の対象者

(イ) 災害のため医療の途を失った者（罹災者の有無を問わない）

(ロ) 応急的な医療をほどこす必要のある者

ハ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

ニ 医療のため負担する費用の範囲

(イ) 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費

(ロ) 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

(ハ) 施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内

(ニ) 従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当、超過勤務手当、旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金の制度がある。

(2) 助産実施の基準

イ 助産の範囲

- (イ) 分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）
- (ロ) 分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく
浴を含む事後処理をいう。）
- (ハ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

ロ 助産の対象者

- (イ) 災害のため助産の途を失った者
- (ロ) 災害発生の日から前後 7 日以内に分べんした者

ハ 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から 7 日以内の期間とする。ただし災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から 7 日以内の期間が災害発生の日から 7 日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

ニ 助産のための費用の負担の範囲

- (イ) 医療救護班による場合は、使用した材料の実費
- (ロ) 助産所その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の 8 割以内の額

第 7 節 消防活動

〔消防本部〕

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、この節に定めるところによって実施する。

1 消防活動の実施体制

消防機関は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、消防の活動に積極的に協力する。

2 市における消防活動

- (1) 市（消防機関）は、第 2 章第 5 節「災害情報、被害情報の収集、伝達」に基づき、災害現場の状況把握を行う。
- (2) 具体的な消防活動は、消防署が別に定める「消防計画」による。
- (3) 大規模な火災等の発生により外部からの応援が必要と判断した場合は、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市及び消防本部に応援を求める。又は、県の総合調整室情報収集班若しくは地区災害対策本部庶務班に緊急消防援助隊や自衛隊

等の応援要請を依頼する。この場合、受入れ態勢には万全を期すものとする。

第8節 二次災害の防止活動

〔建設課、農林整備課、関係課、消防本部〕

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

1 二次災害防止活動の実施体制

市及び防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うものとする。

2 二次災害防止活動

市においては、各対策部において次のような二次災害防止活動を行う。

(1) 土砂災害等の防止活動

建設対策部及び産業経済対策部は、土砂災害の危険箇所として指定されている箇所等の点検、パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告する。

点検パトロール箇所は、次のとおりとする。

- イ 砂防指定地
- ロ 急傾斜地崩壊危険区域
- ハ 地すべり防止区域
- ニ 土砂災害警戒区域等
- ホ 保安林及び保安施設地区
- ヘ 山地災害危険地区
- ト 落石等危険箇所
- チ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(2) 建築物・構造物の二次災害防止活動

二次災害防止のため、各対策部は次の活動を行うとともに、その実施状況を把握・指導し、総合調整部に報告する。

イ 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

各対策部は所管する市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を取り、必要な応急措置を実施する。

ロ 市所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

建設対策部及び産業経済対策部は、所管の道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が

認められるときは、通行止め等の措置をとる。また必要な応急措置を実施する。

ハ 危険な一般建築物の応急措置等

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(3) 二次的な水害の防止活動

建設対策部及び支所対策部は、水防区域の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告する。

(4) 倒木による被害の防止活動

建設対策部及び支所対策部は、倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて倒木の除去等の応急対策を講じる。

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、関係対策部は消防本部と協力して、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を総合調整部に報告する。

イ 危険物施設

ロ 火薬保管施設

ハ ガス施設

ニ 毒劇物施設

ホ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 二次災害防止のための市民への呼びかけ

総務対策部情報推進班は、降雨等による二次災害の危険性について、防災行政無線や音声告知端末等により市民に注意を呼びかける。

第9節 火山災害対策

〔総務課、社会福祉課、豊後大野警察署〕

本節では、火山災害による生命・財産への被害を最小限に止めるための対策に関する要領等を定める。

1 動員配備

火山災害における動員配備については、第2章第2節「動員配備」に準ずる。

2 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達

くじゅう連山のうち硫黄山及び大船山並びに阿蘇中岳等の活動状況に関して気象庁から発表される噴火予報、噴火警報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料等については、第一次的には各防災関係機関において、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。各防災関係機関においては、噴火予報、噴火警報等の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

なお、火災情報の伝達は、「第2章第4節 風水害に関する情報の収集、伝達計画」に準ずる。

(1) 火山現象の予報及び警報（噴火予報及び噴火警報）

イ 予報 : 観測の成果に基づく現象の予想をいう

噴火予報：噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏（平常）な状態が続くとき等に発表する

ロ 警報 : 重大な災害の起こる恐れがある旨を警告して行う予報をいう。

噴火警報：居住地域や火口周辺を対象に重大な被害を及ぼす等の噴火が発生すると予想される場合に、予想される影響の範囲を付した名称で発表する。

(2) 火山現象に関する情報等

イ 火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報

ロ 火山活動解説資料

火山観測の結果及び調査の成果を取りまとめた資料

ハ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことを知らせるもの

ニ 降灰予報

噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が予想される地域を図に示し、降灰が予想される地域（都道府県名）とあわせて発表する。

3 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報（災害対策基本法第54条）

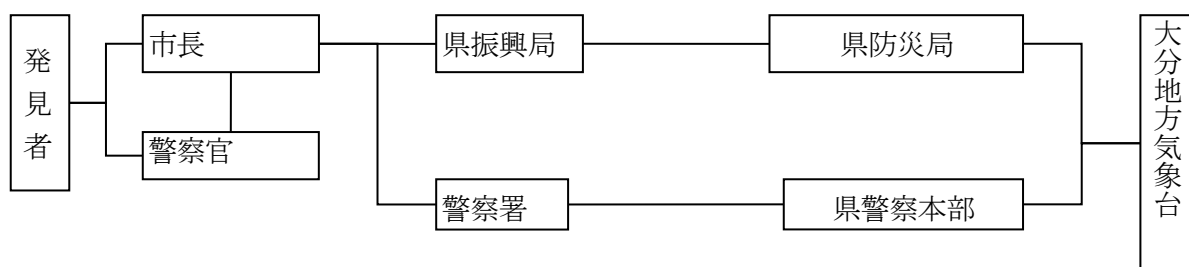
噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市（消防機関を含む。）、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない。

＊異常な現象の例

現象の区分	現象の例
噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれらに伴う降灰砂等。
噴火以外の火山性異常現象	①火山地域での地震の多発。 ②火山地域での鳴動の発生。 ③火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ。 ④噴火・噴煙の顕著な異常変化、噴気孔・火口の新生・拡大・移動・噴気、噴煙の量・色・臭・温度、昇華物等の異常変化。 ⑤火山地域での湧泉の顕著な異常変化。

	湧泉の新生・枯渇、量・味・臭・色・濁度・温度の異常変化等 ⑥火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大・移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ。 ⑦火山付近の海洋・湖沼・河川の水の顕著な異常変化。（量・濁度・臭・色の変化、軽石・死魚の浮上、発砲、温度の上昇等）
--	---

発見者、警察官から通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の市民に周知するとともに、次の関係機関に通報し必要な措置を求める。



4 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

市長は、県等から噴火警報・予報等の伝達を受けた場合及びその後の噴火警報等により、市内で火山災害の発生するおそれがあると判断した場合、市防災行政無線、音声告知端末、携帯メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（ホームページ等）を用いて市民に対して危険箇所からの避難などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人等の要配慮者にも的確に呼びかけができるように配慮する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を呼びかける。

5 社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策）

市は、市内に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団、自治会と連携して、速やかに市民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、市内の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、県知事に対して応急措置又は広報の実施を要請する。

6 避難対策

（1）市長の避難の指示

イ 市長は、市民等の生命及び財産を保護する必要があると認めるとき、また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。

ロ 警察官は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを

指示することができる。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市長に指示した日時、居住者等の立退き先を通知しなければならない。

ハ 警察官は、ロの避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

ニ 市長は避難の指示をしたときは、直ちに避難の指示が出された地域の市民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、消防団等の協力を得て周知徹底に努める。

ホ 市長は、避難の指示をしたときは、速やかにその旨を県知事（県防災局）に報告する。

（2）警戒区域の設定

イ 市長は、市民等の生命・財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

ロ 警察官は、火山災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。

ハ 市長又は警察官は、警戒区域を設定したときは、市民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

ニ 市長は、警戒区域を設定したときは、速やかにその旨を県知事（防災対策室）に報告する。

（3）要配慮者の避難

市長は、警察署及び消防団等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。

（4）市民による自主避難

特定の地域において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市民は、市長等の避難指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。

7 火山災害復旧・復興

火山による災害の復旧・復興については、県及び市がそれぞれの該当地域防災計画に定める「災害復旧・復興」により、またはその他の防災関係機関はそれぞれが有する防災業務計画等に定めるところにより行うものとする。

第4章 被災者の保護、救援のための活動

第1節 避難所運営活動

〔総務課、社会福祉課、子育て支援課、市民生活課、高齢者福祉課、
商工観光課、学校教育課、社会教育課、関係課〕

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項を定めるものである（避難の指示及び避難誘導については、第3章第2節に定める。）。

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、第一次順位として市が行う。（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく。）市は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等は関わらず適切に受け入れを行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な管理運営のため、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

2 避難所の開設

（1）避難所の開設方法

避難者を収容し保護する施設は、資料編【4-1】に掲載する避難所を主として使用する。これらの施設が使用できない場合やこれらの施設で避難者を収容しきれない場合は、屋外にプレハブを仮設し、又は天幕を借上げて設置する。

また、市内の被害が激甚であるため、市に避難所を設置できない場合は、隣接市町村に市民の収容を要請し、又は隣接市の建物・土地等を借り上げて避難所を設置する。県立施設がある場合も同様とする。

なお、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、県知事は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第9条の規定に基づき、市長を通じて、避難者を収容・保護するために適切と思われる旅館その他の施設又は家屋の管理使用を実施する。

（2）避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

(3) 避難所開設の場合の手続

イ 避難所開設の周知

市は、速やかに被災者及び警察官、消防署、消防団等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて県地区災害対策本部庶務班（県豊肥振興局）に応援を求める。

ロ 避難者名簿の作成及び公表

市は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。

その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて県地区災害対策本部（県豊肥振興局）や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確に避難者名簿の作成・公表に努める。

ハ 避難所開設に関する報告

市は、避難所開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班（県豊肥振興局）に報告する。

また、市は上記の報告の後、速やかに次の事項を整理し、県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班（県豊肥振興局）に報告する。

(イ) 避難所開設の日時及び場所

(ロ) 設置箇所数及び収容人員

(ハ) 避難者名簿

(ニ) 開設見込期間

ニ 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所設置に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。

(イ) 賃金職員等雇上費

(ロ) 消耗器材費

(ハ) 建物の使用謝金

(ニ) 器物の使用謝金

(ホ) 借上費又は購入費

(ヘ) 光熱水費

(ト) 仮設便所等の設置費

ホ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市はあらかじめその理由を県福祉保健企画課に申し出て承認を受ける。

ヘ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、市はおおむね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (イ) 避難者名簿
- (ロ) 救助実施記録日計票
- (ハ) 避難所用物資受払簿
- (二) 避難所設置及び収容状況
- (ホ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (ヘ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

(1) 住民への周知

市は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部署と福祉担当部署が連携して、必要な措置を講じる。

感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離の方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

避難所の確保にあたり、ホテルや旅館等の借上げについて、市のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を県に依頼する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

市において必要な物資が確保できない場合には、用品調達先の調整を県に依頼する。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

(5) 避難所内での感染予防

- 市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。
- イ 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。
 - ロ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。
 - ハ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
 - ニ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。
 - ホ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。
 - ヘ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。
 - ト ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
 - チ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
 - リ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、市や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、市職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

4 要配慮者の避難等の措置

市は、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について本市のみでは対応できない場合は、県（総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班（県豊肥振興局）及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、市外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

(1) 広域避難を必要とする要配慮者等の把握

市は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班へ報告する。

(2) 広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、県総合調整室広域応援対策班が必要に応じて、自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等に応援を要請する。

5 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく。）が、市民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は、「避難所運営マニュアル」及

び「災害時保健衛生活動マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと避難住民の健康確保を含む円滑な運営に努める。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設管理者は、避難所が円滑に管理されるよう市に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

市は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（自治委員等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、管理運営に協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活をしている避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がい者や視覚障がい者等の情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じてテレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付

市は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配付にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配布等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配付等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

市は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

市は、避難者の健康管理のため、災害時保健衛生活動マニュアルにおける保健師・栄養士等からなる「保健衛生チーム」編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、医療ニーズを把握する。また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレの備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるように努めるとともに、特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点から配慮する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

- ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
- ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。
- ニ 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
- ホ 仮設トイレの設置等、避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付にも努める。
- ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
- ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

（８）避難所での外国人への配慮

市は、日本語が理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

6 広域避難

○市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。

- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めたときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

○市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

○県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

7 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急

仮設住宅等への収容が必要であると判断したときは、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。

- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めたときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

第2節 避難所外被災者の支援

〔総務課、市民生活課、社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、関係課〕

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

1 避難所外被災者の状況把握

市は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、県地区災害対策本部被災者救援班に協力を要請する。

2 避難所外への要配慮者

市は、避難所外への要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、

適切な手段により情報提供に努める。

4 食料・物資の供給

市は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 巡回健康相談の実施

市は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、災害時保健衛生活動マニュアルにおける保健師・栄養士等からなる「保健衛生チーム」を編成し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

〔総務課、子育て支援課、関係課〕

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品に供給に関する事項について定めるものである。

1 食料の供給責任体制

食料の供給は、第一順位として市が行う（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく）。その他の防災関係機関は、市の食料供給に関する要請に対して積極的に協力するものとする。

2 食料供給活動の流れ

（１）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者・応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- イ 避難者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 応急対策等への従事者の状況
- ニ 電気、ガス、水道の状況

（２）食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断した場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機

関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

(1) 通常の手続きによる緊急引渡し等

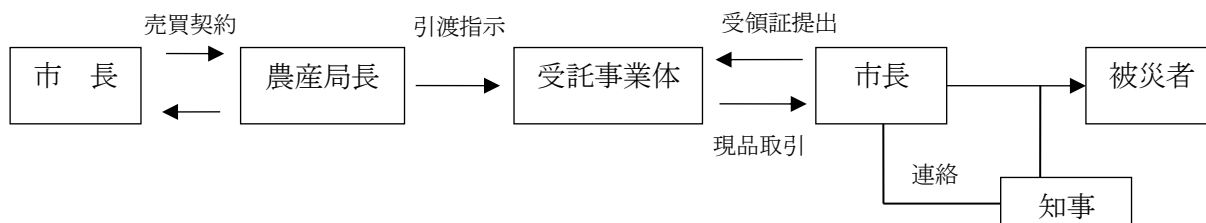
市は、県地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

(2) 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて県知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が農産局長に直接要請を行った場合、市長は、県知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により農産局長へ要請書を送付する。

(3) 応急供給系統図

市長と県知事が連絡の取れない場合の現物引渡



4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

イ 給与を受ける被災者の範囲

(イ) 避難所に収容された者

(ロ) 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者

(ハ) 市内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪者で（イ）又は（ロ）と同一の状態にある者

(ニ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

(ホ) 流通の途絶により食品が確保できない者

ロ 炊出しその他による食品給与の方法

(イ) 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

(ロ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。

(ハ) 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。

(ニ) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(ホ) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ハ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

ニ 費用の負担

国及び県が負担する場合を除き、「イ 給与を受ける被災者の範囲」に係る炊出し、その他食料の供給に関する費用は、市が負担する。

ただし、災害の規模等により、費用の全部又は一部を被災者に負担させることができるものとする。

(2) 市の措置

イ 県への情報提供等

県知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊き出しその他の食品の給与に着手した場合は、市長は速やかにその概要を県福祉保健部に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

ロ 帳簿等の備え付け等

市長が県知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(イ) 救助実施記録日計表

(ロ) 炊出しその他による食品給与物品受払簿

(ハ) 炊出し給与状況

(ニ) 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

5 その他の機関が実施する食料の供給措置

(1) 自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応じる。

(2) 日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

(3) 九州農政局（大分県拠点）

県知事等又は政府の要請に基づき、農林水産省が実施する応急用食料（精米、パン、おにぎ

り、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）等の供給可能量把握、供給団体等への出荷要請に連携し、職員の派遣等により応急用食料の供給支援を実施する。

第4節 給水

〔上下水道課、総務課、支所〕

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。（詳しくは、上下水道課が別に定める「災害及び事故等における水道危機管理対策マニュアル」を参照のこと。）

1 給水の責任体制

給水は市が行う（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく）。その他防災関係機関は市からの給水に関する要請に対して積極的に協力するものとする。

2 給水活動の流れ

（1）被災者に対する給水の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の判断は、県地区災害対策本部保健所班（豊肥保健所）に協力を求める。

- イ 被災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 通水状況
- ニ 飲料水の衛生状況

（2）給水の実施

市は、（1）で給水が必要と判断した場合、次の点に留意して給水活動を行う。

- イ 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線や音声告知端末等を用いてきめ細かく市民に広報する。
- ロ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ハ 自力で給水を受けることができない要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

3 給水の方法

（1）飲料水

- イ 給水車による給水
- ロ ろ水器による給水
- ハ ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

- イ 学校プールその他の適当な場所への貯水
- ロ 災害時協力井戸による給水
- ハ 浄水剤の支給による給水

4 飲料水を受ける者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

5 飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から7日以内の期間とする。

6 飲料水の供給量

最小限度必要な量を供給する。

7 給水のための費用

国及び県が負担する場合を除き、「4 飲料水を受ける者」に係る給水に要する費用は、市が負担するものとする。

- イ 水の購入費（但し、真にやむを得ない場合に限る）
- ロ ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費
- ハ 浄水用の薬品及び資材費
- ニ ボトル水の購入費等特に必要と認める費用

8 災害救助法の措置

県知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計表
- ロ 飲料水供給記録簿
- ハ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- ニ 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

〔社会福祉課、子育て支援課、市民生活課、高齢者福祉課、関係課〕

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は市が行う（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく）。その他の防災関係機関は、市の要請に対して積極的に協力するものとする。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

（１）被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

イ 被災者の状況

ロ 医療機関、社会福祉施設の状況

（２）被災者に対する給与又は貸与の実施

市は、（１）で必要であると判断した被服寝具その他生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達・確保し給与又は貸与を実施する。

3 給与又は貸与の対象者

（１）災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

（２）被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

（３）被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

4 給与又は貸与品目

（１）被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

（２）日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

（３）炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

（４）光熱材料

マッチ、プロパンガス等

5 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

6 給与又は貸与の限度額

1 世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

7 給与又は貸与の体制

保健福祉対策部は下記の事項についての活動を行う。

- (1) 救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整
- (2) 救助物資の配分及び輸送に関すること
- (3) 備蓄救助物資の放出に関すること
- (4) 不足物資の調達に関すること

8 災害救助法が適用された場合の措置

- (1) 災害救助法が適用された場合、市は県と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、県に報告するとともに、県知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与又は貸与する。
- (2) 交通途絶等特別な事情のため、県知事において救助物資を輸送することが出来ない場合は、県知事の指示する範囲内で被災者に救助物資を給与又は貸与する。

9 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から 10 日以内に給与又は貸与を終わるものとする。

10 災害救助法の適用を受けない場合の県の行う給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時において、次の基準により県が救助物資の給与又は貸与を実施する。

- (1) 給与対象者
災害により住家に全壊、全焼、流出、及び半壊、半焼の被害を受けた者
- (2) 給与実施基準
市において (1) の災害を受けた世帯が 20 世帯に達した場合に実施する。(被災の実情により世帯数の増減を行うことができる。)
- (3) 給与の限度額
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成 25 年度内閣府告示第 228 号) 第 1 章第 4 条 3 のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。
- (4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

11 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

- (1) 日本赤十字社大分県支部
 - イ 対象者
 - (イ) 災害により住家が全壊、全焼、流失及び半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けた被災者

(ロ) 避難所に避難した被災者

ロ 保管品名

毛布、タオル、タオルケット（夏期）、バスタオル、緊急セット、ブルーシート

(2) 陸上自衛隊

県知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、県知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図る。

寝具（毛布）、外衣（作業服上下）

(3) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して市が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

〔市民生活課、市民病院〕

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は、市民の医療確保に万全を期す必要がある。その場合「第3章 第6節 救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1 医療ニーズのきめ細かな把握

保健福祉対策部は、県地区災害対策本部保健所班（豊肥保健所）と連携して次の情報を収集し、県災害対策本部に報告するとともに、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

保健福祉対策部は、以下の情報を集約のうえ、総合調整部を通じて県総合調整室情報対策班に報告し、報道機関等から一般に広報する。また、相談専用電話を設置して市民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣状況及び救護所の設置状況
- (3) 医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況

- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

〔市民生活課、高齢者福祉課、環境衛生課〕

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市が実施する。特に保健師、栄養士の活動に当たっては災害時保健衛生活動マニュアルを活用する。

また、市のみでの対応が困難な場合は、県に代行又は支援を要請する。

2 保健衛生活動の実施体制

市内の公衆衛生ニーズを的確に把握し、以下の活動を実施する。特に保健師・栄養士の活動にあたっては、災害時保健衛生活動マニュアルを活用する。

- (1) 被災者の健康保持のため、巡回健康相談等の健康管理活動を実施する。
- (2) 伝染病患者の早期発見のため、予防宣伝のほか検病調査その他必要な措置を実施する。
- (3) 発生した感染症のまん延を防止するため、非衛生的な生活環境改善の指導を行うとともに、浸水家屋内外の消毒及び清掃を実施して、伝染病の媒体となるそ族昆虫等の発生を防止する。
- (4) 飲食に起因する疾病を防止するため、被災地域の食品の衛生監視を実施する。
- (5) 保健衛生活動情報を集約し広報を行うとともに、被災者からの相談に応じる。

3 被災地での公衆衛生ニーズの把握

保健福祉対策部は、県地区災害対策本部保健所班（豊肥保健所）と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。

【把握する公衆衛生ニーズ】

- イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- ロ 避難所における医療ニーズ
- ハ 避難所にいる要配慮者の数
- ニ 食料や飲料水の供給状態
- ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- ヘ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- ト 飲料水や電気・ガス等のライフラインの復旧状況

- チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- リ トイレ等の衛生状況

4 保健衛生活動の実施

被災地域において、市のみでは対応が困難と判断された場合は、県へ支援活動を要請する。

（１）要請する支援活動は以下のとおりとする。

- イ 各種支援チーム（保健活動チーム、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の専門職）の派遣要請

- ロ 派遣された各種支援チーム等の受入れ調整及び活動調整

- ハ 災害対策に必要とされる情報の収集及び整理

（２）派遣された各種支援チーム（専門職種）の業務は以下のとおりとする。

- イ 要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

- ロ 健康相談

被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。

- ハ 栄養指導対策

避難所等を巡回し、栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への応対を行う。

- ニ 健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

- ホ 家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

5 防疫活動の実施

市は、３で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、適切な防疫活動を実施する。市において実施が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

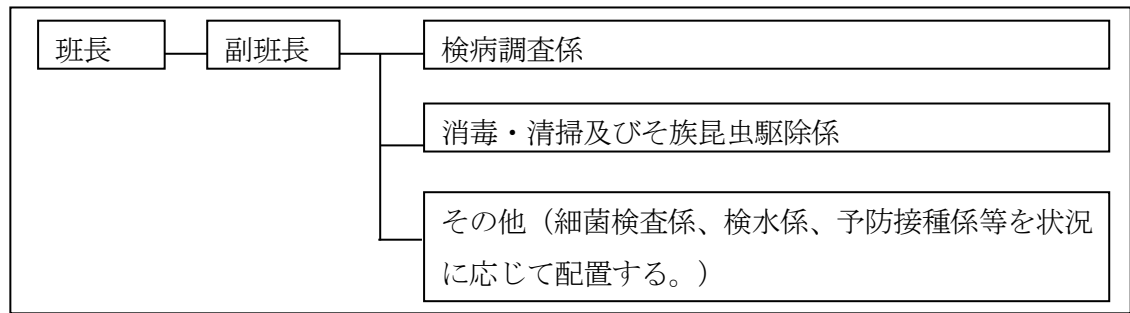
（１）防疫の実施

災害が発生した場合、その地域内の感染症発生状況を的確に把握し、未収容の患者・保菌者等に対しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じて入院勧告等を行うとともに全般的な検病調査を行い、患者の早期発見に努め、また地域住民に対して健康診断及び細菌学的検査を行う。

（２）市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症）第27 条第2 項の規定に基づき県より指示があった場合は、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所を消毒する。

（３）防疫班の編成

防疫班の編成はおおむね次のとおりとする。



（４）防疫対象

イ 検病調査及び健康診断

災害発生地域に伝染病患者が発生し又は発生するおそれがあるときは、災害地全般にわたり検病検査及び健康診断を行う。

ロ 清掃

災害発生により浸水した宅地及び家屋内外の汚物やゴミの処理を行うものとする。

ハ 消毒

災害発生により浸水したため、伝染病ウイルスに汚染されたとと思われる室内各部、便所、溝、井戸、水槽等に対して薬剤散布その他の方法により消毒を行う。

ニ 防疫知識の普及・啓発

検病調査、健康診断又は消毒等を実施する際には、災害発生地域の住民に対して、防疫について各家庭における個人衛生等の正しい衛生思想の普及を図り、防疫活動が円滑にできるように努める。

（５）防疫の実施方法

イ 検便及び健康診断

災害発生により、その地域の環境がかなり汚染されるため、一旦患者が発生すると、そのウイルスは爆発的にまん延する危険がある。患者並びに保菌者の早期発見及び隔離は重大である。したがって防疫班を編成し、災害地の全住民の健康監視を行い、症状のある者を早期に発見して隔離、収容する。

ロ 消毒方法

伝染病予防のための消毒は、焼却、蒸気消毒、煮沸消毒、薬物消毒を原則とするが、井戸の消毒を行うときは、まず井戸の水量の 1,500 分の 1 の次亜塩素酸ナトリウム液を投入し、よく混ぜた後、その水で側壁等をよく洗い、12 時間以上放置した後、全水量を汲み出して井戸さらいを行い、新しく湧き出た水に対して水量の 15,000 分の 1 の次亜塩素酸ナトリウム液を投入し、30 分を経過した後、使用に供すること。さらに 1 日において、同量の次亜塩素酸ナトリウムを繰り返し投入すること。

家屋内外の消毒については、浸水した水がよく引き、乾燥に向かう頃が適当であり、その際には堆積した汚泥等を排除した後に、その被害の状況をよく考慮して、浸水した床下に石灰を散布し、その他台所等をクレゾール水又は逆性石けん液等の消毒薬で清拭する。

また食事の前あるいは調理にかかる前等には、消毒薬による手洗いを励行し、使用した後

の消毒液は便所に廃棄して便池の消毒を行う。

ゴミ捨て、溝の消毒については、浸水家屋内又は溝等に大量のゴミが堆積し、環境衛生上極めて不衛生であり、伝染病患者発生又はそのおそれのある場合は、それらを排除する前後にクレゾール水等による消毒を行う。

ハ そ族昆虫等の駆除

災害発生により、汚物が広い地域に散乱し、堆積し、あるいは穀類が流出・散乱して変質腐敗し、悪臭がみなぎり、ハエの発生が著しく、また客観的に見て、伝染病流行のおそれがある場合等には、その状況を把握し、屋内の場合はなるべく残留効果のある薬剤を散布し、戸外及びゴミ・汚物の堆積に対しても薬剤を散布する。

第8節 廃棄物処理

〔環境衛生課、関係課〕

本節は、被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理に関する事項について定めるものである。

1 災害廃棄物処理の基本方針

豊後大野市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物を処理する。

- (1) 「平常時」（事前準備・事前対策）、応急時（被災直後の初動期）、復旧・復興期の3段階に区分して対応する。
- (2) 組織体制については、「豊後大野市地域防災計画」による災害対策を中心とする。
- (3) ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (4) 災害廃棄物の処理は、発災からおおむね3年間で終了することを目標とする。

2 ごみ処理

(1) 発生量の推計

災害廃棄物の発生量の推計は、被災状況、避難所の設置数などから災害廃棄物処理計画に基づき推計を行う。

(2) 仮置き場の設置

膨大な量が発生する災害廃棄物を処理するためには、仮置き場を設置することが必要不可欠であり、「市民用仮置き場」、「一次集積所」、「二次集積所」の3つに分類し、それぞれの用途に応じて対応を行う。

なお、仮置き場の選定については、災害廃棄物処理計画の候補地の中から災害の発生位置、発生規模により関係部署と協議して適切に設置する。

(3) 収集運搬・処分

収集・運搬作業の実施にあたっては交通規制の状況に応じ、効率的で安全性の高いルートを設定する。

災害廃棄物は平常時に発生する廃棄物に比べて量や形状、性質等が異なり、混合廃棄物が多量に発生することなどから、処分については仮置き場等の搬入の段階から分別等の配慮を十分しておく必要がある。また、市の処理施設では対応できない量の発生、施設の被災、市の処理施設で対応できないがれき等の廃棄物処理については、民間業者へ処分を委託する。

3 し尿処理

(1) 収集量の推計

被災状況、避難所、仮設トイレの設置状況により、災害廃棄物処理計画に基づき推計を行う。

(2) 収集運搬

し尿の収集及び運搬については、平常時と同様の収集体制に避難場所等の仮設トイレを収集ルートに加えることを基本とする。

(3) 処分

平常時と同じく豊後大野市のし尿処理施設で実施することとし、施設が被災して稼働不能となった場合については、近隣自治体等に協力を求める。

(4) 仮設トイレ

仮設トイレの確保は、県や他市町村、建設業者等の民間からの支援を含めた広域的な協力体制により整備する。

4 がれきの処理

災害発生時には、建物等の崩壊による廃棄物等が膨大に発生することが想定され、危険なもの、通行上支障のあるものなどを優先し、建設対策部と連携してがれきの処理を開始する。

大量のがれきが発生し、市の委託による民間業者の処理で対応できない場合、県に支援を要請する。

5 応援要請

処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など市内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、大分県、県内市町村、民間業者との間で結んだ災害応援協定に基づき対応する。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

〔総務課、市民生活課、環境衛生課、消防本部、豊後大野警察署〕

本節は、災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市、警察署、県及びその他防災関係機関が相互に緊密な連絡を図り迅速な措置を講じる。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市への通報

警察官は行方不明者の届出の受理を行った後、市及び関係機関への通報連絡にあたる。

(2) 行方不明者の搜索

市、消防署、消防団、自衛隊、警察署は、相互に協力し、行方不明者の搜索にあたる。

(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

県や市、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」に基づいて行うものとする。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、市が警察官と協議して適切な場所（寺院又は公共施設等状況により適宜設置された場所）に安置する。

身元不明死者については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(2) 遺体の検視及び検案

イ 遺体は、死体取扱規則又は検視規則に基づき、速やかに警察官の検視に付す。

ロ 市は、遺体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(3) 遺体の安置（検視後）

イ 市は、必要と認める場合、遺体の安置所を設置する。

ロ 市は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ハ 市は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに「氏名札」を貼付する。

ニ 市は、遺体引取りの申し出があったときは、死体処理票によって整理の上、引き渡すとともに、埋・火葬許可証を発行する。

4 遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は、市が実施する。市のみでの対応が困難な場合は、大分県広域火葬計画に基づき広域火葬を実施する。この場合、県地区災害対策本部保健所班（豊肥保健所）に通報し協力を求める。

5 災害救助法適用に関する事項

- (1) 災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。

イ 遺体の搜索

(イ) 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

(ロ) 支出する費用

- a. 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）
- b. 搜索のため使用した機械器具の修繕費
- c. 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費
- d. 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

(ハ) 支出費用の限度額

当該搜索地における実費

(ニ) 搜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10 日以内とする。

ロ 遺体の取扱い

(イ) 取扱う遺体の範囲

災害に際し死亡した者

(ロ) 遺体の処理内容

- a. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- b. 遺体の一時保存
- c. 遺体の検案

(ハ) 支出する費用の限度

- a. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- b. 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c. 検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が

検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

(二) 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10 日以内とする。

ハ 遺体の埋葬

(イ) 埋葬を行う範囲

- a. 災害時の混乱の際に死亡した者
- b. 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(ロ) 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

(ハ) 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(ニ) 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 市における事項

市長は、県知事の委任に基づく遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともにこれを保存するものとする。

- イ 救助実施記録日計表
- ロ 遺体の搜索状況記録簿
- ハ 搜索機械器具燃料受払簿
- ニ 埋葬台帳
- ホ 死体処理台帳
- ヘ 死体搜索用関係、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第 10 節 住宅の供給確保等

〔建設課、税務課〕

本節は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

罹災世帯に対する住宅の供給及び住居確保措置は、市が主体となって実施する。ただし、次の場合は県が市その他関係機関に協力を求めてこれを実施する。

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去。

(2) 次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設

- イ 被害地全域において、住宅 500 戸以上が滅失した場合、若しくは 200 戸以上が焼失した場合
- ロ 市内で住宅 200 戸以上又は住宅戸数の 1 割以上が滅失した場合

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅の建設
- (2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住できない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 住宅の供給及び居住の確保措置

(1) 住宅の供給方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一次提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(2) 住宅ニーズの把握

- イ 建設対策部及び保健福祉対策部は、県社会基盤対策部応急住宅対策班等及び関係防災関係機関と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。
- ロ 建設対策部及び保健福祉対策部（県が実施する場合は県社会基盤対策部応急住宅対策班）は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。

(3) 応急仮設住宅の供与

イ 設置の基準

構造及び規模の概要は次のとおりとし、1 戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

- (イ) 1 戸当たり、建面積 29.7 m² (9 坪) を基準とする。
- (ロ) あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。
- (ハ) 1 戸当たりの費用は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。

(ニ) 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、市が選択した場所とする。なお、公共用地を中心になるべく借地料等を必要としない場所を選定する。また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(ホ) 設置方法

請負工事又はリース・買い取りにより実施する。

(へ) 着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

ロ 入居世帯の決定

建設対策部及び保健福祉対策部は、次の各号に該当する世帯のうちから市長及び自治委員、民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

災害救助法の適用により県が応急仮設住宅を設置する場合、建設対策部及び保健福祉対策部は次の各号に該当する世帯の入居について県に対し意見を述べる。

(イ) 住家が全壊、全焼又は流出した世帯

(ロ) 居住する住家がない世帯

(ハ) 自らの資力で住宅を確保することができない世帯

ハ 福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(イ) 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。

(ロ) 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。

(ハ) 被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

ニ 応急仮設住宅の供与期間

設置工事が完了した日から2 か年以内とする。

(4) 住宅の応急修理

建設対策部は、住宅の応急修理を以下により実施する。

イ 応急修理の基準

(イ) 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。

(ロ) 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。

(ハ) 応急修理は、災害発生の日から 1 か月以内に完了するものとする。

(ニ) 応急修理に要する 1 戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ロ 応急修理を受ける世帯の決定

保健福祉対策部は、次の各号に該当する世帯のうちから市長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

(イ) 災害のため住家が半焼又は半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯

(ロ) 当面の日常生活が営み得ない世帯

(ハ) 自ら資力で応急修理ができない世帯

ハ 住居又はその周辺の障害物の除去

建設対策部及び産業経済対策部は、災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき、市が実施する住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(イ) 障害物の除去の基準

- ① 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。
- ② 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- ④ 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定

保健福祉対策部は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。

- ① 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- ② 当面の日常生活が営むことができない世帯
- ③ 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。例えば、まず借上民間賃貸住宅へ一時入居し、仮設住宅 completion 後に元のコミュニティに戻るといった提案をするなどの配慮も必要である。

※借上民間賃貸住宅への入居についてのメリット・デメリット

- ・メリット：仮設住宅よりも速やかに避難所から退去することができる。
- ・デメリット：地域コミュニティの維持が困難、孤立化のおそれがある。

(5) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅の建設は、建設対策部が次により実施する。

イ 建設戸数の基準

- (イ) 住家の滅失又は焼失が200（激甚災害の場合は100戸）戸を越え、その滅失又は焼失戸数の30%以内の戸数。
- (ロ) その他、県知事が特に必要と認める戸数。

ロ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準（平成23年建設省国土交通省令第8103号）等に基づくものとする。

ハ 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから県知事が関係法令に基づき市長の意見を聞き決定する。

- (イ) 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。
 - (ロ) 居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。
 - (ハ) 自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。
 - (ニ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。
 - (ホ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。
- (6) その他県の住宅の供給斡旋措置
- イ その他市有財産のうち被災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付けその他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付けその他必要な措置をとるものとする。
 - ロ 市の実施する住宅の供給及び居住の確保対策に対する県の措置

県は、市が被災者に対する住宅の供給及び確保対策の実施上必要なときは、おおむね次の事項について協力する。

 - (イ) 住宅の建設又は仮設上不足する資機材の供給斡旋
 - (ロ) 建設技術者及び建設技能者の派遣又は斡旋
 - (ハ) 県有地の優先的な貸付け及び払下げ又は県有林の立木の払下げ
 - (ニ) その他特に必要と認める事項
 - ハ 県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合、市は、その実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理するものとする。
 - ニ その他、被災者の住宅の確保のために必要に応じて次の対策を講じる。
 - (イ) 公営住宅の空き部屋調査
 - (ロ) 緊急家賃調査の実施
 - (ハ) 総合住宅相談所の開設・運営
- (7) 市において、県の委託に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
- イ 救助実施記録日計票
 - ロ 障害物除去の状況
 - ハ 障害物除去費支出関係証拠書類
- (8) その他の防災関係機関が実施する住宅の供給及び確保措置
- 県、市以外の防災関係機関は、県及び市が実施する住宅の供給及び確保措置について、所有し備蓄する資機材の提供、技術者・技能者の派遣等それぞれの要請又は申請に基づき積極的な応援協力を行うものとする。その内容はおおむね次のとおりとする。
- イ 資機材・技術者及び技能者の緊急輸送（陸上自衛隊、九州運輸局大分運輸支局）
 - ロ 国有林の立木の供給（森林管理局が指定した森林管理署等）
 - ハ 国有財産の売払又は貸付（大分財務事務所）

ニ 建設用資機材の供給斡旋(九州経済産業局)

(9) 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。そのため、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、要請を受けた際の応援を行うための体制を整えておく必要がある。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第 11 節 文教対策

〔学校教育課、社会教育課〕

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接児童・生徒・学生の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は、まず、学校長が保護者をはじめとするPTAなどの関係機関等の協力を求めて実施し、その後、市立の学校にあっては市教育委員会が、県立学校にあっては県教育委員会（児童・生徒対策部児童・生徒対策班）がこれにあたるものとする。

また、市長及び県知事はそれぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。

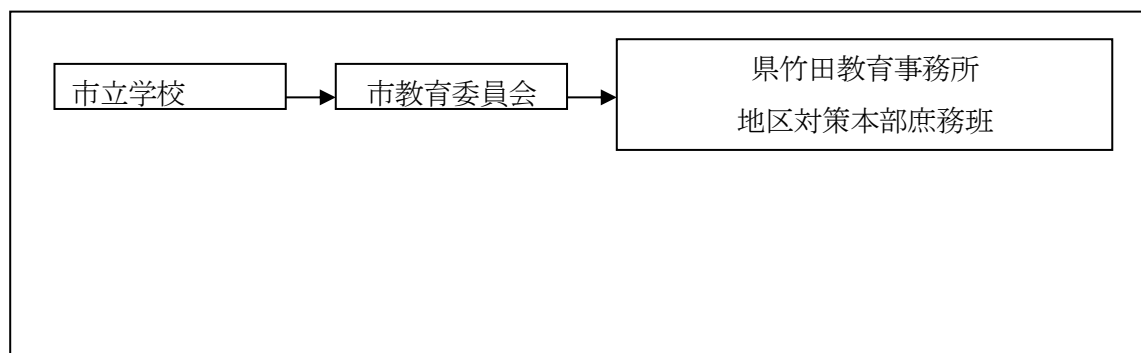
なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、市教育委員会と県教育委員会（児童・生徒対策部児童・生徒対策班）が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

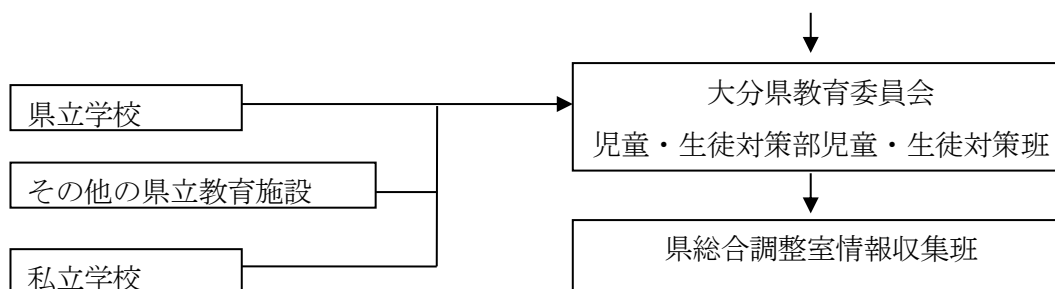
2 応急措置の実施基準

(1) 被災状況の把握及び連絡

市内の教育施設の被災状況、児童・生徒・学生の被災状況、学校職員の被災状況、避難所としての使用状況等の把握及び情報の伝達は下記によるものとする。

《被災状況等の連絡経路図》





(2) 教室の確保

各学校等は、必要な教育を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査・把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡路図にしたがって応援を求める。

- イ 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- ロ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。
- ハ 必要に応じて2部授業を実施する。
- ニ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業を実施する。
- ホ 広範囲にわたる激甚な災害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮設校舎を建設する。

(3) 応急授業の実施

- イ 各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休校の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。
- ロ 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間において相互に応援・協力する。
- ハ 市教育委員会及び県教育委員会児童・生徒対策部、児童・生徒対策班は応急授業の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分に把握し、これら負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、市長は県知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

イ 給与の基準

(イ) 給与対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校

の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) に対して行う。

(ロ) 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、教科書・文房具・通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

a. 教科書及び教材

① 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

② 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材

b. 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

c. 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(ハ) 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教科書及び教材	実 費	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童 1 人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。		

(ニ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のない限り次のとおりとする。

- ・教科書及び教材・・・災害発生の日から 1 ヶ月以内に現物を支給するものとする。
- ・学用品通学用品・・・災害発生の日から 15 日以内に現物を給与するものとする。

ロ 市長が県知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存するものとする。

(イ) 救助実施記録日計表

(ロ) 学用品の給与状況

(ハ) 学用品購入関係支払証拠書類

(ニ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校措置及び進路指導

イ 各学校等は、転校を必要とする児童・生徒の状況を速やかに把握し、教育委員会と協力して速やかに転校措置を講ずる。

ロ 各学校等は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学・就職並びに入学に関して児童・生徒の状況を十分把握し、教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、市、警察署、消防署、

医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

- イ 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等の管理下での避難を継続するかの判断を行う。
- ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。
- ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。
- ニ 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を求める。また、必要に応じて幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

- イ 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。
- ロ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- ハ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- ニ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

3 その他の応急措置

(1) 授業料の減免措置

イ 減免の対象

県立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり、かつ他に学資の援助をするものがない者

ロ 減免等の区分

授業料の減免等は、授業料の減免及び徴収猶予とする。

ハ 減免等の実施

県立学校は、減免の申請状況を取りまとめて、県教育委員会へ報告する。

県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。

(2) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、（公財）大分県奨学会に特別措置を要請する。

(3) 就園奨励措置

幼稚園児の保護者が被災したため、所得が減少した場合等において、市が幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

(4) 市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置をとる。

イ 児童・生徒の集団的な移動教育

ロ 応急仮設校舎の設置

(5) その他応急教育上必要な措置

市教育委員会は、教育職員が確保できない場合に、講師等の採用、教育職員の派遣を県教育委員会に要請するなど、臨時的に補充する措置をとる。

4 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置を講じる。

- (1) 在校・在園中に災害が発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。
- (2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市及び県教育委員会、県被災者支援部避難所対策班、県教育委員会児童・生徒対策部児童・生徒対策班等との間で必要な協議を行う。

5 文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(連絡体制) 所有者又は管理者 ⇔ 市教育委員会 ⇔ 県教育委員会 ⇔ 文化庁
(国指定文化財等)

被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

県・市・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第 12 節 社会秩序の維持・物価の安定等

〔総務課、商工観光課、豊後大野警察署〕

本節は、災害後の市民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、警察署が市その他の関係機関の協力を得て実施する。

物価の安定等に関する活動は、県物資支援部食料班・救援物資班及び地区災害対策本部各班が市その他の関係機関の協力を得て実施する。

2 社会秩序の維持のための活動

警察署は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

(1) 困りごと相談所の開設

警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、市民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努めるものとする。

(2) 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

(3) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

(4) 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、市民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

(5) 地域安全情報等の広報

地域住民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

3 物価の安定等に関する活動

災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

県と連携して定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

(2) 消費生活相談所の開設

県と連携して、被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

県と連携して、大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の営業状況を、できる限り毎日把握する。

(4) 物価の安定等に関する情報の提供

市は、(1)～(2)で得た情報を、報道機関、チラシ、広報誌等で提供する。なお、その際には、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも適切に提供できるよう配慮する。

第 13 節 義援物資の取扱い

〔社会福祉課、子育て支援課、総務課〕

本節は、災害後に市に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

1 市に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

(1) 市は、企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。

(2) 市は、義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じて日本赤十字社大分県支部、市赤十字奉仕団、市社会福祉協議会、市ボランティア連絡協議会その他防災関係機関の協力を得る。

2 市に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

イ 受け付ける品目、目標量、送付場所等の決定

保健福祉対策部は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、目標量、送付場所を決定する。

ロ 受入れる品目、目標量、送付場所等の広報

総合調整部は、保健福祉対策部がイで決定した事項を県あるいは直接報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積、輸送、配分

義援物資の集積、輸送、配分については、「第 4 章 第 5 節 被服寝具その他生活必需品給与」での取扱いと同様に実施する。

第 14 節 被災動物対策

〔環境衛生課〕

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力

し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

飼い主に対し避難した動物の飼育について、県と連携して適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (3) 県と連携して他自治体との連絡調整及び要請

4 応急仮設住宅での対応

県と連携して応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼育の指導を行う。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策

〔上下水道課、各事業者〕

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、通信に係る各事業者は、各々の災害時対応に従い、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市ほか防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制の確立

九州電力送配電(株)、西日本電信電話(株)及び被災地の応急対策に関連するガス、上下水道事業者は、市と逐次連絡を確保できる体制をとる。

人身に関わる二次災害が発生するおそれのある場合、また発生した場合、各事業者は、市（消防対策部）及び警察署に迅速に通報する。

3 被害状況、応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況、応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての市の支援

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また市民向けの広報を実施しようとする場合、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・斡旋並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。なお、各事業者は、市に紹介・斡旋等を求める場合、県災害対策本部（県防災局防災対策企画課）に連絡する。

- （１）道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- （２）道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- （３）復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- （４）広報車両、防災行政無線、音声告知端末等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路、河川、都市公園、鉄道の応急対策

〔建設課、農林整備課、国、県等の管理者、各事業者〕

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、鉄道の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市ほか防災関係機関は事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

3 被害状況、応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況、応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての市の支援

市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また市民向けの広報を実施しようとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・斡旋並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。なお、各管理者等は、県に紹介・斡旋等を求める場合、県災害対策本部（防災局防災対策室）に連絡する。

第3節 農林業に関する応急対策

〔農業振興課、農林整備課〕

災害による農林水産物等の防護と被害の軽減は、この節の定めるところによって実施する。

1 農作物応急対策

災害名	対象作物	被害の種類	応急対策
風	水 稲	移植直後の流失	災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。近隣の余剰苗を緊急確保する。
		本田の流失埋没	代作への転換を指導する。
		病虫害の発生	「主要農作物病虫害及び雑草防除指導指針」（以下「防除指針」という。）に基づき、発生状況に応じた防除を速やかに行う。

水 害		用水対応	発災当初から市や土地改良区とともに水路の通水確認を行い、被災箇所においては、土砂撤去や仮設水路、仮設ポンプの設置等の応急工事に取り組み、用水確保を図る。
		その他	技術指導 被害発生に即応し、あらかじめ編成した対策班が現地に出動の上、被害様相に応じた技術対策の指導に当たる。
	陸 稲	代作に転換	野菜等、他作物に転換する。
	麦 類 その他	病虫害の防除	長雨による病害の激発等が考えられるので、「防除指針」に基づき発生状況に応じた防除を速やかに行う。
			技術指導 対象作物の種類、発生時期により発生の様相は著しく異なるので、事態に即応した技術指導をその都度編成して行う。
	果 樹	応急対策	
		1. 病虫害の防除に努める。 ・天候回復とともに速やかに行う。 ・薬剤の種類、使用量等はその都度示す。 2. 施肥を合理的に行う。 ・分肥回数を多くし、少量ずつ施す。 ・窒素質肥料は天候の回復を待って施す。	
		3. 土壌管理に努める。 ・平坦地は排水を図る。 ・傾斜地においては、排水するとともに地表浸透を図り、土壌の流出防止に努める。 4. 柑橘の摘果にあたっては、生理落果をよく観察し、時期をややおくらせて実施する。 5. 落葉果樹の整枝・剪定・誘引に注意する。 ・なしの棚ゆれ防止を行う。 ・ぶどうは7月以降の摘心はかえって晩伸びの原因となるので摘心しない 6. 倒伏樹木は土壌が湿潤の間におこし、支柱等で結束する。	
	野 菜 (いも類含む) 花 き	1. 病虫害の防除に努める。 ・天候の回復とともに速やかに行う。 ・薬剤の種類、使用量は「防除指針」を参考にする。 2. 施肥は合理的に行う。 ・回復用として速効性のものを適量施用する。 3. 適切な排水を行う。 4. 降灰等の場合は速やかに付着物を洗い落とす。 ・収穫時期になっているものは早めに収穫する。 5. 被害が甚だしく、その代作のための種子が確保できない場合は、国の災害備蓄の種子の払下げについて県に手続きする。	
	茶	1. 排水に努める。 2. 病虫害の発生を予防するため、薬剤散布を行う。 3. 茎葉の被害が大きい茶園では樹勢回復のため施肥する。	

	飼料作物 及び牧草	1. 倒伏、折損の状況をみて、早めに収穫、貯蔵する。 2. 調整にあたっては稲わら等の水分調節材料もしくは乳酸菌などの添加剤を加え、品質向上に努める。 3. 収量の大幅な減少が予想される圃場では状況に応じて再度播種する。 4. 被害程度の軽微な圃場では、今後とも排水・施肥等の肥培管理を継続し、増収に努める。 5. 牧草地への土砂等の流入に対しては、早期に排除し、牧草の枯死面積を最小限に抑える。 6. 牧草地の流亡箇所は、状況に応じて客土も行い追播を行う。
雪・凍霜害	果 樹	1. 枝さけ、枝折れの結束をする。 2. 施肥の場合は、少量ずつ分施する。 3. 病虫害の防除に努める。 4. 葉数に応じた摘果を行う。 5. 積雪の場合は早朝に除雪する。 6. 晩霜の場合は重油燃焼又はスプリンクラー散水する。 7. 施設の補修を早急に行う。
	茶	1. 防霜施設、資材の設置を事前に行う。 2. 枯込部を剪枝する。 3. 病虫害の防除と速効性肥料を施肥する。 4. 排水に努める。
	施 設 の 果 樹、野菜、 花き	1. 施設の補修・補強を早急に行う。 2. 除雪や加温等による融雪対策を行う。 3. 折損した茎葉の整枝誘引を早めに実施する。
干ばつ	水 稻	1. あらかじめ節水栽培に努める。 2. 畦畔からの漏水防止に努める。 3. 畦畔の雑草を刈取って敷草したり、敷わらをして乾燥防止に努める。
	大 豆	1. かん水が可能な場合は莢実の肥大期に1～2回夜間、畦間かん水する。 2. ダニの防除に努める。
	野 菜 (いも類含 む) 花 き	1. 敷草、敷わらをして3～5cm覆土する。 2. 灌水できるところは、夕方充分散布する。 3. 畦間を軽く中耕して水分の蒸散を防ぐ。 4. ダニ、アブラムシの防除に努める。
	果 樹	1. 敷草、敷わらをする。 2. 草生園では草が伸びないうちに刈る。 3. 落葉した場合は摘果する。 4. 灌水できるところは、夕方地中灌水する。
	茶	1. 敷草・敷わらをする。 2. 灌水できるところは、夕方散水する。

2 畜産関係応急対策

産業経済対策部は、畜産関係の災害応急対策について県家畜保健衛生所(以下本節において「衛生所」という。)、農業協同組合、農業共済組合等の関係機関の協力を求めて実施するものとする。

(1) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次の方法によるものとする。

イ 災害のため平常時の方法により家畜の診療をすることができないときは、市は、場所を

定めて診療するものとする。

ロ 要請を受けた場合は、衛生所とともに診療班を現地に派遣し、応急診療を実施し、必要に応じて被災地域内に診療班詰所を設け、常時待機するものとする。

ハ 家畜の健康診断が必要と認めたときは、衛生所とともに被災地域に診療班を派遣し、巡回して健康診断にあたるものとする。なお、家畜避難所を設置し、収容した場合においては、できる限り頻繁に巡回検診を実施するものとする。

ニ 診療実施のため必要な器材・薬品等については、県に報告しその指示を得る。ただし、通信途絶時又は緊急を要する場合にあっては、手持ち品を使用し又は現地において確保し、できる限り速やかにその旨を報告する。

(2) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染予防法に基づき、次の方法によって実施するものとする。

イ 畜舎等の消毒

畜舎等の消毒は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき、衛生所が防疫班を被災地に派遣して実施するものとする。消毒の実施に必要な薬剤、噴霧器、運搬器具等については、当該衛生所の手持品を充当するものとするが、手持品が不足するときは、衛生所は県に報告し、これを通じて入手し、又は配置するものとする。

ロ 緊急予防注射の実施

家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、衛生所は、防疫班を被災地に派遣して家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施するものとする。

ハ その他の防疫措置

その他家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置を必要と認めたときは、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施するものとする。

(3) 家畜の避難

イ 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときに、市は、県振興局から連絡を受け、あるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

ロ 市は、あらかじめ被災家畜を集中管理できる家畜市場、家畜管理所などの適当な場所を選定しておくものとする。なお、災害が発生した場合は、市はその他の機関の協力を得て被災家畜を集中管理場に収容し、家畜診療班による応急診療を実施するとともに、管理人の選定、飼料の確保供給に努めるものとする。

(4) 飼料等の確保

被災家畜飼育者又は避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないとき、市は、衛生所又は県振興局に確保を要請するものとする。

なお、要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| ・要請する種類及び数量 | ・納品又は引継ぎの時期 |
| ・納品又は引継ぎの場所 | ・その他参考資料 |

(5) 畜産物の搬出対策

被災地域内において、農家が生産した畜産物が災害に伴う交通途絶等により搬出ができないときは、市は、県にこれらの搬出についての協力を要請するものとする。

(6) 畜産応急対策の報告

衛生所は、防疫等の実施をしたときは、家畜伝染病予防法の定めるところにより、その実施状況を遅滞なく県に報告するほか、管内の診療班、防疫班の活動状況についても速やかに電話をもって報告するものとする。

3 林産物応急対策

(1) 苗畑対策

(干 害)

- イ 適当な灌水を行う。灌水は日中を避け、朝夕の涼しいときに継続して行う。
- ロ 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分蒸散防止をする。
- ハ 苗間にわらなどを敷き、土壌の蒸散を防止する。
- ニ 播種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取り外し、夜露に当てる。
- ホ 除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしないか、又は、実施する場合は表面を軽く削る程度に止める。
- ヘ 地温が 30℃を超えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか土壌消毒をする。
- ト 薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しいときに行う。

(2) 造林木対策

(干 害)

干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈り作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

(風 害)

- イ 日頃から防風林帯をつくり、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。
- ロ 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折れ等の被害林地については倒伏木を整理し、防風地帯を設け、今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- ハ II 齢級以下の幼稚林の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては、早い機会に倒木起こし等を実施し回復に努める。

(3) しいたけ対策

(干 害)

- イ 伏込みほだ木の笠木を十分にし、直射日光を避ける。
- ロ 伏込み場の下草を刈りすぎないようにする。
- ハ ほだ木を低く組んだり、倒すなどして、水分調整を行う。
- ニ 可能なところでは散水施設を設置する。

(火山噴火災害)

- イ 降灰防止と雨水調節を兼ねてビニールシートで覆いをする。
- ロ 芽切りから採取までの期間を短くするためどんこ採りをする。
- ハ 人口ほだ場や簡易ビニールハウス等の施設栽培を導入する。

第4節 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

〔市民生活課、市民病院、関係課〕

突発的に発生した大規模な事故により傷病者が集団的に発生した場合の医療救護については、次により関係機関が必要な措置をとるものとする。

1 通報及び伝達

災害の発生を知った防災機関は、直ちにその内容を市及び警察署に通報する。市は県豊肥保健所、市医師会及び日本赤十字社県支部に通報し、その他の関係機関相互の通報及び伝達は、次の通報伝達系統図によるものとする。

2 医療救護班の編成

1により通報を受けた市は、自発的かつ速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

3 対策本部の設置

市は、直ちに現地対策本部を設け、県（豊肥保健所、豊肥振興局）、市民病院、市医師会、日本赤十字社県支部（市赤十字奉仕団）及び警察署と医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。この場合、対策本部の統括責任者は市長とする。

4 応援の要請

対策本部の総括責任者である市長は、傷病者が多数にのぼり対応が困難と判断した場合は、ほかの関係機関に応援を求めることができる。

応援要請を受けた機関は、速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

5 医療救護に要する経費等

医療救護に要する経費等は、事故の規模、事故の態様に応じて関係機関が協議のうえ負担するものとする。

第5節 放射能対策

放射能降下物及び放射性物質による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、この計画によってその被害を最小限に防止するものとする。

放射性降下物に対する対策

- (1) 放射性降下物を測定する資機材を有する機関が放射性降下物（雨及び塵中）の降下量を測定した結果、人体に影響があると思われる場合、必要があれば県（福祉保健部）、警察機関及び報道機関等に通報する。市がこの情報を入手した場合、防災行政無線や音声告知端末等を使用して市民に周知する。
- (2) 放射性降下物に対する一般的な周知事項

放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える。したがって被害を最小限に止めるために次のことの周知を図る。

イ 放射性降下物が雨等に混入し皮膚に付着したときは、比較的簡単に洗い落とせるので、入浴等によって身体を清潔にする。

ロ 果物類、葉菜類等は主として表面に放射性降下物が付着しているので、よく水洗い（中性洗剤等で洗うのが望ましい）する。

ハ 飲料水に対する対策としては、天水飲用者は特に降り始めの雨水を用いないこと。また天水を飲用に使用する場合は、ろ過（30 cm以上の砂の層、又は活性炭の層）することが望ましい。なお、ふたのない井戸や河川の水を飲料水として使用する場合は、井戸にはふたを、河川水はろ過して使用する。

第 4 部 災害復旧・復興

第1章 災害復旧・復興の基本方針

〔建設課、農林整備課、関係課〕

災害に対しては「第2部 災害予防」に基づいて、実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害はいつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害にあうこともあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、罹災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに災害を教訓にしてより災害に強い地域を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧、復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 復興後の地域の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分に行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、市は県と協力して、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

特に大規模な被害を被った場合、関係民間団体も含めた組織を設置して復興計画を作成し、復興後の地域の姿を明確にして、計画的な災害に強い地域づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

加えて、技術職員の不足等により、市単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、県を通じて九州地方知事会や全国知事会等へ職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。特に他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

〔建設課、農林整備課、関係課〕

本項は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上、災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業に係る災害復旧事業についても短期間の完全復旧に努める。

また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等によりこれらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

3 国土交通省等の権限代行制度

○市道における災害復旧等に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって県がを行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、県に支援要請を行うことも検討する。

○市は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧工事事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

○市は、災害時、市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要することも検討する。

4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む 3 カ年で完了する方針のもとに、それぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

5 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間の完全復旧に努める。

第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

〔社会福祉課、商工観光課、農業振興課、農林整備課、建設課、関係課〕

1 市民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、市では、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

（1）各種手続の総合窓口

資料編 9-1 及び 2 に掲げる見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

また、資料編 9-3 に掲げる中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

（2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

（3）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

（4）情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2 被災者台帳の整備及び情報提供

（1）被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

（2）被災者の生活再建等のための情報提供

県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、市は、被災者に関する情報提供を県に要請するものとする。

3 災害義援金の配分

（1）配分組織の確立

災害義援金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて市に義援金配分委員会を設置する。

配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

- (イ) 市長
 - (ロ) 市議会議長
 - (ハ) 市自治会連合会会長
 - (ニ) 市社会福祉協議会会長
 - (ホ) その他市長が必要と認める者
- (2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

※ なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、県内で統一した被災者台帳システムの運用を図る。

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

経済・生活面の支援、住まいの確保・再建のための支援、農林漁業・中小企業・自営業への支援

〔関係課〕

(資料編【9】を参照)

第5章 激甚災害の指定

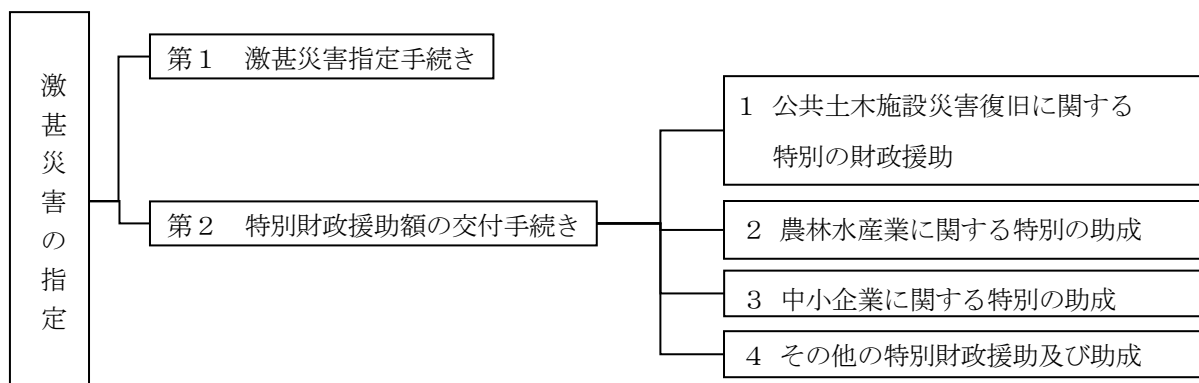
〔関係課〕

市内に大規模な災害が発生した場合、県は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査する。

●関係法令

- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

●対策体系



1 激甚災害指定の手続き

県知事が、市の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業の調査を行うこととなった場合、市長は、その調査等に協力するものとする。

2 特別財政援助

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

河川、道路等の公共土木施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、生活保護法、児童福祉法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等に基づき災害復旧事業等が行われることになる。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき行われることとなる。

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われることとなる。

(3) 中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証について、保険限度額の別途設定及び保険てん補率の引き上げの特例措置が行われ、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

(4) その他の特別財政援助及び助成

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている。